

熊本県議会史 第十卷

総  
説



*Kumamoto*

## 第一章

### 地方自治

#### 第1節 はじめに

ここでは総説の最初の章として、本書の内容を理解するために、対象となる時期の時代的な特徴を大枠で示したい。本巻が対象とする時期は、平成一一（一九九九）年四月から平成二三（二〇一一）年三月までの一二年間である。同時期においても、さまざまなニュースや変化があったが、以下の第五章各項目で説明されることを前に、以下、①から⑥について概要を述べる。すなわち、①国内外の金融・経済不況、②国内政治の動き、③少子高齢化と人口減少、④ハンセン病問題と水俣病問題、⑤自然災害と地球温暖化そして⑥新技術の進展である。

この時期の県知事は、福島譲二、潮谷義子そして蒲島郁夫の各氏が歴任した。県政の課題としては、前述の①から⑥ほかの課題があったが、この時期特有なものとして、九州新幹線が、博多から熊本を経て鹿児島へと全線開通したことが挙げられる。各種関連キャンペーンが催されたが、同時期には、国内外に知れ渡るマスコット・キャラクター「くまモン」も発表された。しかし、開通前日の平成二三年三月一日に東日本大震災が発生し、祝賀イベントはすべて中止となった。とはいえ、新幹線開通を祝う沿線の熱気を撮影したJR九州の幻のコマーシャル動画が、当時普及し始めた動画共有サイトで大きな話題となり、六月にはカンヌ国際広告祭金賞を受賞した。平成二四年四月に政令市移行が決定した熊本市との事務権限移譲に関する協議も本格化した。

第2節で概観する米国発の世界的な経済不況とともに、経済大国ニッポンの世界における地位は大きく変化（後退）した。平成一八年度時点で、日本の最大の貿易相手国は、米国から中国へと変わったが、平成二二年九

月の沖縄県・尖閣諸島付近での中国船による海上保安庁巡視船への衝突事件など、政治分野での関係は良好とは言いが難かった。また同時点で、日本のGDP（国内総生産）は、中国に追い抜かれ、世界三位に転落した。

なお、この時期には、外交・防衛問題でも大きな変化があった。外交面では、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との植民地問題、日本人拉致問題そして核ミサイル問題などは現在も解決されていない。平成一四年九月の小泉首相の初の訪朝があり、日本は植民地支配を謝罪、北朝鮮は日本人拉致を認め謝罪、国交正常化交渉再開で一致し、日朝平壤宣言に調印し、その後、拉致された日本人五人が帰国したが、警察庁は熊本市出身の松木薫さんから四人を拉致被害者に正式認定したが、その解決のめどもなく、繰り返されるミサイル発射、核実験など解決の糸口を見いだせてはいない。安全保障の面でも、九・一一アメリカ同時多発テロからイラク政権崩壊までの第二次湾岸戦争、そしてその後の熊本・第八師団を含めた自衛隊派遣、有事法制関連法、防衛省発足など戦後日本の防衛政策は大きく転換した。同時期には、平成一二年に国会への憲法調査会設置、平成一七年に自民党が「自衛軍保持」を記した新憲法草案の発表、平成一九年に憲法改正手続きに関する法律（国民投票法）も成立など、憲法改正の動きもより具体化した。

## 第2節 世界不況と日本経済の低迷そして社会不安

この時期の大きな特徴は、世界的な金融不安・経済不況・雇用の不安定化ならびに経済格差である。これらの影響は、これまでよりも日本そして熊本により強く、速く及ぶようになった。その原因はグローバル化であり、金融・情報、人、モノそしてサービスが国境を越え、相互に影響し合う状況にある。世界はより狭くなり、より相互に影響し合うようになった。

平成一一年には、金融再生委員会が、大手銀行一五行に総額七兆四、五九二億円の公的資金投入を承認し、同年に整理回収機構が発足したが、同年には銀行破綻が相次いだ。同時に金融再編も進み、同年には、第一勧業銀

行・富士銀行・日本興業銀行の三行統合が発表され、後に世界最大規模のメガバンクであるみずほフィナンシャルグループが発足した。

しかし、世界的不況は米国を中心に続いた。平成一三年には、米エネルギー大手エンロンが破綻し、翌年、全米二位の通信会社ワールドコムで粉飾決算が発覚、史上最悪規模の破産記録を塗り替え、米ユナイテッド航空の破綻などが続いた。日本でも、金融、スパー、さらに保険会社、ホテル業界など経営破綻が相次ぎ、平成二二年には、巨大百貨店そごうグループが過去最大規模の経営破綻となった。

日本経済は大きく傾き始めていた。平成一三年には、米格付会社が、日本の国債を主要七か国中最低に格下げした。同年七月には厚労省が、完全失業率が五・〇%と調査開始以来初と発表、不況は深刻を極めた。熊本でも、平成一〇年時点で、自己破産申立件数二、九六一件で前年比三六%増の過去最悪となっていた。これら生活苦を受けて、値下げ競争も加速し、平成一二年には日本マクドナルドがハンバーガーを平日半額などとした。

金融・経済の苦境は続き、平成一四年三月の不良債権残高は過去最悪の二六兆七、八一四億円に上り、東証株価指数は続落、平成一五年には、日経平均株価の終値が七、六〇七円八八銭、バブル崩壊後で最安値となった。平成一六年には、金融機関に公的資金投入を可能とする金融機関機能強化法が成立し、同年、東京三菱銀行とUFJ銀行が合併合意をし、金融再編の動きも進んだ。熊本でも金融再編の動きがあり、平成一八年に、熊本フアミリー銀行と福岡銀行とが資本業務提携、ふくおかフィナンシャルグループが発足した。

しかし、世界不況は止まらない。平成一九年八月、米で低所得者向け住宅ローン（サブプライム・ローン）に由来する世界同時株安が始まり、米欧日の中央銀行が資金提供するも、八月に、厚労省は住む場所のない「ネットカフェ難民」を全国五、四〇〇人と推計した。不況による内定取り消しや派遣切りなども続いた。翌年には、米証券会社四位のリーマン・ブラザーズが経営破綻し、世界同時不況、いわゆるリーマン・ショックが始まった。世相を示すように、戦前の労働者の苦境を描いた小林多喜二『蟹工船』が例年の一〇〇倍以上売れ、話題となった。平成二三年には、一月から三月期GDP速報値で、年率換算一五・二%減、戦後最悪となった。同年六月に

県は、厳しい景気・雇用情勢に対応するため、経済対策に伴う過去最大規模の八〇一億円の補正予算を編成した。しかし、経済や雇用の苦境は止まらない。平成二三年三月には日経平均株価終値は、バブル崩壊後の最安値（七、〇五四円九八銭）を更新し、同年、生活保護世帯も過去最多となり、同年、厚労省は、初めて日本の貧困率を一五・七％と発表し、先進国中で最悪と判明した。「一億総中流」は過去のものとなった。

非正規雇用も進んだ。平成一一年四月に改正労働基準法が施行され、女性の深夜・休日労働が適法となり、六月には男女共同参画社会基本法が成立したが、一二月には改正労働者派遣法が施行、派遣対象の業務が原則自由化した。非正規雇用はより加速し、とくに女性の雇用の不安定化（流動性）がより高まった。経済格差はより広がった。

同時期には、希望の見えない世情を反映してか、無差別大量殺傷事件も次々と発生した。東京・池袋（平11年9月）、山口・下関駅（同月）、大阪教育大学附属池田小での殺傷事件（平13年6月）、東京・秋葉原での連続殺傷事件（平20年6月）などである。世界経済の不況は、日常生活の苦しみとなり、理不尽な事件が頻発する時期でもあった。

### 第3節 選挙・地方自治、人口減少、少子高齢化そして年金問題

この時期の国政は、自民党を中心とする連立政権から、平成二一年の民主党政権の発足そしてその後の安倍第二次政権へと目まぐるしく変化した。平成一一年の小渕恵三（第一次改造内閣）内閣から始まり、一二年四月森喜朗、一三年四月小泉純一郎そして一八年九月安倍晋三内閣（第一次）となり、同総理は初の戦後生まれで最年少（五二歳）であったが、「消えた年金問題」などあり、翌年辞任、一九九年九月福田康夫内閣が発足したが、やはり翌年辞任、二〇年九月麻生太郎内閣も発足したが、二二年九月の衆院選で民主党が大勝、政権交代となり、鳩山由紀夫内閣が発足した。民主党政権では、世論の高い期待を背景に、行政刷新会議による、いわゆる事業仕

分けなどなされたが、外交・安全保障などで世論の期待を裏切り、鳩山内閣は辞任、二二年六月菅直人内閣が成立したが、二二年七月の参院選で民主党は敗北し、与党民主党が過半数を割る、ねじれ国会となった。

この時期、県知事は、福島、潮谷そして蒲島の各氏が歴任した。平成三年二月に就任した福島知事が、三期目の途中、平成一二年二月に死去し、同年四月に潮谷義子氏が県政史上、民間のかつ女性としての初の県知事となった。平成一一年三月から県政史上初の女性副知事でもあった同氏は、福島知事の政策を継承し、平成一二年六月には、新たな総合計画「パートナーシップ21くまもと」を策定し、「21世紀への責任と挑戦」を基本姿勢として、基本目標を「創造にあふれ、<sup>いのち</sup>生命が脈うつくまもと」とし、県民と一体となって取り組むべき主要施策として、次の五つの分野を基本計画とした。①産業：新世紀を拓く力強い産業づくり、②基盤：未来に向けて、県民の暮らしの向上と産業発展のための基盤づくり、③ひと：個人や能力を生かして、自分らしい生き方が実現できる社会、④環境：人と環境が共生した持続可能な循環社会「環境立県くまもと」の形成、⑤協働：パートナーシップのもと、互いに支えあい、励ましあう「協働社会」の実現。そして、九州新幹線建設、水俣病問題、川辺川ダム問題、財政再建、男女共同参画社会づくり、ユニバーサルデザインなどに取り組んだ。二期八年の潮谷知事退任を受けた平成二〇年四月には、熊本県出身で東大教授の蒲島郁夫氏が初当選し、平成二〇年九月議会において、長年懸案となっていた「川辺川ダム建設の白紙撤回」を表明した。同年一二月には、「くまもとの夢4カ年戦略」を発表し、県民幸福量の



蒲島郁夫氏、知事に初当選（H20.3.23）  
〈写真提供：熊本日日新聞社〉



潮谷義子氏、知事に当選（H12.4.16）

最大化を目指し、くまもとの夢の実現に向け、①経済上昇くまもと（経済）、②長寿安心くまもと（暮らし）、③品格あるくまもと（誇り）、④人が輝くくまもと（人）の四つの分野を重点分野とし、喫緊の課題として、行財政改革・川辺川ダム問題・水俣病問題、政令指定都市誕生に取り組むこととした。同氏は、その後相次いだ災害等からの復旧に精力を注ぎ、県民の強い支持のもと、令和六（二〇二四）年まで県政史上最長の四期一六年の長きにわたり県政を牽引した。

いわゆる平成の市町村合併も大きく動いた。平成一一年七月に、改正市町村合併特例法が成立、同年八月には自治省から「市町村合併の推進指針」が発出され、各県に「市町村の合併の推進についての要綱」を策定するよう要請された。本県においては、平成六年度、七年度に市町村の自主的合併に関する調査研究が実施され、合併機運を盛り上げ、平成一二年三月には全国二番目となる「熊本県市町村合併推進要綱」を策定・公表し、市町村合併を積極的に推進した。同要綱では、市町村合併の背景として、①住民の日常生活圏の拡大、②行政ニーズの多様化、③地方分権の推進、④人口の少子高齢化の進行、⑤国、地方における財政の状況と今後の見通しを挙げ、それら市町村行財政を取り巻く環境の変化に対して、一層効率的な行財政運営を行うことが求められ、分権時代にあふさわしい財政基盤強化を図ることを課題とし、市町村合併の効果としては、①広域的な観点からの地域づくり・まちづくり、②住民サービスの向上、③行財政運営の効率化と基盤強化が掲げられた。

平成一一年三月には全国三、二二二の市町村が、二二年三月末に一、七三〇市町村に集約され、市町村数は半減した。県内でも、二二年三月の九四市町村（一一市六二町二村）から、二二年三月の四五市町村（一四市二三町八村）へと半減し、合併により誕生した市町は、一五年四月のあさぎり町から、二二年三月の熊本市まで一七市町（一〇市六町一村）、関係する市町村は六六



熊本市と植木町、城南町が合併（H22.3.23）  
〈写真提供：熊本日日新聞社〉

(七市四六町一三村)に及んだ。地方自治は大きく様変わりした。

市町村合併の総括として、平成二二年二月議会における岩中伸司議員(新社会党)の一般質問に対して蒲島知事は、以下のように答弁した。「それぞれの合併市町村では、人口減少や少子高齢化の進展、国、地方を通じた厳しい財政状況など、社会経済情勢の変化を真剣に受け止め、市町村の将来を見据えた真摯な協議を経て、合併という判断をされたものと高く評価している。このことは、専任組織の設置や専門職員の採用が可能となるなど本格化する地方分権の受け皿としての、さらには広域的なまちづくりに取り組みするための行政体制の整備ができたものと考えている。また、平成二二年二月の新熊本市誕生により、政令指定都市移行が現実のものとなり、将来の県勢発展の礎を築くことができた。一方で、市町村の規模が大きくなったことにより、住民と行政の心理的距離感の拡大や、短期的には中心部と周辺部の格差が増大するなどの問題が指摘されている。また、合併と三位一体の改革の時期が重なったことにより、合併して経済状況がcaえて厳しくなったとの印象を持たれたり、合併を契機に取り組まれてきた行政改革による公共料金の見直しなどが、住民サービスの低下と受け取られるといった面もあり、合併効果があらわれるまでに一定の期間を要するものが多く、検証に当たっては、長期的な視点で行われる必要がある。このようなことから、合併のマイナス面を最小化し、プラス面を最大化していくことが今後の行政の役割であると考えている。そのため、県としても、引き続き合併市町村の取り組みを支援していく。」

また同時期には、県の出先機関においても、第二次行政改革大綱に基づき、地域に密着した総合行政の推進や効率的、効果的な執行体制の整備を図る観点から、県事務所、保健所、土木事務所を統合した総合出先機関として、熊本市地域を除いて地域振興局を設置することとし、地域振興局設置条例を平成一〇年一二月議会に提案し、平成一二年四月一日より、三〇機関を再編統合し、県内一〇の地域振興局が発足した。

この時期は、世界的な経済不況を受けて、国や地方の財政的苦境が続く、その再建が課題となった。平成二二年には、当時の大蔵省が、国の財政の賃借対照表を初めて公表、債務超過が七七六兆円と発表した。翌年の政府

予算案での国債依存は三四・三%、年度末国債・地方債残高は六六六兆円に達した。熊本県でも、平成一三年に県財政健全化計画を策定した。平成一五年に、政府は地方税・財政の三位一体改革を含む骨太の方針案を閣議決定した。翌年にも政府与党は、地方財政の三位一体改革を決定し、補助金削減、地方税源移譲、地方交付税の見直しが決定した。平成一八年には、夕張市が財政再建団体を申請し、翌年、再建団体に移行し、国の管理下となった。地方公共団体の破綻が現実のものとなった。平成二〇年九月に、熊本県財政再建推進本部は、県職員一、二〇〇人以上の削減、給与カットや補助金見直しにも踏み込む財政再建戦略の中間報告をまとめ、翌年、県財政再建戦略を策定した。

これら、国や地方公共団体などの財政の苦境の一因と言えるのが、この時期における急激な人口減少、少子高齢化である。それは国内の市場規模の急激な縮小も意味した。平成一一年には、世界の人口が六〇億人を超えた一方で、同年三月発表の人口動態によると、県人口は前年より四一人多い一八七万四七三人で、人口増加率はわずか〇・〇二%、うち六五歳以上の老年人口は県人口の二〇・三%を占め、全国一三番目であった。翌年の国勢調査速報では、県人口は一八五万九、四五一一人、昭和五〇（一九七五）年以来初の減少となった。平成一七年末の国勢調査速報値では、日本の総人口も一億二、七七五万人と戦後復興以来、初の減少となった。平成一九年の九州地方整備局発表では、集落機能の維持が困難となる限界集落が、県内二七市町村二〇五か所、五集落は今後一〇年以内に消滅とされた。

このような少子高齢化を反映してか、年金問題がクローズアップされ、政権を揺るがせた。平成一二年には、介護保険制度が始まり、同年、支給水準を引き下げた年金改革法案が成立し、厚生年金の支給開始年齢の段階的引き上げが始まった。平成一四年には、医療費自己負担を三割とした医療保険制度改革関連法が成立した。平成一六年には、保険料引き上げと給付水準抑制を柱とする年金制度改革関連法が成立したが、それを審議する国会議員や小泉内閣の三閣僚、さらには小泉首相にまで年金未納が発覚した。平成一七年には、利用者の負担増など改正介護保険法が成立し、平成一八年には、年金保険料の不正免除・猶予が全国二六都道府県で

一一万三、九七五件が発覚し、平成二二年に、一〇〇歳以上の二三万人が戸籍上「生存」（実際は死亡）との事実が発覚し、年金の不正受給問題へと発展した。

#### 第4節 ハンセン病問題と水俣病問題―近代日本の負の遺産とその克服―

熊本における近代日本の負の遺産としてハンセン病強制隔離の問題と水俣病問題がある。前者・ハンセン病問題について詳しくは、第五章（一）に譲るが、この時期での大きな前進もあった。菊池恵楓園などの元患者が国の強制隔離政策の違法性を訴えた国家賠償請求訴訟（国賠訴訟）で、熊本地裁は、平成一三年五月一日に歴史的な判決を下し、国のハンセン病政策の誤りを認め、原告一七人に総額一八億二、三八〇万円の賠償金支払いを国に命じ、国の隔離政策を見直すべき国会の立法責任にまで踏み込んだ。同月二二日には、小泉首相が控訴を断念し、判決は確定した。六月一六日には、坂口厚労大臣が恵楓園を訪問、国の隔離政策を謝罪し、同行した潮谷知事は、同一九日再び恵楓園を訪れ、国の隔離政策の一端を担った県の姿勢について正式に謝罪した。その後、菊池恵楓園などの施設入所者を対象とした全国初の意向調査が実施され、翌一四年一月には、未入所の元患者の国賠訴訟が熊本地裁で和解となった。同年六月以降、熊本市立熊本博物館などでハンセン病に関する展覧会が開催された。

しかし、強制隔離への法的救済、社会への理解促進が進む中でも、長年国策とされたことによる病气への偏見は根深い。それを示したのが、黒川温泉宿泊拒否事件である。事件の発端は、県の「ふるさと訪問事業」で平成一五年一月一八日から一泊の予定で宿泊予約を入れたところ、一月一三日になって南小国町のアイレディース宮殿黒川温泉ホテルが、恵楓園入所の元患者らに「他の宿泊客に迷惑がかかる」との理由で宿泊を拒否したところにある（潮谷知事表明）。同ホテル経営会社は、「ホテル業として当然の判断」としたが、熊本地方事務局と県人権擁護委員連合会が「元患者への偏見、差別の解消に向けた活動を強化する」と声明を発表し、県も「一層の

啓発に取り組む」と表明し、平成一六年三月三日に、県は旅館業法に基づき同ホテルへの六〇時間の営業停止処分を通知、同社は処分を受け入れ、五月六日、県に同ホテル廃業届を提出し、閉館した。なお、この間、本来、被害者であるはずの入所者への激しい誹謗中傷（ひぼうちゆうきやう）もあった一方で、その倍の数の激励や支援の手紙などが全国から寄せられたことも特筆すべきことである。

もう一つの近代日本の負の遺産は、水俣病問題である。第五章（3）で詳しく述べられるが、この時期では、裁判和解そして特別措置法による救済も進んだが、他方、偏見や差別も続いた。平成一二年二月八日、政府の水俣病関係閣僚会議は、水俣病患者補償で経営危機のチッソへの抜本的支援措置を閣議了解した。同年、県水俣湾環境モニタリング委員会が、魚介類水銀調査打ち切りを承認し、昭和四三（一九六八）年以来、三二年続いた調査は終結した。平成一三年一〇月には、水俣市で水銀国際会議が開催され、四一か国、四六三人が参加し、水俣病問題の教訓を後世に伝え、水銀汚染を防止する取り組みが話し合われた。平成一三年四月二七日、関西訴訟で、大阪高裁が、国と熊本県の責任を認める逆転判決を出し、この判決は、平成一六年一〇月一五日に最高裁判決で維持され、国と県の上告を棄却し、未認定患者三七人に計七、一五〇万円の賠償責任が確定した。被害防止策を怠った行政の法的責任を認めた最高裁初の判断となった。翌年には、医療費等の支給が開始された。平成一七年一〇月には、水俣病不知火患者会が、県、国およびチッソを相手に損害賠償訴訟「ノーモア・ミナマタ国家賠償訴訟」の第一陣五〇人が訴訟提起をした。同年一月には同会の第二陣五〇四人、同一二月には同第三陣一三六人が熊本地裁にそれぞれ追加提訴した。

平成一八年四月には、衆参両院で「水俣病公式確認五〇年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」が可決された。同月には、臨時県議会でも「水俣病公式確認五〇年を迎えるに当たっての宣言決議」が全会一致で採択された。同月には、小泉首相談話で、水俣病公式確認五〇年を前に、おわびと環境保全、再発防止への決意が示された。五月一日には、水俣病犠牲者慰霊式が開催され、平成一九年に、一六年一〇月の関西訴訟最高裁判決確定を受け、一七年から交付が始まった県の新保健手帳交付者が一人を超え、救済が進むか

に見えた。しかし、一九年五月には、水俣病認定申請を棄却処分された人たちが県の不作為の違法確認などを求め、熊本地裁に訴訟提起した。同年一二月には、県議会で新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議が可決され、二一年一月には、熊本・鹿児島両県知事から環境大臣に要望書が提出された。これを受けて、三月には、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が国会に提出され、同七月に可決した。しかし、二二年二月には、水俣病不知火患者会会員がノーモア・ミナマタ国賠訴訟を東京地裁に提起した。同年五月一日には、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山首相が歴代首相で初めて出席し、同日には、特別措置法に基づく救済措置の申請受付も始まった。同七月一六日、大阪地裁は、水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けを求めた訴訟で、大阪地裁が認定基準を否定し、水俣病認定を命じる判決を下し、県が控訴した。翌二三年三月には、国、県そしてチツソに損害賠償を求めた各訴訟で、各裁判所の和解勧告があり、同二四日に東京訴訟で、同二五日に熊本地裁、同二八日に近畿訴訟で和解が成立した。

しかし、特例法や和解での救済が続く間でも、水俣病への偏見・差別は根深い。たとえば、県の対応である。平成一二年八月には、県の水俣病認定申請者疫学調査書で職業欄に無職の意味で「ブラブラ」と記入した問題で、潮谷知事が謝罪し、同九月の定例県議会で県は、同旨「ブラブラ」との記入例が全体で延べ七、一八六件に上ることを公表した。次は、国の官僚である。原徳寿・環境省保健部長は、新聞インタビューで「不知火海沿岸では体調不良をすぐ水俣病に結び付ける傾向がある」などと発言（『熊本日日新聞』平21・7・23）、被害者七団体に謝罪した。大人世代の差別意識は、若い世代にもそのまま残る。翌年六月には、水俣市の中学生が県内の他市の中学とのサッカー練習試合中、「水俣病、触るな」と差別的な発言を受け、相手チーム全員が謝罪、同校長や教育長らに関係者に謝罪した（同平成二二年七月一五日付）。世代を越えて広がる根深い偏見・差別を断ち切るためには、歴史への深い洞察と反省、そして将来への強い意志と継続した取り組みが必要である。

## 第5節 自然災害、地球温暖化そして食の安全

自然災害、地球温暖化そして食の安全は、人間の活動と環境破壊などが複雑に関連しあう。熊本でも、全国各地と同じく、毎年のように地震、台風そして豪雨などの被害を被っており、日本有数の農業県への影響も大きい。平成十一年九月二十四日には、大型で非常に強い台風18号が早朝、天草から荒尾市付近に上陸。宇土郡不知火町松合では、満潮時刻に重なり、高潮により民家約六〇戸が水没、一二人が水死、熊本市、水上村などでも死者が出て、県内の犠牲者は一六人、関連死は二人、停電は四八万世帯に達した。平成十五年七月二〇日にも、県南に集中豪雨があり、水俣市で一九人が死亡、全壊家屋二二の大惨事となり、県南を中心に、約一七六億一、二〇〇万円の被害となった。県の防災体制の不備が問題となった。

平成一六年一〇月に、新潟県中越地震（M六・八）があり、死者六八人、負傷約四、八〇〇人、家屋全半壊が一万六、〇〇〇棟超となり、県職員派遣など支援を行った。その三年後の平成一九年にも、新潟県中越地震（M六・八）があり、死者一五人、東京電力柏崎刈羽原発で火災も発生した。しかし、これらが他人事ではないことは、その後の平成二八年四月に震度7を二回観測した熊本地震からも明らかである。すでに当時から警告はされており、平成一三年に政府地震調査委員会は、県南部の布田川・日奈久断層帯で今後三〇年以内にM七・五程度の地震が発生する確率を最大六％とし、平成一九年にも気象庁は過去に大地震が発生する予兆としての活動低下を、県西部で指摘していた。

豪雨などをもたらす地球温暖化は、国境を越え、地球全体の問題との認識も進んだ。米国は、平成一三年に地球温暖化防止をめざす京都議定書不支持を表明したが、日本国政府は、平成一四年に京都議定書の批准を決定した。その間も、灼熱の夏は続き、平成一三年八月には環境省が気温三〇度を超す日時が、過去二〇年で東京、名古屋で倍増、仙台で三倍と発表し、都市化に基づくヒートアイランド現象が知られた。同年八月五日には、熊本市でも最高気温三六・九度を記録、気温三五度以上が連続一五日の最長記録となった。平成一七年には京都議定

書が発効し、国内、熊本でも地球温暖化対策が具体化される。同六月には、政府が夏季軽装による省エネをめざす、いわゆるクールビズ活動が始まった。同月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、同月、熊本でも第二次県庁率先実行計画（チーム・マイナス六％計画）を策定した。平成二〇年に県は、温暖化に対応した耐暑性の水稻品種「くまさんの力」を独自開発し、作付を促した。平成二一（二〇〇九）年には、鳩山首相が国連気候変動首脳会議で二〇二〇年までに温室効果ガスを九〇年比で二五％減と演説し、取り組みが求められた。平成二二年には、県地球温暖化対策を推進する条例が施行されたが、同年は観測史上一番の暑い夏となり、熱中症の救急搬送が全国で五万人を超え、対策の必要性は高まるばかりである。

この時期では、食品偽装など食の安全が問われる事件も多かった。平成一一年にテレビ朝日で埼玉県所沢市の野菜のダイオキシン濃度が高いとの誤報があり、埼玉県産野菜の価格が大暴落となった。しかし、すでに同一月の段階で、県は菊池市の産業廃棄物処理会社設置の新型焼却炉の排煙に含まれるダイオキシン濃度が県との進出協定で定めた濃度を上回ったため、停止を指導、同社も運転を停止した。平成一二年六月には、雪印乳業大阪工場の乳製品で集団食中毒が発生、被害者一万三、四二〇人は戦後最悪となった。平成一五年には、くまもと食の安全安心のための基本方針が策定された。

牛や鶏など食肉をめぐる食の安全確保が厳しく問われる時期でもあった。平成一三年に、千葉県で日本初のBSE（牛海綿状脳症）感染が確認され、同年八月から九月にかけて県内でも牛の緊急調査が行われた。平成一四年一月に、雪印食品など、輸入牛肉を国産と偽装し、BSE発生による国の買い上げ支援制度を悪用した事件が次々と発覚した。平成一五年一二月にも、米でBSEの牛が発見、政府は米国産牛肉の輸入停止措置をし、平成一六年二月には、牛丼チェーン店で牛丼が販売休止となった。九月には県内でも、BSE感染の乳用牛が発見された。平成一八年六月には、県食の安全安心推進条例に基づく「熊本県食の安全安心推進計画」を策定した。しかし、同年には、再び米国の輸入牛肉から特定部位である脊柱の混入が検疫で発覚し、再び米国産牛肉が全面禁止された。

平成一六年二月に、県議会は、大分県九重町で発生した高病原性鳥インフルエンザで阿蘇地域が移動制限区域に入ったことを受け、国に区域内の養鶏農家への支援策を求める意見書を全会一致で可決した。平成一六年一月、山口県の養鶏場で国内七九年ぶりの鳥インフルエンザ発生を確認、翌年にかけて国内外で大流行した。平成一九年一月、宮崎県の養鶏場で鳥インフルエンザ感染の鶏が大量死し、宮崎県内などにも感染が拡大した。

観光資源でもある温泉でも健康問題が発生した。平成一四年七月には、宮崎県の温泉でレジオネラ菌による集団感染が発生、七人が死亡した。同年八月には、県内公衆浴場の調査があり、一八〇施設が不適合と判明し、平成一六年一〇月には、県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例が施行された。

## 第6節 新たなサービスインターネット・スマートフォン、百貨店とコンビニ

この時期には、現在、日常風景となった社会的インフラが登場、普及した。たとえば、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ネット銀行・証券、ネット通販そして音楽・動画配信などである。これらは、わたしたちの日常生活を非常に便利にし、情報などのグローバル化も大いに促進したが、他方で、個人情報漏洩ろうえいなども生じた。

すでに携帯電話は、平成一二年三月末で五、〇〇〇万台を突破し、普及率も五〇・三％と固定電話を抜いた。携帯電話の普及は、平成一六年一月の道路交通法改正により、自動車走行中の携帯電話使用に五万円以下の罰金との新たなルールが定められた。平成一九年一月には携帯電話・PHSの契約が一億件を突破した。携帯電話は、当初の電話機能のみから、カメラ、メール、インターネット、SNS、さらに送金機能など各機能へと幅広く進化した。

流通・小売では、百貨店の凋落たうらくとともに、コンビニエンスストアの隆盛も目立った。平成一四年四月に、熊本岩田屋が撤退を表明、阪神百貨店との業務提携で、平成二三年に県民百貨店となった。百貨店の苦境は続き、平

成二一年の売り上げが二四年ぶりに七兆円割れとなった。

それと対照的なのがコンビニ業界である。平成一五年には、コンビニ大手セブンイレブンが国内一万店舗を小売業で初めて達成し、平成一七年には、同社が、そごう・西武百貨店の買収を発表し、平成一九年には世界で三、二〇〇店舗を超え、世界最大のチェーン店へと成長した。

県内で郊外ショッピングモールが誕生したのもこの時期である。平成一六年六月、スーパライズミ運営の大型複合商業施設「ゆめタウン光の森」が菊陽町に、平成一七年一〇月には、「ダイヤモンドシティ・クレア」が嘉島町にオープンした。

#### 【参考】

中村政則・森武磨編著『年表 昭和・平成史新版一九二六～二〇一九』(岩波書店、二〇一九年) 八二～九四頁

毎日新聞出版平成史編集室『平成史全記録』(毎日新聞出版、二〇一九年) 一二二～一三三五頁

熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」(熊本県、平成二二年六月)

くまもとの夢4カ年戦略(熊本県、平成二〇年一二月)

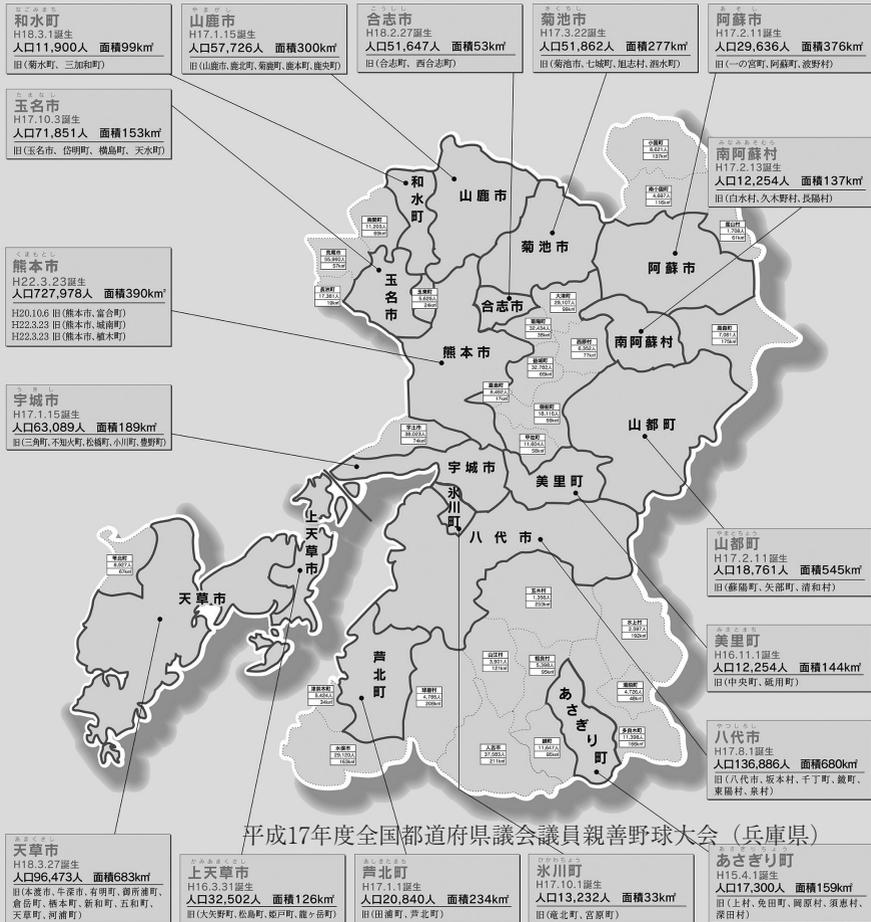
熊本県市町村合併史(三訂版)(熊本県、平成二四年三月)

恵楓園歴史資料館ホームページの「宿泊拒否事件」<https://www.keifuen-history-museum.jp/shukuhakukyohi-jiken.html>

(二〇二四年五月六日最終閲覧)

# 熊本県市町村合併地図

H22.3.23現在



平成17年度全国都道府県議会議員親善野球大会(兵庫県)

■ 合併により誕生した市町村数:17地域(10市 6町 1村)(関係市町村数:66市町村<7市 46町 13村>)

現在の市町村数 45市町村【14市 23町 8村】※H12.3月現在 94市町村(11市 62町 21村)

(熊本県総務部市町村課 提供)

## 第二章

# 政治と政党

### 第1節 国外情勢と国内課題への政治対応

#### 1 激動の中東アジア情勢と政治判断

##### (1) アフガニスタン攻撃と政治判断

二〇〇一（平成一三）年九月一日、イスラム原理主義過激派アルカイダのメンバー一九人は、アメリカ合衆国（アメリカ）北東部の空港から出発した旅客機四機をハイジャックし、二機をニューヨークのワールドトレードセンターに激突させ、一機をバージニア州アーリントン郡のペンタゴン（アメリカ国防総省本庁舎）に激突させた。九・一一とも呼称されるアメリカ同時多発テロ事件で、アメリカの威信を失墜させる事件となった。アメリカは、報復として、首謀者ウサマ・ビン・ラディンとアルカイダを匿<sup>かくま</sup>うアフガニスタン・イスラム共和国（アフガニスタン）のタリバン政権に圧力を加え、一〇月七日、アフガニスタンへの軍事攻撃を開始した。

この攻撃には、NATO（北大西洋条約機構）軍、その他の同盟国が集団的自衛権の行使として参加した。それは、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とうたった日本国憲法第九条を持つ日本も例外ではなく、有志連合の一員としての協力が求められた。

政府は、それまでの自衛隊の海外活動の中心が国連平和維持活動（国連PKO）だった方針を転換して、対米支援に傾かせることになった。その法的根拠として一〇月二九日に急遽<sup>きんげん</sup>成立させたのが、「平成十三年九月十一

日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（テロ対策特別措置法）だった。

ただし、「基本原則」は、「第二条 政府は、この法律に基づく協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置（以下「対応措置」という）を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする」もので、まだ国連PKOの範疇はんちゆうの中にあつた。そのため、「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない」とした。また、「対応措置」の活動地域は、「我が国領域及び現に戦闘行為（略）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる次に掲げる地域」として、「一 公海（略）排他的経済水域を含む。（略）及びその上空／二 外国の領域（略 当該外国の同意がある場合に限る。）」と限定された。そして、その「協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置」としての、護衛艦（イージス艦）二隻によるリーダー支援、補給艦一隻による給油等の支援活動のため、公布・施行の一週間後の一月九日、海上自衛隊の艦船三隻をインド洋に向けて出航させた。

二年間の時限立法だったため、平成一五年一〇月の改正で二年間延長され、平成一七年一〇月の改正でさらに一年間の再延長、平成一八年一〇月の改正でさらに一年間再々延長され、さらにそれ以降は、半年単位で延長されていった。そして、平成一九年九月一二日の安倍晋三内閣総理大臣の突然の辞意表明で、改正が困難となり、一月に期限切れで失効した。その後、福田康夫政権下の、平成二〇年一月一日「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（新テロ特措法）が後継法案として成立し、二年後の一月に廃止となった。

## （2）イラク戦争と政治判断

イラク共和国(以下「イラク」)は、湾岸戦争の停戦条件(一九九一年四月)として、「大量破壊兵器の完全廃棄」(国際連合安全保障理事会決議(UNSCR)六八七)を踏まえた国際連合特別委員会(UNSC)と国際原子力機関(IAEA)の査察を受け入れた。しかし、「大量破壊兵器などについて不完全な報告書を提出したり、査察団の活動の妨害、査察官に対する威嚇を行うなどし、一九九八年にはすべての査察活動への協力停止を表明、これを受けて査察官が同国を退去するまでの約八年間にわたって、安保理決議に基づく査察活動に対する妨害を繰り返した」(防衛省編二〇〇三)という。これに対して、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」)は、即時、無条件、無制限の査察受け入れを要求し、義務履行の最後の機会を与えた。そして、二〇〇二年一月八日、「安全保障理事会がイラクに対し、義務違反が続けば同国は重大な結果に直面するであろうと、再三警告してきたことを想起」とする安保理決議第一、四四一号を採択した。イラクはこれを受け入れ、一月末から国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)とIAEAは査察活動を再開したが、新たな情報をほとんど提供されなかった。このような中、これに業を煮やしたアメリカは、「安保理における交渉が難航し、最終的な意見の一致が期待できない一方で、米英などはイラクの大量破壊兵器が国際社会の平和と安全に与えている脅威をこれ以上放置することはできないとし、これを取り除くため、イラクの政権指導部に対する四八時間の猶予を与える最後通告の後、本年(二〇〇三年)筆者補記)三月二〇日から軍事行動を開始した」(防衛省編二〇〇三)のであった。

このように始まったイラク戦争は、アメリカが主体となり、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国(以下「イギリス」)、オーストラリア連邦と、工兵部隊派遣のポーランド共和国が加わっての有志連合で行われた。小泉純一郎首相は、有志連合の行動に、同日午後三時三三分開議の第一五六回国会の本会議で「そのような米国が国際社会の大義に従って大きな犠牲を払おうとしているとき、わが国が可能な限りの支援を行うことは、わが国の責務であり、当然のこと」と、支持と支援を表明した。また、支援内容に踏み込み、「武力行使によって被災民が発生するのに応じて、国際機関やNGOを通じて支援や、周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行います」と表明。また、今後の事態

の推移を見守りながら、「経済的影響を受けるイラク周辺地域に対して、影響を緩和するための支援」「イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上における遺棄機雷の処理、復旧復興支援や人道支援等のための所要の措置」を検討するとも述べた。さらに、「アフガニスタン等におけるテロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対して、テロ対策特措法に基づく支援を継続・強化」するとも言及した。この表明こそ、平成一五年一二月から平成二一年二月まで続いた自衛隊イラク派遣につながるものだった。

ただし、国際社会がすべてこうした認識を共有したかといえ、そうではなかった。例えば、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ロシア連邦の外務大臣は、二月二四日にアメリカ、イギリス、スペイン王国が安保理に提出したイラクに対する武力行使を容認する新決議案に反対する共同宣言を発表し、フランスのジャック・シラク大統領は拒否権行使を明言した。その結果、新決議案は取り下げられた。また、「イラク戦争では安保理決議はなく、アナン事務総長は『国連憲章に照らして違法だ』と批判した」（『朝日新聞』令5・3・21）ことも、そのことを物語っていた。

しかも、この派遣についての国民の受けとめ方も複雑だった。日本放送協会（NHK）の平成一五年の国民意識調査では、「イラク自衛隊派遣賛否」で一月は賛成四二％対反対五一％だったが、二月が賛成四六％対反対四七％、三月が賛成五一％対反対四三％となった。当初は反対が僅かに上回ってはいたが、その後は賛成が徐々に増加し、三月には逆転していた。ただし、その差は僅差で、世論を二分する問題だったことがわかる。

こうした中、小泉政権は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（イラク特措法）を六月一三日に提出した。そして、四年間の時限立法として七月二六日に成立するまで、とりわけ「戦闘地域」と「非戦闘地域」を焦点に、日本国憲法第九条の理念とも相まって、激しい議論が展開された。とくに小泉首相と民主党の菅直人代表の第一五六回国会 国家基本政策委員会合同審査会（七月二三日）での議論は、話題となった。菅代表が「『このような地域へ自衛隊を派遣することは、明確な海外派兵であり、明らかに憲法九条に違反する行為であります』これは私が言っているんじゃない、元の防衛庁の局長が言って

いるんです」とただした。これに対して、小泉首相は、「非戦闘地域に限って自衛隊を派遣するわけでありまして、今回の問題も、法律も、憲法に違反する問題ではございません」と応じた。すると、菅代表は「今のイラクに非戦闘地域というのがあるんですか、一体。(中略)少なくとも、非戦闘地域が例えばどこなのか、一か所でも言えるのであれば、総理、言ってみてください」と追及。これには、「今も、民間人も政府職員も、イラク国内で活動しているグループはたくさんあるわけですから、今でも非戦闘地域は存在していると思っています。(中略)日本政府が非戦闘地域をつくるなどという、そんな考えは毛頭ありません。(中略)はつきりお答えいたしますが、戦闘地域には自衛隊を派遣することはありません」とこたえた。

その後、自衛隊のイラク派遣は、平成一五年一月一五日〜平成一六年一月四日までの二年間、平成一六年一月九日と平成一七年一月八日にそれぞれ一年延長が決定された。そして、平成一八年六月二〇日に陸上自衛隊の撤収が始まり、平成一九年六月二〇日にイラク特措法が改正されて、派遣期限を二年延長され、平成二二年二月、任務が完全に終了した。

## 2 政治主導の構造改革の急進

小泉政権のもと、政治主導で行われた「聖域なき構造改革」は、中曽根内閣による構造改革、橋本龍太郎内閣による六大改革の方針と、日本政府が一九八〇年代から進めてきた構造改革を引き継ぐものだった。しかも、その政治手法は「ワンフリーズ・ポリティクス」とも表現される、わかりやすいキャッチフレーズで、有権者を引き付けるもので、「官から民へ」や「中央から地方へ」を掲げ、高い内閣支持率を背景に構造改革を推進した。

平成一三年四月二六日、自民党の小泉総裁は、衆参両院で首班指名され、内閣総理大臣に就任し、第一次小泉内閣が発足した。小泉首相は、五月七日に



小泉純一郎内閣が発足 (H13.4.26)

(写真提供：共同通信社)

行つた「第一五一回国会における小泉総理大臣所信表明演説」の中で、「経済・財政の構造改革―構造改革なくして景気回復なし―」行政の構造改革―民間にできることは民間に、地方にできることは地方に―「社会の構造改革―生きがいを持って、安心して暮らすことができる社会―」「二一世紀の外交・安全保障」のスローガンごとに、その政策を説明した。そして、

明治初期、厳しい窮乏の中にあつた長岡藩に、救援のための米百俵が届けられました。(中略) 当時の指導者は、百俵を将来の千俵、万俵として生かすため、明日の人づくりのための学校設立資金に使いました。(中略) 今の痛みに耐えて明日を良くしようという「米百俵の精神」こそ、改革を進めようとする今日の我々に必要ではないでしょうか。

(中略)

私は、この内閣において、「聖域なき構造改革」に取り組みます。私は、自らを律し、一身を投げ出し、日本国総理大臣の職責を果たすべく、全力を尽くす覚悟であります。

と覚悟を表した。そして、毎年六月頃に経済財政諮問会議で策定されていつた政府の基本方針のもと、「構造改革なくして日本の再生と発展はない」という信念で、経済、財政、行政、社会、政治の分野における構造改革を進めることにより、『新世紀維新』とも言うべき改革」がスタートした。

そのスキームが明確にされたのが、平成一三年一月一九日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」だった。一六三の特殊法人、認可法人の事業、組織形態の見直し内容を定め、事業の徹底した見直しで、廃止や民営化等を行う計画だった。

平成一六年、「民間にできることは民間に」として進められたのが、特殊法人の日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の道路関係四公団の民営化だった。「約四〇兆円に上る有利子債務を確実に返済」真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期にできるだけ少ない国民負担で建設「民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定や多様なサービスを提供」(道路関係四公団民営化の基本的枠

組み」を目的に実施された。そして、平成一六年六月二日に「高速道路株式会社」「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」「日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律」「日本道路公団等民営化関係法施行法」の道路関係四公団民営化関係四法が成立。平成一七年一〇月一日、日本道路公団は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の三社に分割され、首都高速道路公団は首都高速道路株式会社に、阪神高速道路公団は阪神高速道路株式会社に、本州四国連絡橋公団は本州四国連絡高速道路株式会社に運営が引き継がれた。

平成一七年は、政局が大きく揺れた年だった。それは小泉首相が「改革の本丸」と位置づけていた郵政民営化をめぐる動向だった。小泉首相が郵政民営化を思いついたのは、大蔵政務次官時代の昭和五三（一九七八）年頃（小泉一九九七）のようだが、ここでは深掘りはせず、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下「骨太の方針」）の項目の推移から見てみたい。

小泉政権の政策として、最初に郵政民営化が現れたのは、内閣総理大臣に就任して初めて発した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の中だった。その「三：経済の再生」の中の「（四）規制改革のみならず制度改革に踏み込む」に、「郵政三事業については、予定どおり平成一五年の公社化を実現し、その後のあり方については、総理の懇談会において、民営化問題を含めた具体的な検討を進める」とあった。そして、「骨太の方針2004」には、「第一部『重点強化期間』の主な改革／一．『官から民へ』、『国から地方へ』の徹底／（一）郵政民営化の着実な実施」と、改革の一番目に掲げられ、「平成一六年四月に経済財政諮問会議で取りまとめた『郵政民営化に関する論点整理』を踏まえ、平成一六年秋頃に民営化の基本方針を取りまとめ、平成一七年には民営化法案を提出する」とスケジュールが明示された。さらに、次の「骨太の方針2005」には、「第二章『小さくて効率的な政府』のための三つの変革／一．資金の流れを変える／（一）郵政民営化」と明確に位置づけられ、「平成一九年度からの郵政民営化を実現するため、国会に提出した郵政民営化関連法案の成立を期す」との強い意志が表示された。

こうした堅固な意思のもと、平成一七年四月二七日、第一六二回通常国会に提出されたのが、「郵政民営化法案」日本郵政株式会社法案「郵便事業株式会社法案」郵便局株式会社法案「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案」郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」による郵政民営化関連六法案だった。この法案は、多数の自民党国会議員の造反があつて、平成一七年七月五日の衆議院本会議で賛成二三三、反対二二八の僅差で可決されたものの、八月八日の参議院本会議で賛成一〇八、反対一二五で否決された。

これに対して、小泉首相は、「言わば、はっきりと改革政党になった自民党が、民営化に反対の民主党と闘つて、国民はどういう審判を下すか聞いてみたい」（八月八日、小泉内閣総理大臣記者会見）と、衆議院を解散した。いわゆる「郵政解散」で、反対派の一部議員による国民新党、新党日本の結成や、非公認による無所属出馬、反対派国会議員への対立候補擁立など、連日マスコミ等を賑わせる選挙戦となった。

九月一日の第四四回衆議院議員総選挙では、自民党二九六議席、公明党三一議席と、政権与党が三分の二以上の議席で圧勝し、民主党は六四議席減と大幅に議席を失い、岡田代表は代表辞任を表明した。そして、九月二一日～一二月一日の第一六三回特別国会では、二二日に衆参両院で首相指名選挙が行われ、小泉純一郎自民党総裁が内閣総理大臣に指名され、第三次小泉内閣が発足。一〇月一四日に郵政民営化関連六法案が可決、成立した。

## 第2節 政党の離合集散と連立政権の新局面

平成九（一九九七）年一二月二七日に新進党が解体すると、自由党（小沢グループ）、国民の声（反小沢グループ）、改革クラブ（中間若手グループ）、新党平和（旧公明党・衆議院グループ）、黎明クラブ（旧公明党参議院グループ）、新党友愛（旧民社党グループ）に分裂した。これによって、政界は、連立政権を構成していた自由民主党（以下、「自民党」）、社会民主党（以下、「社民党」）、新党さきがけ（以下、「さきがけ」）のほか、さきがけ等から分かれた民主党、民主改革連合、新進党から分かれた太陽党やフロムファイブを加え、多極・分散化し、政党の離

合集散は極相を迎えた。

当時、政権は、平成八年一〇月の第四一回衆議院議員総選挙で自民党が議席を二一から二三九に伸ばしたものの単独過半数には届かず、議席を減らした社民党（三〇議席から一五議席に半減）、さきがけ（九議席から二議席に激減）は閣外協力に回っていた。こうした不安定な政権運営の下、平成一〇年七月三〇日に実施された第一八回参議院議員通常選挙では、自民党の獲得議席は四四議席（改選前六一議席）と惨敗を喫して、橋本内閣は総辞職した。そして、代わって成立したのが小渕恵三内閣だったが、この時の参議院の政党ごとの議席数は、自民党一〇三議席、民主党四七議席、日本共産党（以下、「共産党」）二三議席、公明党二二議席、社民党一三議席、自由党一二議席、さきがけ三議席、自由連合一議席、無所属二八議席と、自民党は参議院二五二議席の過半数を大きく下回っていた。

これを打開するために、自民党は、自由党との連立に軸足を移そうと、平成一〇年十一月十九日、小渕首相と小沢一郎党首が会談して、「政府委員制度の廃止」「国会議員定数の削減」「党首討論の実施」「消費税の福祉目的税化」などの内容で連立の基本合意が成立した（五百旗頭・伊藤・薬師寺編二〇〇六）。この合意を経て、通常国会召集目前の一十一月一四日に発足したが、自民党と自由党による自自連立政権だった。しかし、自由党の一二議席では、過半数に二三議席も不足した参議院の窮状に変わりはなかった。やはり公明党との連立が必要で、『自連立』を巡る一連の政局の本当の首謀者は野中さんだったということですか」との問いに、小沢氏が「そうだと思う」と同意した（五百旗頭・伊藤・薬師寺編二〇〇六）。ように、当時内閣官房長官だった野中広務氏はそれを視野に進めていた。その自由党、公明党との連立までの経緯が、野中氏の次のような証言からわかる（自由民主党編二〇〇六）。

公明党は、「これまで敵対関係にあった自民党と、いまは野党として協力すべきところはやっておるけれども、急に手を結んで与党になるわけにはいかないじゃないか。やはり真ん中に座布団が要るよ」と言われました。それもそうだと思います、私は記者会見を通じて、「国家の危機を救うために、今日まで批判に

批判を重ねましたが、小沢一郎先生にひれ伏して、連立への参加をして国会の安定と国家の危機を救っていただきたい」と申し上げました。

つまり、安定多数確保のための戦略は、公明党との連携で、そのための自由党との連立、最終的には自由党を「座布団」に据えての公明党との連立というシナリオだった。

その自公連立政権の成立までの足取りをたどっておく。

まず、一月一日の自自連立政権の発足と相前後して、自民党と公明党の間で一つの合意がなされた。それは、公明党が不況対策として第一八回参議院議員通常選挙で訴えた商品券配布を「緊急経済対策」の「恒久的な減税等」に盛り込むことだった。事業規模約七、〇〇〇億円の地域振興券だ。そして、一月十五日投票の、普天間基地返還問題を争点にした沖縄県知事選挙では、県外移設を求める大田昌秀氏の支持を二期目まで行ってきたが公明党は、自主投票に転換した。その結果、公明党の自主的な支援も重なり、自民党などが支援する稲嶺恵一氏が大田氏を退けた。

平成一一年度総予算案の国会審議は、自自連立政権によって順調に推移していったという。具体的には二月九日の予算委員会で、民主党、共産党、社民党が、「平成一一年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めの動議」をそれぞれ提出。趣旨弁明、討論を経て、採決が行われ、動議は否決され、平成一一年度予算は原案の通り可決された。引き続き行われた本会議で、民主党が「撤回のうえ編成替えを求めるの動議」を提出。趣旨弁明、討論を経て、動議否決、そして記名投票による採決の結果、賛成二九七、反対一八八で可決され、参議院へ送付された。しかし、過半数割れの状況で、三月一七日の予算委員会で否決され、本会議でも賛成一一七、反対一二九で否決された。その後、衆議院に返付された予算案は、「衆議院の優越」の日本国憲法の規定により、戦後最速で成立した。

その後、平成一一年五月二四日の「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」への賛成を皮切りに、「男女共同参画社会基本法」（六月一日）、「中央省庁等改革のための国の行政組織関

係法律の整備等に関する法律案」「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(七月八日)、「国会法の一部を改正する法律案」(七月二十六日)、「国旗及び国歌に関する法律」(八月九日)、「組織犯罪捜査のため、電話やファクシミリ、電子メールなど通信の傍受を捜査機関に認める法律」「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」「刑事訴訟法の一部を改正する法律」の「組織犯罪対策三法」、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(八月二日)と重要法案に、次々と賛成していった。そして、一〇月五日、自公連立政権が誕生し、小渊二次改造内閣が発足した。

自公連立政権は、衆参両院で過半数を超える議席数を確保し、平成二二年度総予算案の審議も順調に推移していた。平成一二年二月二十九日の予算委員会で、締めくくり質疑終了後、共産党が「平成一二年予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」を提出するも、採決の結果、否決され賛成多数で可決された。そして続く本会議で、賛成三四六、反対一三三で可決された。また、三月一七日の参議院の本会議では、賛成一四一、反対一〇二で可決された。

こうして順調な政権運営を始めた小渊内閣だったが、小渊首相は、「二〇〇〇年四月一日(中略)の夜に脑梗塞で倒れ、翌日未明に都内の病院に緊急入院した」(五百旗頭・伊藤・葉師寺編二〇〇六)。それは、小渊首相が、連立合意の消費税の福祉目的税化などの実行を迫っていた小沢党首と会談を行い、

そんなに長い時間じゃあなかつたけれど、総裁執務室で二人だけで話しました。特別な話なんか何もありません。「連立するにあたっての合意を実行できないということになれば、最初の話を違うから別れる以外にない」と言った。そして、お互いに「残念だなあ」ということになった。

と、自由党との連立解消を表明した日とその翌日のことだった。その後、三日に自由党の連立政権への残留を主張する海部俊樹、野田毅、二階俊博らの衆議院議員が保守党を設立した。四日に小渊内閣は総辞職し、五日に自民党総裁に選出された森喜朗氏が内閣総理大臣に指名され、自公に保守党を加えた自公保連立政権が発足した。そして、六月二日に衆議院は解散し、IT(情報技術)や教育などを争点に政権の継続を訴えた第四二回衆議院

議員総選挙が二五日行われた。結果は、自民党は二三三議席と、それまで維持した過半数を割ったものの、公明党三一議席と保守党七議席を加えての与党二七一議席で絶対安定多数を上回った。一方、民主党は九五議席から一二七議席と伸ばし、共産党は六議席減となるも、自由党と社民党はそれぞれ二二議席、一九議席と議席を伸ばした。このほか、無所属の会五議席、自由連合一議席、無所属一五議席だった。

こうして始まった自公保連立の森内閣だったが、KSD事件（財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団の汚職事件）、平成一三年二月一〇日のえひめ丸事故への対応などで、内閣支持率は八％、不支持率が八二％に達した。そして、四月二六日に内閣は総辞職した。

### 第3節 小泉政権の政策と政局

森内閣の状況と打って変わって、平成一三年四月の小泉首相の登場は、総裁選での「自民党をぶっ壊す！」のキャッチフレーズで、国民の耳目を集めた。それはNHKの平成一三年の政治意識月例調査の結果でも明らかで、「支持する」は、森内閣の四月の七％から、小泉内閣の五月の八一％に跳ね上がった。その後も、六月八五％、七月七七％、八月七二％、九月七四％、一〇月七五％、十一月七一％、十二月七七％と推移していった。こうした小泉人気に押される形で、六月二五日に行われ東京都議会議員選挙では、自民党が五三議席を獲得した。また、七月二九日の第一九回参議院議員通常選挙では、与党が自民党六四議席、公明党一三議席、保守党一議席の七八議席を獲得して、非改選を合わせて一三九議席となった。これに対して、野党は民主党二六議席、自由党六議席、共産党五議席、社民党三議席、無所属三議席の四三議席だった。

平成一四年のNHK政治意識月例調査の結果での「支持する」対「支持しない」は、一月七九％対一一％、二月五三％対三九％、三月五一％対四〇％、四月四五％対四二％、五月四三％対四五％、六月三九％対五二％、七月四二％対四八％、八月四五％対四二％、九月五五％対三三％、一〇月六四％対二七％、十一月六八％対

二二%、一二月六一%対二八%という推移であった。平成一三年の高い支持率を受けて、一月は不支持を六八ポイント上回っていたが、月を経るに従って支持と不支持は徐々に接近するようになり、四月ではほぼ拮抗し、五月には二ポイント不支持が上回るようになった。そして、六月にはその差が一三ポイントまで拡大し、七月も六ポイント差となった。こうした傾向の中、九月では二二ポイント差と支持が急拡大し、一〇月にはさらに三七ポイント差、十一月には四六ポイント差にまで広がっていった。

こうした動向に影響を与えたのが、小泉首相の朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）電撃訪問だった。九月一七日、小泉首相は北朝鮮・平壤で、金正日総書記と首脳会談を行った。その中で、日本政府が拉致被害者と認定していた横田めぐみ氏、田口八重子氏、市川修一氏、増元るみ子氏、原敕晁氏、有本恵子氏と、認定外の松木薫氏、石岡亨氏の死亡を主張。地村保志氏、地村（旧姓・浜本）富貴恵氏、蓮池薫氏、奥土祐木子氏、曾我ひとみ氏については、生存を伝えて、金総書記が公式に謝罪した。そして、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなる」との共通の認識を確認する、四項目の確認事項を明記した「日朝平壤宣言」に双方署名し、取り交わした。さらに、一〇月一五日には、地村保志氏、地村富貴恵氏、蓮池薫氏、蓮池（旧姓・奥土）祐木子氏、曾我ひとみ氏が帰国した。なお、平成一六年五月二二日には小泉首相の二回目の北朝鮮訪問もあり、「北朝鮮拉致問題」「核・ミサイル開発問題」「人道支援問題」を議題とする、両首脳の会談が行われた。

平成一五年には、一月九日に第四三回衆議院議員総選挙が行われた。九月二二日の小泉再改造内閣の発足後の一〇月一〇日に衆議院が解散され、投票票の結果、自民党二二七議席（一〇議席減）、公明党三四議席（三議席増）、保守新党（旧・保守党）四議席（五議席減）の二七五議席と、絶対安定多数を確保したが、与党全体としては一二減だった。これに対して、七月二六日に自由党を吸収合併して間もない民主党は、「政権交代」を明確に打ち出して都市部を中心に議席を伸ばし、一七七議席と、選挙前から四〇増と議席を大幅に増やした。ほかの野

党の共産党九議席（一一議席減）、社民党六議席（一二議席減）、無所属の会一議席（四議席減）、自由連合一議席（増減無し）の惨敗を見ても、小泉人氣の陰で、民主党への期待が膨らみつつあることがうかがわれた。この選挙の後、一月二二日、議席を五議席も減らした保守新党は、自民党に吸収合併され、自公連立政権となった。

ちなみに、NHK政治意識月例調査では、総選挙の行われる前の五月～九月の「支持する」と「支持しない」の比較では、五月が四三％対四五％、六月三九％対五二％、七月四二％対四八％、八月四五％対四二％、九月五五％対三三％であり、五月～七月では「支持しない」が上回り、八月は拮抗した傾向であった。これは自民党議員のスキヤンダルや日本歯科医師連盟の闇献金事件などが影響したもので、こうしたことが民主党の議席大幅増を引き起こしたものであろう。

平成一六年は、与野党を含めた、国会議員の年金未納問題が発覚した年だった。四月に、中川昭一、麻生太郎、石破茂の三閣僚の国民年金の未納が判明し、福田康夫、竹中平蔵、谷垣禎一、茂木敏充の四閣僚も年金未納期間があったことが判明した。五月には、新たに自民党三人に加え、公明党の神崎武法代表らを含む一四人、民主党三四人が未納議員だったことが明らかとなり、大問題となった。こうした中で、六月五日に、年金改革関連法案が参議院で可決、成立した。また、平成一五年七月二六日に成立した「イラク特措法」のもとで行われた「自衛隊イラク派遣」問題が国会で大きな議論となり、マスコミでも大きく取り上げられた。

七月一日に第二〇回参議院議員通常選挙が行われた。投票票の結果、与党は、自民党が四九議席（一議席減）、公明党が一議席（一議席増）の六〇議席で、非改選議席を合わせて一三九議席の過半数を制した。これに対して、民主党は、一二議席増の五〇議席を獲得し、改選第一党となった。これに対して、共産党は四議席（一一議席減）、社民党は二議席（一議席減）と退潮傾向を呈し、選挙区、比例代表で得票率が自民党を大きく上回った民主党には、二大政党の一翼と政権交代を期待する雰囲気醸成されていた。

その後、平成一六年の道路関係四公団の民営化、平成一七年の郵政民営化を成し遂げた小泉首相は、平成一八年九月に首相を退任した。

## 第4節 揺れる自公連立政権と野党四党の攻勢

### 1 安倍政権とねじれ国会の始まり

平成一八年九月の小泉首相退任を受けて、二六日、内閣総理大臣に就任したのは安倍自民党総裁だった。併せて、一二月一五日までの会期で、第一六五回国会が開会した。

安倍政権は、平成一八年九月二六日から平成一九年九月二五日までの一年間だった。その間のNHK政治意識月例調査を通観すると、一〇月は六五%の高率を示して、若い宰相への高い期待がうかがわれた。その後は、一一月五九%、一二月四八%と徐々に下落が続いていった。その後は、一月から五月までは五一%、四一%、四四%、四四%、五〇%と下げ止まってやや復調をみせたものの、六月に不支持が四七%と支持(三七%)を一〇ポイント上回ると、四七%、四九%と比率を上げ、八月には五八%と最高に達し、辞職した九月も五五%と支持(三四%)を一〇ポイントも上回っていた。そこで、この変動と対比させながら、その間の政局をみていく。支持が下落を続けた一〇月(翌年二月では、一〇月一五日の民間放送のテレビ番組で、自民党の中川政調会長が北朝鮮の核実験問題に対して、「日本の核兵器保有について)議論はおおいにしないと」などと発言した。これに対して、一一月九日に民主、社民、共産、国民新の野党四党が、中川政調会長と容認する意見をした麻生外務大臣への罷免要求を提出した。自民党の拒否を受けて、一四日、再び麻生大臣への罷免要求を提出した。

一〇月三一日に、日本政府主催の「教育改革タウンミーティング」で、やらせ問題が発覚した。それは、九月二日に青森県八戸市で開かれたもので、「教育基本法案の是非など国民の忌憚(きたん)のないご質問やご意見を期待したい」(内閣府)との趣旨で、約四〇〇人が参加した会だった。内閣府は、「タウンミーティング八戸質問項目案」という質問のひな型を添付した依頼文書を作成した。それが、青森県教育委員会・県教育庁↓中学校長↓PTA関係者へと伝えられ、当日、ひな型に似た質問も出たという。

これを受けて、民主党は、小宮山泰子氏が提出者として、「やらせのタウンミーティングにおける安倍晋三前

内閣官房長官の責任に関する質問主意書」を一月九日に提出。一五日の衆議院教育基本法特別委員会の理事会で、午後のしめくり質疑と改正案採決が表明されたが、野党側は拒否。与党は、野党が欠席する中、衆議院教育基本法特別委員会で、教育基本法改正案を単独可決した。これを受けて、野党四党は、国会審議に応じない方針を確認した。そして、一六日の衆議院本会議で、教育基本法改正案が、与党の賛成多数で可決。一七日には、参議院で教育基本法改正案が審議入りし、二二日の国会正常化後は、一二月一四日に、参議院教育基本法特別委員会で、教育基本法改正案が可決した。これに野党側は反発し、一五日、野党四党が、安倍内閣の内閣不信任決議案と、麻生大臣の不信任決議案、伊吹文明文部科学大臣の問責決議案を提出したが、参議院本会議で、教育基本法改正案が可決、成立した。

こうした国会の混乱は、マスコミ報道を連日賑わせ、平成一九年二月までの支持率の下落に拍車を掛けたのではないだろうか。

下げ止まった二月からやや復調をみせた五月までは、一月二五日に第一六六回通常国会が開会した。二七日に柳沢伯夫厚生労働大臣が、島根県松江市の講演で、女性を「産む機械・装置」などと例える発言を行い、野党の超党派女性議員が大臣へ辞任要求を提出し、民主、社民、国民新の野党三党が罷免要求したが拒否された。これで国会が空転することになった。二月二日 衆議院予算委員会と本会議で、平成一八年度補正予算が自民・公明の賛成多数で可決。その後、六日、参議院本会議で、平成一八年度補正予算が野党欠席で可決した。また、三月一日には、安倍首相が、平成五年の「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」を取り上げ、「強制性を裏付ける証拠がなかったのは事実」などと発言し、国内外で批判の声が高まった。

三月二日、衆議院予算委員会で、与党が平成一九年度総予算案を強行採決して、本会議に緊急上程した。民主党はこれに対抗して、金子一義予算委員長、佐藤勉総務委員長、伊藤達也財政金融委員長の解任決議案を提出した。そして三日の衆議院本会議で、平成一九年度総予算案が可決された。この二日から三日の日をまたいでの子算案採決は、四六年ぶりのことだったという。そして、三月二六日に、参議院本会議で、平成一九年度総予算案

が賛成多数で可決・成立した。

その後、四月一二日、衆議院の憲法調査特別委員会で、国民投票法案が可決され、一三日、衆議院本会議で、国民投票法案が可決し、併せて米軍再編推進法も可決された。五月一日、日本国憲法改正の手続きを定める国民投票法が成立した。そして、七月五日に第一六六回通常国会が閉会。

不支持が四七％と支持（三七％）を一〇ポイント上回った六月から、四七％、四九％と比率を上げ、五八％と最高に達した八月、五五％と支持（三四％）を二一ポイントも凌いだ九月と推移した間では、七月一二日、第二一回参議院議員通常選挙が告示され、二九日に投票された。その結果は、NHK政治意識月例調査の六月支持三七％対不支持四七％、六月支持三八％対不支持四九％の結果を反映したものだ。

民主党は、六〇議席を獲得して、非改選の四九議席を加えて、一〇九議席の参議院第一党になった。一方、自民党は、獲得議席が三七議席で、非改選の四六議席を加えて八三議席にとどまり、公明党は九議席を獲得して、非改選一一議席を加えて二〇議席となった。自民党、公明党は併せて一〇三議席で、過半数の一二一議席に届かなかった。ここに、野党会派の議席が参議院の過半数を占めるねじれ国会が始まり、野党の攻勢が一段と強まった。その他の政党の議席は、共産党が七議席（獲得議席三＋非改選四）で、社民党が四議席（獲得議席二＋非改選二）で、国民新党四議席（獲得議席二＋非改選二）で、新党日本が一議席だった。

この結果を受けて八月七日に第一六七臨時国会が開会され、参議院本会議で、議長に民主党の江田五月氏が、副議長に自民党の山東昭子氏が選出された。

## 2 福田政権とねじれ国会

一度は続投を表明し、平成一九年八月二七日に内閣改造と党役員人事に着手した安倍首相だったが、九月一〇日に第一六八回臨時国会が開会されると一転、一二日に辞意表明した。一四日に自民党総裁選挙が告示され、二三日に自民党総裁選挙投票があり、元内閣官房長官の福田氏が選出され、二五日の首班指名選挙で衆議院は

福田総裁、参議院では小沢代表が選出され、福田総裁が内閣総理大臣に指名され、二六日に福田内閣が発足した。福田政権は、平成一九年九月二六日から平成二〇年九月二四日までの一年間だった。その間のNHK政治意識月例調査では、発足早々の一〇月の支持対不支持は、五八%対二七%と二九ポイントの開きで、新しい政権への期待が感じられた。ところが、安倍政権でも見られたように、支持率の下落が一月五四%、二月五一%と進んでいき、一月には支持四三%、不支持四四%と、逆転した。以降は、不支持が二月四九%、三月四八%、四月五五%、五月六六%、六月六一%、七月五七%、八月五八%と進み、九月には七二%に達して、支持を五二ポイント上回るところまでいった。

この支持、不支持率の推移は、ねじれ国会による国会の混乱で引き起されたものと思われる。その状況を時系列で概観すると、一月九日に第一六八回臨時国会の会期の一月一五日までの三五日間の延長が衆院本会議で議決され、さらに平成二〇年一月一五日までの三一日間の会期再延長が衆院本会議で決定された。越年国会は平成五年の細川護熙内閣以来一四年ぶりのことで、再延長は昭和六三年の竹下登内閣以来一九年ぶりだった。自公連立政権が重要法案の成立に苦慮していたことが想像される。

平成一九年一月一三日に衆議院で可決され、参議院に送られていた「新テロ特措法案」が、一月一日に本会議で否決され、衆議院の再議決により可決、成立した。このような再議決は、昭和二六年の「モーターボート競走法」以来、五七年ぶり二回目で、ねじれ国会を象徴する出来事だった。

年が明けて一月一八日、第一六九回通常国会が六月二一日までの一五六日間の会期で始まった。平成一九年度補正予算案が、一月二九日、衆議院本会議で可決されるも、二月六日に参議院本会議で否決され、衆議院の優越により成立した。平成二〇年度総予算も、二月二九日の衆議院本会議で可決されたが、三月二八日の参議院本会議で否決され、二八日に衆議院の優越により成立した。

三月一二日、日本銀行総裁人事案に関する参議院本会議採決では、日銀総裁候補の武藤敏郎副総裁が民主、共産、社民、国民新の野党の反対により不同意となり、二人の副総裁候補では、白川方明氏の副総裁人事案は民主、

社民両党も賛成し賛成多数で同意されたが、伊藤隆敏氏は、野党の反対多数で不同意となった。一九日には、新たな総裁候補として田波耕治氏、同副総裁候補の西村清彦氏では、参議院で田波耕治氏任命の人事案件は同意しないこと、副総裁には西村清彦氏任命の人事案件は同意することに決定した。そして、日本銀行の福井俊彦総裁が任期満了で退任し、白川方明副総裁が総裁代行に就任した。このように、日本銀行総裁の任期が満了し、それ以降空席となったのは、戦後初めてだったという。

一月二三日に提出された「道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」についても、五月一二日に参議院本会議で否決され、一三日に衆議院本会議で再議決により可決された。

こうした中、支持率低下傾向に追い打ちをかけるように、「消えた年金記録」が国会で取り上げられるようになった。平成一九年二月、衆議院調査局は、『国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査（松本剛明君外四二名提出、平成一八年衆予調第四号）についての報告書』を衆議院に提出した。これは、平成一八年一月一四日付で衆議院議長の河野洋平氏に提出した予備的調査要請書を受けたものだった。これによって、「基礎年金番号に統合されていない年金記録（すなわち、持ち主不明の年金記録）が、平成一八年六月一日現在で、約五、〇九五万件発生していることが明らかになった」（国立国会図書館社会労働調査室（樋口修）二〇〇九）。社会を揺るがした「消えた年金記録」問題である。さらに、「加えて、平成一九年六月には、上記の約五、〇九五万件とは別に、オンライン化されていない厚生年金の年金記録が、最大で約一、四三〇万件あることも判明した」（国立国会図書館社会労働調査室（樋口修）二〇〇九）ことで、連日のマスコミ報道に伴って大きく社会問題化していった。

六月一日、参議院本会議で福田首相に対する問責決議案が野党の賛成多数で可決された。このような問責決議案が参院で可決されたのは初めてのことで、これに対して与党は、一二日、衆議院本会議で福田内閣信任決議を可決し、対抗した。こうして、二二日、第一六九回通常国会は閉会した。

福田首相は、低迷する内閣支持率を好転させるためか、八月一日、内閣改造を実施し、二日に福田改造内閣が

発足した。しかし、八月の不支持が五八％となり、九月には七二％に達する状況になり、九月一日、福田首相は辞意を表明。一〇日、自由民主党総裁選挙が告示され、麻生幹事長、石破氏、石原伸晃氏、小池百合子氏、与謝野馨内閣府特命担当大臣の五氏が立候補し、二二日、自民党両院議員総会で麻生幹事長が自由民主党総裁に就任した。二四日、第一七〇回臨時国会が召集されて、福田内閣は総辞職した。

## 第5節 麻生政権と民主党政権

### 1 麻生政権と低迷した内閣支持率

平成二〇年九月二四日、第一七〇回臨時国会が召集され、福田内閣の総辞職を受け、衆参両院の本会議にて首班指名選挙が行われた。衆議院では自由民主党の麻生総裁が、参議院では民主党の小沢代表がそれぞれ内閣総理大臣に指名され、麻生総裁が内閣総理大臣に指名された。

麻生政権は、平成二〇年九月二四日から平成二一年九月一六日までの一年間だった。その間のNHK政治意識月例調査を通観すると、支持率の低迷がわかる。首相に就任した九月二四日を受けて、緊急に行われた調査では、支持が四八％で、不支持が四〇％というものだった。その差は、八ポイントと僅かで、福田政権からは好転していたものの、支持率の低迷は明白だった。その傾向は、一〇月、十一月と、それぞれ四六％、四九％と不支持を僅かに上回った。それが逆転したのは二月で、不支持が六五％と跳ね上がり、四〇ポイント上回っていた。そしてその傾向は、その後、一月七一％、二月七一％、三月七一％、四月六〇％、五月五三％、六月六〇％、七月七〇％、八月六四％、九月七四％と、一度も好転しなかった。

一月二八日、第一七〇回臨時国会の会期を二月二五日までの二五日間、延長することが衆議院本会議で議決された。そして、野党が主導していた参議院の動きで、二月一八日、厚生労働委員会で民主・社民・国民新党が提出した「内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案」派遣労働者等の解雇の防止に

関する緊急措置法案「雇用保険法の一部を改正する法律案」「期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案」の緊急雇用対策関連四法案が可決された。これに対して、自民党は、一九日、岩本司厚生労働委員長の解任決議案を提出したが、民主、社民、国民新党などの反対多数で否決された。そして、参議院本会議で雇用対策関連四法案が可決され、衆議院に送付された。二四日には、衆議院本会議で参議院から送付された緊急雇用対策関連四法案が、与党の反対多数で否決された。また、民主党が提出した衆院解散要求決議案を与党が否決した。

平成二一年一月五日、第一七一回通常国会が召集された。一三日、平成二〇年度第二次補正予算案が衆議院本会議で可決され、二月二七日には、平成二一年度総予算案が衆議院本会議で可決された。これに対して、野党が多数を占める参議院では、三月四日に平成二〇年度第二次補正予算関連法案が否決され、衆議院の再議決により可決成立した。二七日、平成二一年度総予算案と関連法案を参議院本会議で否決されたが、日本国憲法の規定により平成二一年度予算は成立し、関連法案は衆議院再可決によって、成立した。

一方、民主党の動きは、五月一六日に民主党代表選挙が施行され、鳩山由紀夫氏が一二四票を獲得し、二度目の民主党代表に選出された。一七日には、鳩山代表は、執行部人事を行い、小沢氏を選挙担当の筆頭代表代行、岡田氏を幹事長に起用し、菅直人代表代行を現職留任させた。いわゆる「ビッグフォー体制」人事だった。その後、政権交代が現実味を帯び始め、民主党、社民党、国民新党は、八月一四日に「衆議院選挙に当たっての共通政策」を発表し、政権受け皿作りに対応しようとした。また、七月一九日、鳩山代表は、民主党公認候補の玉城デニー氏の応援のため沖縄市を訪れ、「最低でも県外の移設に皆さん方がお気持ちの一つにされておられるならば、その方向に向けて積極的に行動を起こさなければならぬ」「東京新聞」平22・5・5」とエールを送る応援演説を行った。ちなみに、この発言は、間もなく誕生する鳩山政権の迷走につながるものとなった。

六月二日、衆議院本会議で三日が会期末の第一七一回国会の会期を七月二八日までの五五日間延長することを議決した。そして七月二一日、麻生首相は、衆議院を解散した。

## 2 政権交代と民主党政権の混迷

### (1) 民社国連立政権と鳩山由紀夫内閣

平成二二年八月三〇日、第四五回衆議院議員総選挙が行われた。その結果は、『政権政策 Manifesto2009』を掲げて「官僚丸投げの政治から、政権党が責任を持つ政治家主導の政治へ」を訴えた民主党が第一党へ躍進し、自民党が昭和三〇年結党以来、初めての第一党から転落という意味で、憲政史的エポックを示す出来事だった。

民主党は、三〇八議席を獲得して、選挙前より一九三議席増という状況だった。一方、自民党は、一一九議席に甘んじ、一八一議席を減らす惨敗だった。その他の政党の議席は、公明党が二一議席、共産党が九議席、社民党が七議席、みんなの党が五議席、国民新党が三議席、新党日本が一議席、新党大地が一議席だった。

この結果を受け、九月九日、民主党、社民党、国民新党が民社国連立政権の樹立に合意した。そして、一六日に、麻生内閣が総辞職。第一七二回臨時国会が召集され、衆議院議長に横路孝弘氏を選出、首班指名選挙では、衆参両院で内閣総理大臣に鳩山代表が指名され、鳩山内閣が発足した。

鳩山政権は、平成二二年九月一六日から平成二二年六月八日までだった。その間のNHK政治意識月例調査をみると、鳩山政権への期待度が支持率七二%と不支持率一六%の比較からよくわかる。ところが、支持率は一〇月七〇%、十一月六五%、十二月五六%、一月五二%と月をおうごとに下落し、二月には支持四七%、不支持四二%と拮抗し、三月には不支持が五〇%と支持を一二ポイント上回り、退陣前の五月には不支持が六八%に達していた。

発足当初の九月〜一二月の支持率は、小泉政権時代の平成一五年



民主党の鳩山由紀夫代表が  
第93代内閣総理大臣に指名 (H21.9.16)  
〈写真提供：共同通信社〉

から始まる民主党への期待を反映したものであった。『政権政策 Manifesto2009』に掲げられた「政治とは、政策や予算の優先順位を決めることです。私は、コンクリートではなく、人間を大事にする政治にしたい」の象徴だった八ッ場ダム建設中止の明言（九月一六日）や国連気候変動首脳会合（気候変動サミット）での温室効果ガス削減目標の引き上げの発表（九月二二日）、平成二二年度総予算編成のための行政刷新会議による事業仕分け作業（二二月）、平成二二年一月一五日の自衛隊インド洋派遣の撤退表明など華々しい話題が続いていた。

また、平成二二年一月一八日に召集され、六月一六日までの会期一五〇日間の第一七四回国会でも、国会のねじれが解消したことから、審議は順調に進んでいった。平成二二年度第二次補正予算が、一月二五日に衆議院で可決され、参議院でも二八日に可決、成立した。平成二二年度総予算は、衆議院で三月二日に可決され、参議院に送付された。そして、参議院では、二四日に可決、成立した。選挙公約だった「所得制限のない『子ども手当』の創設」でも、「平成二二年度における子ども手当の支給に関する法律案」が一月二九日に衆議院に提出され、三月一六日の本会議で可決、成立した。

ただし、こうした順調な国会審議とは裏腹に、「政治とカネ」の問題や普天間基地移設問題をめぐる混乱、民主体内での主導権争い、政策と現実の軋轢あつれなどが表面化する中で、支持率は着実に下落していった。さらに、政権の痛手となったのが、平成二二年五月二八日の「県外・国外移転」断念に端を発した、社民党の政権離脱。そして、六月四日、鳩山内閣は内閣総辞職した。

## （2）民国連立の菅直人政権とねじれ国会の再来

この総辞職を受けて行われた民主党代表選挙は、小沢氏の影響力排除を目指す菅氏と小沢グループが支持した樽床伸二氏との間で行われ、代表に選出されたのは菅氏だった。第一七四回国会で内閣総理大臣に指名され、菅

内閣が発足した。

菅政権は、平成二二年六月八日から平成二三年九月二日までだった。その間のNHK政治意識月例調査をみると、菅政権への期待度が支持率六一％と不支持率二三％の比較からよくわかる。ところが、参院選マニフェスト（政権公約）の記者会見での菅首相の「当面の消費税率は『自民党が提案している一〇％を一つの参考にさせていただく』（『日本経済新聞』平22・6・17）」との発言とその顛末で、支持率は七月三九％、八月四一％と下落。九月は六五％、一〇月は四八％と持ち直しはみせたものの、十一月に再び支持（三一％）と不支持（五一％）が逆転し、一二月以降は、二〇％台が六月まで続き、政権末期の七月（一六％）と八月（一八％）は一〇％台だった。菅政権下の国政選挙は、七月一日に行われた第二二回参議院議員通常選挙だった。その頃の支持率は四〇％前後で、選挙結果はそれを反映し、民主党は、改選議席から一〇議席を落して四四議席となるも、非改選議席六二議席を加えた選挙後一〇六議席の第一党だった。自民党は一三議席を上積みしての五一議席（選挙後八四議席）、公明党は九議席（選挙後一九議席）だった。みんなの党は一〇議席（選挙後一一議席）、共産党は三議席（選挙後六議席）、社民党は二議席（選挙後四議席）、国民新党は議席無し（選挙後三議席）で、これらのほか、野党に転じた自民党から離党した議員が立ち上げた政党のたちあがれ日本は一議席（選挙後三議席）、新党改革は一議席（選挙後二議席）だった。

この惨敗の結果責任について、民主党は揺れた。九月の代表選挙に小沢氏が出馬して、菅首相陣営と小沢陣営との間で党内抗争が始まった。その結果は、世論の厚い支持もあって、菅氏が圧勝したと同時に、この抗争が確実に支持率低下を惹起したことも間違いない。また、参議院選挙結果は民国連立政権には深刻だった。民主党一〇六議席、国民新党三議席の与党一〇九議席の過半数割れで、ここにねじれ状態が再来した。それが機能した象徴的な出来事は、平成二二年九月七日に発生した尖閣諸島海域での巡視船「みずき」と中国籍漁船との衝突事件である。この事件の対応を巡って、自民党を中心とする野党は、仙谷由人内閣官房長官と馬淵澄夫国土交通大臣への問責決議案を参議院に提出し、可決された。

平成二三年一月一四日に、起死回生をかけて、菅第二次改造内閣が成立した。しかし、前原誠司外務大臣の在日韓国人献金問題での大臣辞任（三月）や菅首相の在日韓国人献金疑惑が追い打ちをかけ、劣勢に立たざるを得なかった菅政権だったが、菅首相の事実の公開を認める委員会質疑中の、まさにその三月一日午後、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、震災復興と福島第一原発事故への対応が焦眉の急を要するものとなった。そして、菅首相の退陣を招く要因となった。

【引用参考文献】

- 五百旗頭真・伊藤元重・薬師寺克行編 二〇〇六 『小沢一郎 政権奪取論』朝日新聞社  
岡崎晴輝・篠原新 二〇一〇 『二〇〇〇年定数削減法について』『法政研究』七六一四、九州大学法政学会  
久保田正志 二〇〇六 『小泉構造改革の継続を目指して―行政改革関連五法案―』立法と調査 特集 第一六四回国会の論議の焦点（二）一五七、参議院調査室  
小泉純一郎 一九九七 『小泉純一郎の暴論・青論』集英社  
国立国会図書館社会労働調査室（樋口修） 二〇〇九 『年金記録問題の経緯と課題』『調査と情報』六五四、国立国会図書館  
参議院事務局編 二〇〇八 『参議院審議概要 第一六九回国会（常会）平成二〇年（二〇〇八年）一月一八日～六月二一日』  
参議院事務局編 二〇一〇 『1 第一七四回国会概観』  
自由民主党編 二〇〇六 『決断！あの時私はどうした 自民党総理・総裁・官房長官が語る』中央公論事業出版  
田近栄治 二〇一四 『第一章 平成一一年度の予算―財政構造改革から景気回復―』『第一三節 平成二二年度の税制改正』『平成財政史―平成元～二二年度 第四卷（租税）』、一般社団法人大蔵財務協会  
防衛省編 二〇〇三 『第一章 国際軍事情勢』『平成一五年度版防衛白書』大蔵省印刷局

## 第三章

### 産業経済

#### 緩やかな景気拡大からリーマンショックへ

##### 第1節 概観

###### 1 日本経済の動向

バブル経済崩壊後、橋本龍太郎内閣（平成八年一月一日～平成一〇年七月三〇日）は日本の再生を図るべく行財政改革を断行した。歳出の見直しにより公共事業が削減され、一方で金融機関はBIS（自己資本比率）規制のもと、「貸し渋り」、「貸し剥がし」と呼ばれる事態が発生、景気は後退した。平成一〇（一九九八）年七月に発足した小渕恵三内閣（平成一〇年七月三〇日～平成一二年四月五日）は経済再生を旗印に橋本前政権の財政再建路線を転換。総額二四兆円に及ぶ緊急経済対策を打ち出した。公共事業、貸し渋り対策、恒久減税としての定率減税六兆三、〇〇〇億円、地域振興券の七、七〇〇億円など「ばらまき」の批判を浴びながらも内需を刺激した。しかし、アメリカIT（情報技術）産業の不況等により半導体産業を中心に国内の工場は減産を余儀なくされ、失業率も五%を超えた。小渕内閣に代わって政権を継いだ森喜朗内閣（平成一二年四月五日～平成一三年四月二六日）も経済対策を打ち出すが、思惑通りに経済は回復しなかった。

短命に終わった森内閣に代わって登場したのが小泉純一郎内閣（平成一三年四月二六日～平成一八年九月二六日）である。小泉首相は「構造改革なくして日本経済の再生はない」を信念に政策を推し進めた。幸いにも平成一四年二月ごろから中国を中心に輸出が増加し、また不良債権処理という重圧がとれたこともあり、設備投資が

増加に転じて、民間需要の寄与がプラスとなり、平成一八年一月ごろまでゆるやかな景気拡大期、通称「いざなみ景気」が到来する。この景気拡大期の間、マスコミは「バブル景気を越えた」、「いざなぎ景気を越えた」、「戦後最長の景気拡大の記録を更新中」と報じた。しかし国民は企業収益の向上にもかかわらず賃金が伸びなかったため好景気を実感することはできなかった。日本経済はデフレによる負の循環に入っていたのである。

日本の景気拡大期が後退し始めた平成二〇年、アメリカの低所得者向け住宅ローンであるサブプライムローンが回収困難となり不良債権化し始めていた。そしてついにサブプライム証券を多く保有していた金融機関は経営が危うくなり、平成二〇年九月にアメリカ大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻した。日本の金融機関は欧米に比べてサブプライム証券への投資は少なかったが、この金融危機によって欧米諸国の景気が減速、それによって日本経済は大きな打撃を受けた。この一〇〇年に一度と言われた経済危機により製造業は国内外の工場再編を行った。当時、小泉内閣による労働者派遣法の規制緩和で製造業の派遣労働者数が増えていた。このリーマンショックの景気の落ち込みで「契約期限切れ」、「再契約しない」という雇用者側の姿勢により多くの派遣労働者が失業した。平成二〇年の暮れから二一年にかけて全国に職と住居を失った人にテントをはって炊き出しを行う「派遣村」が全国に出現するという社会現象が起きた。

世界各国の金融当局は大幅な金融緩和策を実行して、金融危機からの脱出を図った。日本では平成二一年に自民党政権から民主党政権に交代、ダム建設事業をはじめとする巨額にのぼる公共事業の見直しが進められた。国民からは景気の回復と拡大が期待されたが、外国為替市場では円が七〇円台まで上昇するなど円高が続き、輸出が伸びなかった。そして平成二三年三月一日に発生した東日本大震災により民主党政権は福島原発被災問題等、その厳しい対応に迫られることになる。

## 2 県経済の概況

本県経済は小渕政権の内需拡大策の効果もあって、平成一〇年から一二年にかけて、やや上向きに転じた。特

に製造業は、パソコンや携帯電話向けの半導体生産が好調であった。しかし、アメリカをはじめとする世界的なIT産業の不況によって輸出が鈍化、これまで業績が好調であった半導体生産も減産に転じ、NEC九州は工場を生産ラインの一部閉鎖するなどして対応に当たった（『熊本日日新聞』平14・5・3）。工場立地件数も平成一四年は一〇件と停滞した。また、本県の流通業界を牽引してきた寿屋とニコニコ堂が民事再生法の適用を申請、さらに住宅建材・住宅機器製造販売の東南産業も民事再生法の適用を申請するなど県経済に暗い影を落とした。

平成一五年頃からようやく回復のきざしが見え始め、日本経済がゆるやかな景気拡大基調に入ると、県経済も製造業を中心に生産額が増加した。企業倒産件数も減少し、工場の立地件数も平成一七年には二〇件を超え、半導体・液晶製造の集積が進んだ。県内有効求人倍率は平成一八年と一九九年には〇・八前後まで上がった。地元紙は「就職を希望していた今春の県内高卒者のうち、四月末までに就職先が決まったのは九六・五％と四年連続で上昇し、一九九六年と同水準にまで回復した」と報じた『熊本日日新聞』平18・5・31）。

しかし、リーマンショックの影響で、県は、自動車や半導体関連産業などの経営が非常に厳しいことから、平成二一（二〇〇九）年三月までに非正規労働者を中心に三、〇〇〇人が雇い止めや解雇になることを予想して、平成二〇年一二月に緊急雇用対策本部を設置した。蒲島知事は、平成二二年二月議会の中で、「四月から二年課程の介護福祉士養成コースや六か月課程のIT関連コースを設置する、併せて民間教育訓練機関等を活用した即効性ある三か月の就業訓練も拡充する」政策を打ち出した。さらに「短期的な雇用対策として、六か月以内のつなぎ雇用を量的に増やすため、二五億円の緊急雇用創出基金を活用し、来年度県と市町村を合わせ一、四〇〇人の雇用の受け皿をつくる。中長期的には六一億七、〇〇〇万円の雇用が見込まれる事業を実施することとなり、今後三年間で一、八〇〇人の雇用創出を目指す」とした。

表1は、平成一〇年度から二三年度までの県内総生産額等の推移を示したものである。これによると全体的に六兆円弱で推移していることがわかる。前述したゆるやかな景気拡大期においても数値は平成一〇、一一年度の時期に比べると若干低くなっている。これはデフレの影響によるもので、県が算出した実質の総生産額では平成

一七年度以降、六兆円を超えている。しかしながら、企業の売り上げが伸びず、労働賃金も上がらず、消費も伸びないといったデフレの弊害が日本経済の問題となった。デフレ克服が政府と日本銀行の課題となり、その後の主要な経済政策となった。

### 3 熊本県の総合計画

県は福島知事のもと、平成五年に県総合計画を策定し、「ゆたかき多彩『生活創造』くまもと」を基本目標として取り組んできた。この計画では、「優しいくまもと」をつくる社会システムづくりや「躍動するくまもと」を築く基盤づくりを主要な柱として、熊本が九州の拠点となるよう空港や新幹線、幹線道路の整備を進めた。また、滞在型観光を推進するくまもと・ふるさとリゾートづくりや農林水産業が他産業並みの収入を上げられるよう二一世紀型農林水産業づくりを努めた。工業では製造品出荷額四兆円の達成を目

表 1 県内の経済動向

(単位/百万円)

	県内総生産 (名目)	業種別			有効求人倍率
		製造業	卸売・小売業	サービス業	
平成 10 年度	5,894,289	943,815	754,035	1,289,897	0.38
平成 11 年度	5,914,916	989,354	797,931	1,314,513	0.38
平成 12 年度	5,985,956	1,020,498	773,713	1,315,885	0.5
平成 13 年度	5,812,034	894,081	749,697	1,310,264	0.4
平成 14 年度	5,750,541	889,778	726,764	1,314,075	0.43
平成 15 年度	5,752,413	960,360	646,637	1,298,933	0.52
平成 16 年度	5,610,140	960,410	614,940	1,269,739	0.62
平成 17 年度	5,689,196	979,891	610,406	1,301,977	0.76
平成 18 年度	5,708,626	1,005,959	579,645	1,305,057	0.82
平成 19 年度	5,776,867	1,048,639	550,741	1,396,583	0.79
平成 20 年度	5,537,496	911,517	554,931	1,370,644	0.57
平成 21 年度	5,366,136	802,059	552,154	1,359,768	0.38
平成 22 年度	5,528,002	886,219	592,868	1,164,898	0.51
平成 23 年度	5,611,936	971,329	615,009	1,175,243	0.63

資料) 熊本県『熊本県統計年鑑各年版』より作成。

注) 求人倍率は、新規学卒、日雇いを除きパートタイムを含む。

注) 金額は、生産された財貨・サービスの売上高から物的経費を控除したものである。

標とした。

福島知事に代わって就任した潮谷知事は、平成一二年六月に新しい総合計画「パートナーシップ21くまもと」を策定した。県政を進めるに当たって、行政が県民・企業・団体とパートナーシップを結ぶことが大切という知事政治理念を反映したものである。計画の基本目標である「創造にあふれ、いのち生命が脈打つくまもと」を具体化するために県民一体となって取り組むべき主要な施策を五つ（産業・基盤・協働・ひと・環境）の分野に分けた基本計画とした。以下、産業に関する内容を記す。

**産業**

**新世紀を拓く産業が息づくくまもと**

- ① 変革と共生による活力ある農業の振興
- ② 健全な森林づくりと森林資源の循環利用をめざした林業の振興
- ③ 豊かな海づくりと魅力ある水産業の振興
- ④ ものづくり拠点をめざす工業の振興
- ⑤ 環境の変化に対応した商業・サービス業、建設業などの振興
- ⑥ 経済や雇用への波及効果に着目した観光産業の振興
- ⑦ 活力を生み出す新産業の創出
- ⑧ 活路を拓く経営革新の推進
- ⑨ 新しい時代に対応した人材確保・雇用促進と働きやすい環境づくり

続いて、基本目標の実現に「積極果敢に挑戦する」という視点から、分野を超えて重点的に取り組み、達成すべきものとして『21世紀への挑戦プロジェクト』を掲げた。以下に、産業に関するものを記す。

**経済力向上プロジェクト**

- ① 新産業創出支援の展開と産業間連携の促進

- ②売れる農林水産物づくり
- ③新技術・新製品開発と生産技術の高度化促進
- ④企業誘致による就業の場の拡大
- ⑤物流の効率化と市場の拡大
- ⑥高齢者や女性の就業支援と県民の就業能力の向上

平成二〇年に潮谷知事に代わって就任した蒲島知事は、その年の一二月に新たに県政運営の基本方針とする「くまもとの夢4カ年戦略」を策定した。通常の総合計画は一〇年であるが、知事は将来にわたる見通しが立たない時代にあつては、長期計画の策定は難しいと考え、知事の任期期間である四年を計画の期間とした。そしてくまもとの夢実現に向けて四つの柱、「経済上昇くまもと（経済）」、「長寿安心くまもと（暮らし）」、「品格あるくまもと（誇り）」、「人が輝くくまもと（人）」を立て、一二の戦略を練った。以下、産業に関連する「経済上昇くまもと」と「品格あるくまもと」の戦略を記す。

- ・魅力的で、豊かな基盤を持ち、世界に飛躍する農林水産業
- ・活力があり、雇用を創出する商工業
- ・「記憶に残る観光地」「歴史回廊くまもと」
- ・九州新幹線全線開業効果の最大化による県全体の発展

蒲島知事は、平成二四年六月には「くまもとの夢4カ年戦略」に続いて、県民が幸せを実感できる熊本の実現に向け、「幸せ実感くまもと4カ年戦略」を打ち出した。

## 第2節 熊本県の産業

### 1 熊本県の工業

#### (1) 熊本県の工業政策

一九九〇年代後半になると、円高の進展や中国・ASEAN諸国の台頭に伴い、地域産業の空洞化が顕著となり、大都市の工場を地方部に再配置するというこれまでの政策について見直しを迫られることになった。経済産業省は、日本の国際競争力の強化と地域経済活性化を図るため、全国各地に企業・大学が産学官連携、産産連携および異業種連携の広域的なネットワークを形成し、知的資源の相互活用によって、新産業を創出する状態をつくり出すという産業クラスター（地域再生産業集積）計画を開始した。クラスターとはブドウの房のように企業を集積させるもので、九州では、環境・リサイクル産業と半導体産業を育成する計画が進められた。

本県においても、一九八〇年代から進めてきたテクノポリス計画の見直しが行われ、平成一二年三月にテクノポリス計画の承継計画となる熊本地域高度技術産業集積活性化計画が立ち上げられた。同年に策定された県工業振興ビジョンでは、「新製造技術」、「情報通信」、「環境」、「バイオテクノロジ」、「医療福祉」の重点五分野が設定された。平成一五年三月には、このビジョンに基づき、セミコンダクタフォレスト構想を策定、半導体（セミコンダクタ）やIT（情報技術）関連分野のさらなる発展を目指し、電子部材を高度に加工する技術の研究開発、半導体関連の製造現場を支える人材育成と新たな産業の創出を目標とした。平成一七年には、同フォレスト構想にバイオともものづくりを加えた三つのフォレスト構想を策定した。バイオフォレストは、本県が高い研究開発能力を持つ医療・食品・環境のバイオテクノロジ関連分野で、専門のコーディネーターによる大学・企業間の連携づくりや共同研究開発の支援、優れた新製品・技術に対する表彰や資金面での支援を行うものである。ものづくりフォレストは、機械工業をはじめ二つの構想にも共通するものづくりの基盤技術の高度化や熊本の特徴を生かした製品開発、ユニバーサルデザインの促進などを目標に、技術者・技能者の育成、技術開発を支援する

ものである。こうした三つの構想のほかに、熊本ソーラー（太陽光発電）産業振興戦略を策定して、ソーラー関連産業が県産業の新たな柱となるよう取り組みを始めた。またカーアイランド九州の構築に向けて、自動車関連企業への支援を強化した。

その後の平成一七年二月には、地場企業への技術移転が進んでいないことを受けて、セミコンダクタフォレスト構想の改定が進められ、人材育成と地場企業の競争力強化に力点を置き、社会人を含めた技術者の育成やソフト開発など高度な人材を育成するための体制づくりを目指すこととした（『熊本日日新聞』平17・2・5）。

県工業振興ビジョンに代わって平成二三年からは産業振興ビジョンがスタートした。新たなビジョンの内容は、半導体や自動車産業で培った技術を連携させ、新たな産業創出を担う企業群の育成を図るというもので、旧ビジョン五分野を再編して、「半導体」、「自動車」、「太陽光などのクリーン産業」、「健康産業を含む「フード＆ライフ」、「社会・システム（情報通信技術を生かした電力の次世代伝送網の構築）」とした。こうして競争力のあるリーディング産業群を県内に形成していくことを目標とした。

## （2）製造業の動向について

表2は、平成一二年と二二年における県内製造業の従業者数および製品出荷額を示したものである。平成二〇年以降、産業分類に変更があったため単純に個別の業種について比較することはできないが、ここでは全体的な動向だけでも把握することとしたい。

まず、製造業全体では、IT産業のバブル期に当たる平成一二年とリーマンショック後の平成二二年では、従業者数が九、五一七人、製造品出荷額は二、九六〇億円減少している。個別にみると、繊維工業は、「衣服・その他の繊維製品」と統合し、かつ「化学工業」および「窯業・土石製品」の一部が移設されたにもかかわらず、従業者数、出荷額ともに半減している。この期間、繊維・衣服・靴といった軽工業は中国に生産拠点を移すかあるいは国内の工場を整理縮小する動きが見られた。県内では、月星化成（熊本市）、新日本紡績（泗水町）、都築紡績（菊陽町）、センガメンズアパレル縫製工場（大津町）が閉鎖している。一方で、平成一八年から富士フィル

ムが液晶画面素材となる偏光板保護フィルムの生産を開始したことから、化学工業やプラスチック製品は従業者、出荷額ともに増加した。

次に、一般機械器具は、「はん用機械器具」、「生産用機械器具」、「業務用機械器具」の三つに分類されることになったが、その合計額が従業者数八、九六八人、出荷額二、三二一億一、一〇〇万円となり、平成一二年に比べて従業者は増えているが、出荷額は下降している。また、電気機械器具も新たに「情報通信機械器具」と「電子部品・デバイス・電子回路」に分けられることになったが、情報通信機械の出荷額が秘匿数字となっているため、従業者数の動向だけ比較すると、平成二二年の電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス・電子回路三つの合計は一万七、四八八人で四、六二二人減少している。

表2 熊本県の製造業

(単位/人、百万円)

	平成 12 (2000) 年		平成 22 (2010) 年	
	従業者数	製造品出荷額	従業者数	製造品出荷額
食料品製造業	17,539	302,058	18,249	300,958
飲料・たばこ・飼料製造業	1,615	156,538	1,796	149,405
繊維工業	1,800	21,315	4,519	29,466
衣服・その他の繊維製品製造業	7,482	39,336	—	—
木材・木製品製造業	2,942	46,470	1,958	32,107
家具・装備品製造業	1,384	16,546	665	6,216
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,544	69,490	1,187	82,208
出版・印刷・同関連産業	4,548	84,683	3,193	62,739
化学工業	3,146	117,838	3,605	179,975
石油製品・石炭製品製造業	169	7,489	171	10,084
プラスチック製品製造業	3,071	58,902	4,703	104,217
ゴム製品製造業	1,862	53,537	1,994	69,008
なめし革・同製品・毛皮製造業	75	853	42	×
窯業・土石製品製造業	5,600	91,511	3,271	60,835
鉄鋼業	995	32,060	1,005	47,363
非鉄金属製造業	584	14,148	1,232	36,412
金属製品製造業	7,587	154,555	6,008	109,769
一般機械器具製造業	6,486	279,940	—	—
はん用機械器具製造業	—	—	557	7,186
生産用機械器具製造業	—	—	7,735	215,740
業務用機械器具製造業	—	—	676	8,185
電気機械器具製造業	22,109	808,842	4,760	127,191
情報通信機械器具製造業	—	—	1,048	×
電子部品・デバイス・電子回路製造業	—	—	11,680	376,021
輸送用機械器具製造業	9,417	437,616	10,861	417,480
精密機械器具製造業	385	11,133	—	—
その他の製造業	1,137	12,094	1,045	11,853
計	101,477	2,816,964	91,960	2,520,936

資料) 熊本県『熊本県統計年鑑』平成 13 年及び 23 年版より作成。

注) 平成 20 年以降、「衣服・その他の繊維製品製造業」は「繊維工業」に統合した。

「パルプ・紙・紙加工品」は「木材・木製品」に一部移設。「化学工業」と「窯業・土石製品」は「繊維工業」へ一部移設。「一般機械器具」は「はん用機械」「生産用機械」「業務用機械」に分割。「電気機械器具」は「電子部品・デバイス・電子回路」と「情報通信機械器具」に一部移設。「精密機械器具」は分割して、「業務用機械器具」と「その他の製造業」に移設。「その他の製造業」は「業務用機械器具」に一部移転した。

### (3) 半導体産業

日本の半導体産業の製造品出荷額は、ITバブル期に当たる平成一二年に九兆六、二四四億円と過去最高額に達した。その後、七兆円前後で推移し、リーマンショック後の世界同時不況によって平成二一年には五兆二、七三二億円まで減少した。その翌年には持ち直したものの、平成二四年には四兆七、五九九億円まで減少した。一方で、世界の半導体市場は、韓国、台湾、中国等のアジア半導体産業が伸長し、生産額も平成二二年以降右肩上がり伸びている。日本は状況を呈した平成一二年の後、精彩を欠き、リーマンショック後の不況を契機に失速した。

熊本学園大学の伊東維年名誉教授は、日本の半導体産業の凋落の要因として、第一に、日本市場で外国製半導体のシェアが拡大することを意図して締結された「日米半導体協定」が日本の半導体産業の高成長サイクルに歯止めを掛け、衰退の端緒を築いたこと、第二に、日本の主要半導体メーカーが総合電機メーカーの一つの事業部門であるため、経営のスピードが遅く、時代の変化に迅速に対応してこなかったこと、第三に、一九九〇年代以降、欧米における工場を持たないファブレスメーカーと台湾メーカーを中心とした生産の委託を受けるファウンドリとの国際分業、いわゆる半導体業界における水平分業化が進展し、ファブレスメーカーやファウンドリが台頭する中で、IDM（垂直統合型半導体メーカー）をベースとする日本の半導体メーカーが明確な対応策を講じなかつたことを挙げている。

熊本県の半導体産業も全国の動向と同じように後退した。まず事業所数は平成一二年に二二事業所あったが、平成二四年には一六事業所となった。従業者数は平成一二年に一万三四七人であったが、ITバブルの崩壊で減少し、その後八、八〇〇人台で推移するものの、平成一九年に一万七八一人と増加に転じるが、世界的不況の影響で再び一人を割り、平成二四年には八、二三七人となった。製造品出荷額は平成一二年に五、五三七億円計上していたが、その後国内メーカーによる生産拠点の中国へのシフト化が進み、リーマンショックが起きた平成二〇年には三、五四七億円まで下降した。県は、こうした状況から、平成一七年七月、セミコンダクタフォレス

ト構想に掲げた「平成二二年度の半導体関連産業の出荷額一兆円の達成」について、対象を液晶やソフトウェア開発まで大きく拡大して、「IT関連産業」に変更した。また一〇〇社の企業誘致、TLO（技術移転機関）を通じた一〇〇件の技術移転などの数値目標は一兆円達成との関連が低いとして削除した（『熊本日日新聞』平成二二・七・二九）。

次に熊本県の半導体製造メーカー三社の取り組みを述べる。

まず、三菱電機熊本工場（合志市）は、二〇〇〇年代初頭、フラッシュメモリとDRAM（ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリ）を中心に、マイコン、ASIC（特定用途向け集積回路）、パワーバイスを生産していた。平成一五年に日立製作所と分社・統合してルネサステクノロジを設立した後、平成二〇年からは三菱電機パワーデバイス製作所熊本工場として半導体生産を行っている。同工場は福岡市のパワーデバイス製作所で設計・開発されたパワーバイスの前工程を担っている。製造されたパワーデバイスは国内外の工場でパワーモジュール等に組み立てられる。パワーモジュールはHEV（ハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）用の車載半導体として使用される。

ルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング川尻工場は、NECの全額出資子会社として昭和四四（一九六九）年に設立された九州日本電機（NEC九州）を起源としている。平成一四年にNECは半導体事業を会社分割により分社化し、NECエレクトロニクスを設立したため、九州日本電機はNECからNECエレクトロニクスの全額出資子会社へ所属を変更した。平成一五年以降は、DVD等のデジタル家電や携帯電話、自動車に搭載するシステムLSI用八インチウエハとマイコン用六インチウエハを生産した。平成一八年には車載用マイコン、デジタル家電向けシステムLSI（大規模集積回路）、パワートランジスタ等の設備増強を図った。平成二二年にNECエレクトロニクスとルネサステクノロジが合併して、ルネサスエレクトロニクスが設立されると、熊本川尻工場はルネサスセミコンダクタ九州・山口の本社および熊本川尻工場に改称した。さらに平成二六年、国内グループの再編によりルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング川尻工場と改称している。

ソニーセミコンダクタ熊本テクノロジセンター（菊陽町）は、ソニーの半導体事業部門を担うソニーセミコンダクタの本社工場である。福岡市に本社を置くソニーセミコンダクタ九州の熊本テクノロジセンターとして平成一三年一〇月に設立された。当初は高温ポリシリコン薄膜トランジスタ型液晶パネルの試作を行っていたが、平成一四年からはデジタルカメラ・デジタルビデオカメラ用のCCD（撮像素子）生産・出荷を行った。またハイビジョンカメラやデジタル一眼レフなど高級映像機器に不可欠なCMOS（相補型金属酸化膜半導体）イメージセンサを量産するため、平成一九年四月から地上七階建の2号棟建屋で生産を開始した。

#### （4）工場立地について

表3は平成一二年から二二年までの工場立地動向を示したものである。表2と同様、平成一九年から産業分類が一部変更しているため、単純に比較することはできないが、大まかな傾向は把握することができるのであえて表示することとした。表を時系列に見ていくと、平成一三年のアメリカを中心としたIT産業のバブルのとき、加工組立型の工場が二〇件、製造業全体で三五件に上っている。とくに大型案件としてソニーが菊陽町の第二テクノパークに工場を新設し、これに伴って半導体関連の企業が複数進出した。また地方資源型のサントリールもこの年に嘉島町への工場進出を表明している。しかし、IT産業のブームが去ると、一転して立地件数は減少し、平成一四、一五年には加工組立型の工場は五件まで下降した。その後、ゆるやかな景気拡大期に入ると、再び加工組立型の工場を中心に増加に転じ、平成一八年には一三年を上回る三九件に達した。中でもこの時期に富士フイルムが液晶画面素材となる偏光板保護フィルムの製造工場を稼働したことは本県の製造業にとって追い風となった。その翌年の平成一九年も三七件と大きく伸びた。しかし、アメリカのリーマンショックにより世界全体の需要が冷え込むと、立地件数は大きく後退して、製造業全体で七件、加工組立型はわずか二件であった。熊本大学文学部の鹿嶋洋教授は、工場立地の傾向として、地方資源型の立地件数が加工組立型に比べて年変動が少なく安定していることを指摘している。とくに平成一七年と二二年は製造業全体の中でもその割合が高くなっていることがわかる。また同教授は、工場の立地が概して県北部に集中していること、その要因として空港

や高速道路の利便性が良いこと、安定して広い用地が取得しやすいこと、さらに熊本都市圏に近接し労働力の確保が非常に容易であることも挙げている。

県は、IT関連の企業誘致に向けて新たな工業団地の整備をテクノリサーチパーク周辺に進める一方で、県内に位置する城南工業団地（城南町、残り九区画）や白岩工業団地（御船町、同三区画）といった売れ残りの処理に苦慮した。県議会においても議員から県北だけでなく他の工業団地にもっと誘致してほしいとの要望が上がった。

表3 業種別の工場立地動向

(単位/件)

	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
<b>地方資源型</b>	2	6	2	4	5	11	7	2	5	2	6
食料品	2	3	1	2	2	4	5	2	2	2	3
飲料たばこ飼料		1			2	3	1				1
繊維工業						1			1		
窯業・土石製品		2		1	1	2					1
パルプ・紙加工品									2		1
木材・木製品			1	1		1	1				
<b>雑貨型</b>	4	4	3	3	2	1	5	9	4	1	0
(衣服・その他)		1	2								
家具・装備品			1					1			
印刷・同関連		2					1				
プラスチック製品	4			2		1	3	8	4	1	
ゴム製品		1		1			1				
皮革・同製品											
その他の製造業					2						
<b>基礎素材型</b>	0	5	0	2	3	2	2	3	4	2	2
化学工業		4		2	2	2	1	1	2	1	2
石油・石炭製品											
鉄鋼業					1				1	1	
非鉄金属		1					1	2	1		
<b>加工組立型</b>	10	20	5	5	12	12	25	23	13	2	2
金属製品	2	4			1	2	7	9	4		
(一般機械器具)	1	14	3	2	8	5	12				
はん用機械器具									1		
生産用機械器具								4	4		1
業務用機械器具											1
電気機械器具	7	1		2	1	1	1	3	3	1	
情報通信機械器具											
電子部品・デバイス			1			3	2	3			
輸送用機械器具		1	1	1	2		3	4	1	1	
(精密機械器具)						1					
<b>製造業計</b>	16	35	10	14	22	26	39	37	26	7	10
電気業					1				1		
ガス業											
熱供給業											
<b>製造業等計</b>	16	35	10	14	23	26	39	37	27	7	10

資料) 鹿嶋洋「熊本県工業の地域的性格」山中進・鈴木康夫編『熊本の地域研究』  
成文堂、平成27年、P144,145から作成。

## 2 熊本の農業

### (1) 県の農業政策と構造の変化

平成一一年、昭和三六（一九六一）年に制定された農業基本法に代わって、食料の安全供給の確保と農村の振興、農業の持続的な発展をめざした食料・農業・農村基本法（新農業基本法）が制定された。同法を受け、基本計画が策定され、平成一九年四月からは複数の作物を組み合わせた品目横断的な経営安定対策が講じられることになった。同対策は欧米に比べ、生産性が低いと指摘される土地利用型農業を大規模化し、経営の安定と生産性のアップを促す狙いがある。そのため全農家を対象としていた作物ごとの補助金は廃止され、一定規模の農家や組織を「担い手」に位置づけ支援することとした（『熊本日日新聞』平19・4・16）。

県は、新たな地域農業の担い手として、地域営農組織を後押しすることを打ち出した。地域営農組織とは、集落あるいは集落を超えた旧市町村などの自然的、地縁的なまとまりのある範囲やライスセンター（米麦を収穫した後、乾燥する施設）などの農業生産を行う範囲を単位として、地域の土地調整を前提とし効率的かつ安定的な営農を行う組織である。本県では、認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織を地域営農組織とも呼んでいる。平成二一年二月議会で農林水産部長は、本県には三〇〇を超える地域営農組織があり、そのうち四つが法人化した、また、前年の一二月議会では品目横断的経営安定対策の対象者を増やすため小規模農家に地域営農組織に参加するよう要請すると答弁している。このように地域農業の担い手を明確化した上で、重点的に支援する方向性を示したことがこの時期の農政の動きといえる。

表4は、平成七年から二二年にかけての販売農家のうち、専業、兼業および規模別農家数の推移を示したものである。販売農家とは、経営耕地面積が三〇アール以上または農産物販売金額が五〇万円以上の農家をさす。平成七年に七万戸を超えていたが、二二年には四万六、四八〇戸まで三四%減少している。とくに兼業農家が二万、二、四四六戸、四四%減少しており、それに比べて専業農家は一、五五四戸、八%の減少にとどまっていることがわかる。

次に規模別農家数では、経営規模2ha未満の農家戸数が減少し、2haを超える農家はその減少幅が小さく、5ha以上になると60九戸増えていることがわかる。5haを超える農家が多い地域は平成二二年時点で、熊本市九九戸、菊池郡一〇二戸、阿蘇郡一七三戸、上益城郡一九九戸、球磨郡二八四戸である。平成一七年の統計からは二〇ha以上の農家数も表示されており、平成一七年は二七戸、平成二二年は三五戸まで増加している。

以上より、本県の農家の構造は平成初期に比べてより専業農家のウエートが大きくなり、経営規模も拡大する動きが見られることから、国や県が進める品目横断的経営安定対策の方向性と一致していることがわかる。しかしながら、経営規模の拡大はより多くの人手も必要とすることから、人口減少と高齢化が進む地域では、労働力不足に

表4 経営耕地面積規模別農家数

(単位/戸)

	販売農家	規模別 (ha)								
		専業農家	兼業農家	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5 ~	20~
平成7年	70,480	19,174	51,306	12,225	21,252	21,809	8,914	4,359	1,229	—
平成12年	63,050	17,809	45,241	10,642	19,144	19,031	7,908	4,290	1,453	—
平成17年	54,298	17,662	36,636	8,584	15,943	16,375	6,978	4,154	1,702	27
平成22年	46,480	17,620	28,860	6,923	14,138	13,785	5,690	3,635	1,803	35

資料) 表1に同じ。

表5 農業産出額

(単位/億円)

	農業産出額	米	麦類、雑穀、豆類、いも類	野菜	果実	花卉	工芸農産物	種苗・苗木	畜産小計						その他畜産物	加工農産物	生産農業所得
										肉用牛	乳用牛	豚	鶏	鶏卵			
平成10年	3,640	633	74	1,156	433	132	269	52	804	237	248	173	48	86	12	88	1,676
平成12年	3,358	561	109	1,039	368	121	213	50	842	257	258	169	51	91	16	56	1,424
平成14年	3,256	538	104	1,039	330	120	191	47	829	226	266	190	51	80	16	58	1,367
平成16年	3,084	387	95	992	338	107	187	42	879	278	277	175	54	73	22	57	1,165
平成18年	2,984	386	91	975	343	102	129	41	873	295	256	164	65	64	29	46	1,043
平成20年	3,053	443	79	1,001	303	90	145	38	920	283	243	195	96	72	31	35	912
平成22年	3,071	351	61	1,113	323	98	115	38	936	307	261	166	98	69	35	31	1,080
平成24年	3,245	450	50	1,176	333	103	114	36	949	309	269	166	107	75	23	27	1,134

資料) 表1に同じ。

よって外国人技能研修生の確保に迫られることとなる。本県では、平成二〇年に財団法人・国際研修協力機構の支援で熊本に来た外国人農業研修生の数が茨城県の二、三三九人に次ぎ、全国で二番目に多い四八一人であった。受け入れに同機構が介在しない場合もあり、実際の農業研修生はさらに多いとみられている（『熊本日日新聞』平22・3・10）。受け入れ国であるが、八代市の外国人登録によると、外国人技能実習制度が農業分野でスタートした平成一二年から、これまで一番多かったフィリピン人を逆転して平成一七年には中国人が四六五人となっている。全国的に外国人労働者が増える中、低賃金や時間外労働など研修をめぐるトラブルが相次いだことから、国は研修一年目の外国人にも労働法規や最低賃金を適用する制度改正に乗り出した。

次に、表5の平成一〇年から二四年にかけての農業産出額の推移をみる。まず産出額全体は年によってバラツキがあるものの三、〇〇〇億円程度で推移している。次に米は減少傾向が続き、トマト、メロン、スイカなど野菜は一、〇〇〇億円前後で推移し農業産出額の三分の一を占めている。茶・葉タバコ・イグサなどの工芸農作物は平成一〇年の二六九億円から一一四億円まで減少している。畜産は全体的に上向き傾向であり、米を抜いて野菜と並んで本県農業を支える品目となっている。内訳を見ると乳用牛、豚、鶏卵は変化がない中で、肉用牛と鶏（ブロイラー）はこの期間に増加している。

以下、品目別にそれぞれの取り組みについて述べる。

## （2）稲作

米は、平成五年に部分開放が決定され、平成七年からはWTO（世界貿易機関）農業協定に基づき最低輸入機会（ミニマムアクセス）が段階的に拡大、平成一一年に輸入自由化（関税化）が実施された。国は平成一五年に「米政策改革大綱」を策定して、「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指し、良食味、低価格、安全等の多様な消費者ニーズに対応した売れる米づくりを進めることとした。従来の「作ったものを売る」方式から、今後は「需要動向に基づき売れるものを作る」方式への転換である。県も国の大綱に従って、「消費が変わる」「流通が変わる」「生産が変わる」をキーワードに、市場情報の迅速な把握と的確な需給調整を基本に、多様な自然条件や担

い手等を最大限に活用し、農家の創意工夫や主体性を発揮しつつ、「オンリーワンブランドの確立」等による地域の特色を生かした売れる米づくりを推進する方針を打ち出した。

県では、すでに米の部分開放が行われる前から新品種の開発と導入を図ってきたおり、本県の「米づくり元年」といわれる平成元年には、「ミナミニシキ」に代わる有望品種として「ヒノヒカリ」の栽培を始めている。「ヒノヒカリ」は「三度のときめき」というブランドで売り出され、その後徐々にシェアを拡大、平成七年には品種別作付面積で三八・七％、平成一四年には四九％と半数を占めるに至った。ほかに、「コシヒカリ」と「森のくまざん」があり、その三品種だけで約七五％を占めている。平成一九年にはこの三品種に加えて、「あきげしき」や「あきまさり」といった品種も増えている。逆に平成元年に一〇％を超えていた「レイホウ」は平成一九年には〇・一％以下まで下降した。地域別にみると、「ヒノヒカリ」は宇城・玉名・菊池・上益城・八代・球磨地域で、「コシヒカリ」は阿蘇・天草地域で、「森のくまざん」は宇城・鹿本地域で多く生産されている。適地適作による品種配置を県が推進した結果、以上のような品種別の生産地が形成された。

次に、県産米入札価格（包装代、米穀価格形成センターへの拠出金および消費税を含まない金額）は、平成一〇年、コシヒカリ六〇kgは一万八、七八九円、ヒノヒカリ同量は一万七、三六七円であったが、その後下落し、平成一八年には、コシヒカリ一万五、一二〇円、ヒノヒカリ一万四、二九円まで下がっている。「農家の基本給」と呼ばれた米は、価格が下がることで、収益が上がる作物としての位置付けを失う状況となった（『熊本日日新聞』平18・9・26）。米価格が下がる要因として、日本の米の消費量が減少していることが挙げられる。昭和六一（一九八六）年度、国民一人一年間当たりの消費量は七三・四kgであったが、平成一八年には六一kgまで減っている。また流通の自由化によってスーパーや外食・中食産業の大手が価格形成の主導権を握ったことも価格低下の要因として指摘されている（『熊本日日新聞』平18・9・23）。

本県の水稲作付面積の全国順位は、平成一九年度、岩手、青森に次いで二位で、西日本の中では有数の稲作地域となっている。しかしながら、1ha以下の農家が七五％を占め依然零細で、米を主体とした経営を目指す五

ha以上の作付農家は一二三戸（販売農家の〇・三％）にとどまっている。生産組織については、約四七五組織が結成され、稲作農家の約二五％が参加している。組織形態別には、受託組織が約六割を占め、近年増加傾向にある。県は、平成一六年二月に作成した『くまもと米政策指針』の中で、経営形態、労働力の状況等、地域の実態を十分踏まえながら、大規模稲作経営や複合経営、集落営農等の実情に応じた多様な担い手を育成することを今後の課題としている。

### (3) イ業と施設園芸

表5にみるように、工芸農作物の減少に歯止めが止まらない状況であるが、これはイグサの減少が大きいためである。九〇年代に入って、中国産の安価なイグサが国内に流入し、また住宅の洋風化に伴う畳表の需要が減少することで、畳表の相場は下落、県内のイグサ農家は打撃を受けた。

これを受け、中国産畳表への対策として、平成一二年から新品种「ひのみどり（有明3号）」の生産を開始した。この品種は茎が細く、畳表を織ったときに表面がきめ細かで、色のムラが出にくいという特徴を持つ。県も「高級畳表基準」を策定し、素材、加工技術など一定の水準に達した「ひのみどり」の畳表「ひのさらさ」を県産ブランドとして売り出した（『熊本日日新聞』平10・1・9）。また新たな需要を開拓するため、八代郡鏡町や千丁町では学校用のイス用畳を開発し、町内の学校で採用した。JAやつしろでは新型置き畳の全国販売を展開した。政府は、輸入急増による国内産業の損害を防止するため、ネギやシイタケとともに畳表のセーフガード（緊急輸入制限）を平成一三年四月に暫定発動した。一時的な措置ではあったが、輸入量を抑制したことで県産畳表の市場価格の下落に一定の歯止めがかかった。生産者からはこのままセーフガードの本発動を求める声が高まったが、日中閣僚会議の合意により本発動は見送られる結果となった。これについて、潮谷知事は「県としては本発動による輸入制限措置に強い期待を寄せていただけに残念」とのコメントを出した（『熊本日日新聞』平13・12・22）。国と県は、セーフガードの暫定措置が切れた後の国内対策三か年事業として、畳表の価格安定制度に基づき、畳表一枚の市場価格が助成基準とする一、二二〇円以下に落ち込んだ場合において、県産畳表に一枚当

たり七円二〇銭を価格補填する措置を講じた（『熊本日日新聞』平14・8・15）。さらに八代市と県豊工業組合八代支部は、豊表の消費拡大キャンペーンとして、八代産豊表を使って豊を張り替える市民と市内の事業所を対象に、一畳につき一、〇〇〇円の割引券を発行する事業（初年度は一万二、〇〇〇枚分）を始めた（『熊本日日新聞』平14・6・26）。同年五月三、四日には、「全国い草文化博覧会&まるごと物産展 in やつしろ」が開催され、イグサ産業の復興に向けた提言や今後の課題が示された。

以上のように国や県、生産者による取り組みが行われたものの、イグサの生産者数と作付面積の減少は続き、平成一〇年度に二、八三一戸あった農家は平成二二年度には六七九戸まで減り、作付面積も同期間に四、一五〇haから八八二haまで減少した。

こうした中、イグサの生産地である八代地域では、施設園芸や露地栽培への切り替えを進める農家が増える。特にバレイショ・レタス・キャベツは、トマトと異なり、ハウスの建設がいらず、イグサをやめた農地を有効活用できるとして、県八代地域振興局も力を入れた（『熊本日日新聞』平19・2・12）。

平成二四年には、施設園芸においても、手間やコストをかけて高値を狙うメロンやスイカから低コストで安定収益が見込めるトマトやキュウリなどの野菜に切り替わっている。八代ではイグサから、人吉・球磨では葉タバコからブロッコリーへの転作も増え、八代地域が国内有数のブロッコリー産地になりつつあると地元紙は伝えている（『熊本日日新聞』平24・11・19）。葉タバコはイグサとならんで全国一位の生産量を誇っているが、平成二二年度の税制改正によりたばこ税が大幅に引き上げられたことが、転作を促すきっかけとなった。たばこ税は一九九〇年以降、相次いで引き上げられ、それに伴い、葉タバコの栽培面積も平成二一年までの九年間に全国で三四%、県内でも一九%減った。県たばこ耕作組合によると生産農家数はここ九年間で三二%減り、一、〇〇〇戸になったという（『熊本日日新聞』平21・12・23）。

### 3 流通業

#### (1) 大規模商業施設の進出

一九九〇年代半ば以降、県内に郊外型大規模商業施設のSC(ショッピングセンター)がつくられるようになってきた。大規模SCには中核となる総合スーパーのほかに、シネマコンプレックス・ファストフード・ペットショップ・家電量販店・百円ショップ・ゲームセンター・ドラッグストア・書籍販売店、カジュアル衣料品等、あらゆる商業施設が入っており、消費者のニーズにうまく対応している。SCの多くは直営店舗であるスーパーを一部にとどめ、床面積の大部分をテナントに賃貸する方式をとっており、テナントから安定した収入を得られるだけでなく、その時期の勢いのある専門店を入店させることでSC全体を活性化することができるといふ強みをもっている(『熊本日日新聞』平17・9・9)。

県内では、ニコニコ堂がサンピアンシティモール(熊本市東区)とクリスタルモールはません店(熊本市南区)を開業するほか、大手スーパーのイオン(千葉市)と三菱商事の共同出資による開発会社「ダイヤモンドシティ」が平成九年一〇月、小川町に「ダイヤモンドシティ熊本南」店舗面積三万六、〇〇〇㎡を開業した。平成一六年六月には、中堅スーパーのイズミ(広島市)が菊陽町に「ゆめタウン光の森」店舗面積三万六、六〇〇㎡を開業、店内には一〇〇の専門店が入った。これに対して、開発会社「ダイヤモンドシティ」は、平成一七年一〇月、上益城郡嘉島町に「ダイヤモンドシティクレア」店舗面積五万二、〇〇〇㎡を開業、プレオープンした一〇月一日から本オープンまでの四日間の来客者数は延べ三二万人、売り上げ高は六億七、二〇〇万円に上った(『熊本日日新聞』平17・10・12)。さらに県南の八代市にも「イオン八代」が平成一六年沖町の臨港線沿いに、「ゆめタウン八代」が平成一七年建馬町の球磨川沿いにオープンした。人口が一五万人にも満たない八代地域でパイを奪い合う形となった。

以上述べたように、各地域で大規模SCの出店が加速する中、地元商店街の反対等により開発が不許可になる事例や、数年間凍結するという事例も出てきた。以下では、熊本市佐土原の出店計画と同市の元熊本農業試験場

跡地の計画について述べる。

大手スーパーイオンは平成一七年六月、益城インターチェンジ西側に位置する熊本市佐土原で大型SC、店舗面積七万㎡を計画していることを明らかにした。この計画に対して近隣の四商店街でつくる「健軍まちづくり推進協議会」は開業許可を出さないよう幸山政史熊本市長に要望した（『熊本日日新聞』平17・6・11）。熊本市は「市郊外型大規模商業施設対応会議」を開催、第二空港線の交通渋滞や開発による地下水保全への影響、騒音、光害等について協議を重ねた。その結果、熊本市は、SC計画地は市街化調整区域にあり、計画的なまちづくりを進める上で支障があるとして開発を不許可にすると発表した（『熊本日日新聞』平18・5・11）。県も熊本市の方針を支持した。

県は、熊本市上ノ郷と島町にわたる県農業試験場跡地（五・一ha）の利用について公共施設の建設等を検討したが、県財政の悪化で実現困難となったため、民間企業に開発案を競わせるコンペ方式を採用した。もともとこの跡地は、県による熊本FAZ（輸入促進地域）計画の柱だった輸入販売施設の建設予定地とされていたが、平成九年にその計画が頓挫したため、新たな開発計画が模索されていたのである。コンペの結果、平成一六年五月、県はイオン系の開発会社であるロック開発（東京）が提案した中規模SC計画を選定した（『熊本日日新聞』平16・5・12）。

ところが、熊本商工会議所が中心市街地への影響が大きいことと、地元への事前説明がなくコンペに関与していなかったとして、このSC計画の全面的な見直しを県に求めた。このため県は、一旦契約手続きを凍結して、県農業試験場跡地のあり方を考える同跡地活用検討協議会を開いて、SCと地元商店や商工団体との共存策を練った。県議会でもこの跡地の利活用について質問が相次ぎ、執行部から、ロック開発と地元商店や商工団体とのコンセンサスを図っていく旨の答弁があった。

平成二〇年二月、ロック開発はようやく地元の同意を得て、同跡地全三区画のうち二区画を先行して開発に着手することになった。そして平成二一年一〇月、念願のロックタウン西熊本ショッピングセンターをオープンし

た。店舗にはスーパーマックスバリュを核店舗にドラッグストアや飲食店など一九店が入った。さらに同年暮れには地元住民らが出資する直売所「肥後の國物産館」がオープンした。

## (2) 県内の百貨店とスーパーの動向

平成一四年は本県の流通業にとって大きな転機となる年であった。以下、主な出来事について述べる。

同年三月、鶴屋百貨店は熊本市手取本町の再開発ビル「テトリア熊本」の核店舗となる新館（東館）をオープンした。新館は「テトリア熊本」の地下一階地上六階部分で売り場面積は約二万八、〇〇〇㎡。スーパーブランドと呼ばれる衣料品やバッグ類等のほか化粧品や生活雑貨等を品ぞろえした。また本館西側にあるウイング館を改装して「コムサ」ブランドで統一した。さらに同年四月には上通の「びぶれす熊本日日新聞会館」の地下一階と地上二階に商業施設「News（ニューズ）」を開業した。同百貨店はこれにより四館体制となり、売り場面積はこれまでの四万七、五〇〇㎡から一・五倍の七万一、八〇〇㎡まで拡大した（『熊本日日新聞』平14・3・7、同3・24）。

鶴屋百貨店が中心市街地で増床を図る中、平成一四年三月、岩田屋（福岡市）は熊本岩田屋を翌年二月末までに撤退させる方針を明らかにした。その半年後、存続を求める一四万人の署名を受けて百貨店業務を継続するため地元の企業が中心となり、新会社を設立した。そして阪神百貨店（大阪市）と業務提携することで基本合意が成立、翌年二月に「くまもと阪神」という店名で再スタートを切った。開業初日は「大阪と神戸のうまいもんと技展」が企画され、多くの来客で賑わった。平成二三年二月、阪急阪神百貨店との営業支援契約が切れると、今度は高島屋を軸とした百貨店組織に加盟して、店名を運営会社である「県民百貨店」に変更して業務継続を図った（『熊本日日新聞』平23・2・23）。

平成一三年一二月、九州最大手のスーパー、寿屋（熊本市）が民事再生法の適用を熊本地裁に申請した。翌年二月には、主力の支援企業として大手スーパーイオンが決定し、最終的にはイオングループの九州ジャスコ（福岡市）とマックスバリュ九州（熊本市）が寿屋から四一店舗を譲り受けることになった（『熊本日日新聞』平14・7・

20)。宇土市のショッピングセンターUTOでは、核店舗の寿屋が閉店していたが、五月からジャスコ宇土店として営業を引き継いだ。従業員も八割は元寿屋の従業員を再雇用した（『熊本日日新聞』平14・5・10）。八代市海士江町の寿屋「くらし館海士江店」は、同市の二企業が営業を引き継ぎ、「生鮮広場TOPマート」として再開、従業員も元寿屋の従業員三一人を再雇用した（『熊本日日新聞』平14・7・3）。また寿屋植木店では、元社員らが新会社を設立して、元従業員を雇い、「生鮮スーパーはなまる」として再開した（『熊本日日新聞』平14・7・3）。このように閉鎖する店舗を地元企業や元社員が新会社を立ち上げて営業を継続する事例が見られる。

ニコニコ堂は、平成八年に郊外型ショッピングセンターとなる「サンピアンシティモール（熊本市東区）」を開業。翌年の平成九年に「あらおシティモール」に核店舗として開業。さらに平成一〇年には熊本市南区に「クリスタルモールはません店」を相次いで開業した。一方で、不採算店となる店舗を閉鎖したり、中国事業から大幅に撤退するなど経営の立て直しを図った。また全店の七割に当たる店舗について二四時間営業を実施して収益向上に努めた。しかし、大幅な経営改善とまでは至らず、平成一四年四月に寿屋に続いて熊本地裁に民事再生法の適用を申請した。同社は当初、自力再建の意向を示していたが、同年七月にイズミ（広島市）との業務提携を図ることになり、「サンピアンシティモール」、「あらおシティモール」、「クリスタルモールはません店」はイズミの経営のもと、「ゆめタウン」として再出発することになった。また閉鎖店舗の対象となっていた菊陽町のニコニコ堂「すずかけ店」では、寿屋の事例と同様に、地元スーパーから独立して新会社を設立した社長が寿屋やニコニコ堂の元従業員を雇用して「生鮮デイスカウント店」として再出発を図った（『熊本日日新聞』平14・10・4）。

### （3）各地域における商店街の取り組み

各地域の商店街は街の活気を取り戻そうとさまざまな取り組みをはじめた。まず、空き店舗対策では、創業志願者に家賃を補助して店を経営してもらおうという「チャレンジショップ」が始まった。あるいはその地域の特産品販売や軽トラックに品物を積んで販売する軽トラ朝市の営業場所として活用された。また地域におけるコミュニティの空間として、サロンやギャラリーとして活用する商店街も出てきた。ギャラリーは高校美術部の生徒

による作品展や今昔の写真展、あるいは音楽のミニコンサートが企画された。

次に、ハードの整備として、街灯の新設・更新、道路舗装、アーケードの改修が行われた。熊本市の下通は一九年前りにアーケードを改修して、これまでより四m高くして明るい空間をつくり、樹木も取り入れている。上通アーケードも入口ゲートの塗り替え作業が行われた。八代市も昭和四八（一九七三）年以來となるアーケードの建て替え工事を行った。これは中心市街地活性化法に基づく市商工会議所のTMO（町づくり機関）計画認可を受けて、実現したもので、新アーケードには特産の「パンペイユ」のデザインが天井や入口に配置された（『熊本日新聞』平15・7・18）。山鹿市では電線を地中に埋めることで旧豊前街道の歴史的景観を復元しようとした。次に、サービスの面では、ポイントカードの導入やスタンプの優遇サービス、あるいはプレミアム買い物を発行するといった措置が講じられている。山鹿市では福小判と称して金めっきの商品券を発行した。宇土市では数百円する商品を一〇〇円で販売する「飛躍円祭」が平成一八年からスタートした。

次に、地域の歴史や自然を活かしながら活性化を図る事例では、前述した山鹿市では、江戸時代の惣門が再建され、豊前街道を巡るツアー「米米惣門ツアー」が企画された。菊池市では街中を人力車で案内する企画も生まれた。蘇陽町の馬見原や芦北町の佐敷は宿場をイメージした街並み整備が、熊本市新町、古町では城下町の街並み整備が進められた。阿蘇宮地では、「水と緑」のまちづくりとして、商店街の各所に湧水を活かした水基を設置した。さらに同商店街では桜の開花時期に合わせて、通りに畳を敷いて花見を楽しむという「お座敷ストリート」も始めている。

以上のように、商店街ではさまざまなアイデアのもとで企画が実施されており、自治体や地元関係者だけでなく、県内の大学生らも授業の中で積極的に参加してまちづくりが進められた。

## 4 観光業

### (1) 観光客の動向

表6は、県内の地域別宿泊者数と日帰り観光客数を表示したものである。平成以降、日帰り客数は増加を続け、平成一二年には初めて五、〇〇〇万人を突破した。宿泊者数と日帰り客数を合計した観光客総数も増加の一途をたどり、それ以降も松島有明道路（合津（知十）、南九州西回り自動車道（八代南（日奈久）、県道熊本高森線（俵山バイパス）の開通等により、日帰り客数はさらに伸びて五、五〇〇万人に達した。その後も南九州西回り自動車道（日奈久（田浦）や松島有明道路（知十（上津浦）の開通もあって五、五〇〇万人程度で推移するが、リーマンショックが起きた平成二〇年から減少に転じた。その後政府による「土日の高速道路路上限一、〇〇〇円」等のテコ入れ策があったが、効果は今一つで

表6 地域別宿泊・日帰り別観光客数 (単位/千人)

	平成12年		平成16年		平成22年	
	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り	宿泊	日帰り
総数	6,675	50,015	6,593	55,371	6,467	50,770
熊本市圏	1,904	3,312	1,804	3,579	2,096	3,231
阿蘇地域	1,335	13,629	1,518	14,620	2,065	15,463
天草地域	691	4,634	650	4,178	513	3,827
小国郷地域	724	1,408	668	1,972	—	—
山鹿・鹿本地域	512	3,544	517	4,015	309	3,268
玉名・荒尾地域	358	8,439	308	7,617	327	5,672
菊池地域	332	6,071	351	8,841	413	6,306
八代地域	231	1,217	213	2,260	222	3,118
人吉・球磨地域	255	2,382	240	2,469	236	2,711
五木・五家荘地域	17	325	12	264	—	—
水俣・芦北地域	220	1,525	179	1,621	114	1,751
宇城地域	96	3,529	132	3,935	96	3,530
上益城地域	—	—	—	—	75	1,892
外国人客	82	184	197	365	335	—

資料) 表1に同じ。

注) 外国人客数は内数である。小国地域は平成22年に阿蘇地域に統合、五木・五家荘地域は人吉・球磨地域に統合される。平成22年から上益城地域が新設されている。

平成一二年時の水準まで下降している。

宿泊者数は、日帰り客とは反対に減少傾向が見られ、平成二三年には六五〇万人を割っている。これを地域別にみると、県北では菊池地域が増加しているが、県南の水俣・芦北、人吉・球磨、さらに天草地域で減少傾向が見られる。八代地域もどちらかといえば停滞気味であるため、総じて県南地域での観光地が阿蘇や菊池に比べて後退していると言えよう。

外国人客は、上昇傾向があり、とくに韓国からの来客が大半で、次に台湾が多い状況となっている。どこの地域も日本人の宿泊者数は伸び悩んでいるため、各自治体は今後外国人客をいかに増やしていくかが課題となった。

(2) 温泉地について

阿蘇郡南小国町の黒川温泉は、平成に入ってから人気が上昇し、ピークの平成一四年には宿泊者数が四〇万人に迫った。旅行雑誌の『じゃらん九州発』は九州・山口の人気観光地ランキングで黒川温泉が連続して「行ってみてよかった観光地」部門で一位になったと伝えている(『熊本日日新聞』平13・6・7)。しかし、平成一五年にハンセン病患者を宿泊拒否する事件が発生、当事者となったホテルが廃業したことをきっかけに宿泊者数は減少した。その一方で、同町の小田・田の原・満願寺温泉や山鹿市の平山温泉の人氣が急上昇した。宿泊予約サイトを運営する九電工コミュニケーションズ(福岡市)は九州の人氣温泉地ランキング「2008年に訪れた温泉満足度」で平山温泉が鹿児島島の霧島温泉と並んで一位になったと伝えている(『熊本日日新聞』平21・4・23)。

黒川温泉に続いて新たな温泉地が脚光をあびる一方で、表6に示されているように水俣・芦北地域は苦しい状況が続いている。水俣市湯の尻温泉の老舗、三笠屋は経営悪化により平成二三年一月に業務を停止した。九州新幹線全線開業を三月に控えての閉館となった。

### (3) 主要観光施設利用者数の状況

表7によると、熊本城は平成一六年まで七〇万人台で推移していたが、平成二一年の統計では一七〇万人と約一〇〇万人も増加している。これは平成二〇年四月に築城四〇〇年に合わせて進めてきた復元整備事業の目

玉である本丸御殿が一般公開されたことによる効果である。平成二三年三月には「桜の馬場城彩苑」がオープンして更なる集客を図っている。こうした整備により熊本城の入場者は確かに増加したが、来場者の増加が宿泊増につながっていないとして県や熊本市は市内に滞在してもらったための戦略を求められることとなった。同じ市内の水前寺成趣園では熊本城とは逆に入場者が減少している。県内の人気観光地である阿蘇地域では、南阿蘇村の阿蘇ファームランドが平成一三年に宿泊施設を整備して利用者を大幅に拡大、年間四〇〇万人を突破した。県南の地域では、人吉市の球磨川下りは前述のように観光業不振により減少の一途をたどっている。

### 第3節 九州新幹線鹿児島ルート建設と開業

九州新幹線基本計画が決定されたのは昭和四八（一九七三）年一月である。その後、オイルショックや臨時行政調査会の答申、さらに旧国鉄の財政悪化、民営化問題等で整備新幹線の建設凍結が閣議決定され、昭和六二（一九八七）年によくやく建設凍結が解除された。

平成三（一九九一）年八月、八代―鹿児島中央（建設当初は西鹿児島）間が、新幹線の路盤に在来線の特急を走行させるというスーパー特急方式（新幹線鉄道規格新線）により工事実施計画の認可を受けて着手された。また博多―新八代間では、平成一〇年三月に船小屋（現築後船小屋）―新八代間で同方式による工事実施計画が認可された。その後、平成一三年四月の博多―船小屋間の追加に併せて、博多―新八代間と新八代―鹿児島中央間の両区間はフル規格（標準軌新線）によ

表7 県内主要観光施設利用者数

(単位/人)

施設名	熊本城	水前寺成趣園	阿蘇ファームランド	三井グリーンランド	球磨川下り	天草四郎メモリアルホール
所在	熊本市	熊本市	南阿蘇村	荒尾市	人吉市	上天草市
平成12年	737,865	572,271	—	1,173,531	61,262	73,253
平成16年	796,162	407,045	4,226,827	1,063,654	49,076	32,488
平成21年	1,773,389	304,153	3,827,668	973,133	45,147	57,454

資料) 表1に同じ。

る工事実施計画の認可を受け、鹿児島ルート全線をフル規格で建設が進められることになったのである。

平成一六年三月一三日、先行して新八代―鹿児島中央間が部分開業した。このとき、在来線の八代―川内間については、熊本と鹿児島両県と沿線自治体が第三セクター方式による肥薩おれんじ鉄道を開業し、地域の鉄道として運行を始めた。当初は黒字となる見通しがあったものの、開業二年で赤字になり、平成二三年三ヶ月期決算では、旅客運賃収入の減少や燃料高が響いて、二億六、八五三万円の当期純損失を計上、累積赤字は一億四、〇三四万円まで膨らんだ（『熊本日日新聞』平23・6・29）。

新八代―鹿児島中央間の部分開業から七年後の平成二三年三月二日、待望の博多―新八代間が開業し、ここにおいて九州新幹線鹿児島ルートが全線開通するに至った。新八代―鹿児島中央間の総事業費は六、四〇一億円、交付税措置後の県実質負担額は三七二億円である（『熊本日日新聞』平15・1・3）。一方、博多―新八代間は八、六一四億円で、県の負担額は一、三九〇億円に上った。行財政改革が叫ばれる中、地方で新幹線建設を進めることに対してはさまざまな意見が出た。平成八年に細川護国前知事が地元経済誌において、「フル規格よりもミニ新幹線を走らせた方が現実的である」と述べたことに対し、県議会は、九月定例会で県民の信頼と熱い期待を欺くものであるとして抗議することを決議している。また、平成一三年三月に東京都知事の石原慎太郎氏は「鹿児島から八代まで新幹線をつくっているが、乗る人なんていない。不良債権そのものである」と発言した。この発言に対し、県議会は同月の定例会で、発言は看過できないとして抗議することを決議している。さらに県議会において、議員から、荒瀬ダム撤去方針を財政難という理由から凍結したことを受けて、新幹線建設も多額の費用を要することから建設を認めることはできないとの意見が出された。これに対し、蒲島郁夫知事は「九州新幹線は熊本県民の長年の夢であり、本県の九州における拠点性を高め、九州地域の一体的な浮揚発展を実現化するために必要な社会基盤である」と述べている。

県ではこの絶好の機会を逃すまいと、新大阪への直通運転が開始されることを見越した上で、平成一八年一月、KANSAI戦略会議を設置した。山陽新幹線沿線の岡山・広島等を含めた地域も広義の関西と捉えて、熊

本の知名度をより一層高めていくための戦略を練る場である。そのKANSAI戦略の一環として、平成二一年には、広島を重点に熊本への認知度アップを図るキャンペーンを始めた。九月から一二月の二か月間、広島市内を走る路面電車一両全ての広告を県出身のタレントのデザインや熊本の特産品等で埋め、熊本の魅力を売り込んだ。また広島テレビ局と連携した熊本の情報番組も放映した（『熊本日日新聞』平21・9・26）。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、九州新幹線各駅のデザインの統一コンセプトとして「きらめく自然と豊かな歴史を未来につなげる、おもてなしの駅」を設定した。これにより、熊本駅は悠久なる自然と歴史が映える駅づくりが進められ、新玉名駅では自然光や森の中が、新八代駅では球磨川の流れ、新水俣駅は八代海のさざ波がイメージされ建設された。またデザインコンセプトの実現に向けて、駅の各所でユニバーサルデザインが取り入れられた。とくに旅客のトイレの計画に当たっては、簡易多機能便房や親子配慮コーナー、パウダーコーナー等が整備された。また、駅が設置される各自治体では、観光客とビジネス客を迎える準備に着手し、新駅を核とする道路整備や物産館開設など街づくりを始めた。

JR九州は全線開業後の半年間の利用実績を発表した。地元紙は、博多―新熊本間の乗客数は前年同期比三八%増の累計四五〇万人で、一日当たり約二万四、五〇〇人と順調な滑り出しとなった（『熊本日日新聞』平23・9・13）。一方で、新八代―鹿児島中央間については利用客数は伸びたものの、八代や水俣では期待したほど宿泊者数は増えず、増加に転じた鹿児島とは明暗を分けた形となったと報じている（『熊本日日新聞』平17・3・12）。

【参考文献】

- 熊本県観光企画課『平成三〇年熊本県観光統計表（改訂版）』令和二年度
- 熊本県観光課『平成二五年熊本県観光統計表』平成二六年度
- 熊本県企画調整課『熊本県総合計画 パートナーシップ21 くまもと』平成二二年九月

熊本県総合政策局企画課『夢 くまもと4カ年戦略』平成二十一年三月

熊本県広報課『県からのたよりN.58』平成一九年二月号

熊本県農政部『くまもと米政策指針』平成一六年二月

熊本県農林水産部農産課『平成一九年度 熊本県米に関する資料』平成二〇年三月

山中進・鈴木康夫編著『熊本の地域研究』成文堂、平成二七年

(本文の半導体産業の叙述は、この著書の伊東維年「熊本県の半導体産業」に依っている)

紺谷典子『平成経済二〇年史』幻冬舎、平成二〇年

鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局『九州新幹線工事誌(博多・新八代間)』平成二四年三月

宮入隆「農業における外国人技能実習生の受入実態と地域的課題―北海道を事例に―」『日本労働社会学会年報第31号』令和二年

山家悠紀夫『日本経済30年史 バブルからアベノミクスまで』岩波書店、令和元年

## 第四章

# 教育と文化

### 第1節 国の教育施策

#### 1 日本社会の構造変化に伴う諸課題と教育

平成一一（一九九九）年四月から同二三（二〇一一）年三月における日本社会の最大の構造的変化は、何と云っても、人口減少・少子高齢化の進行である。日本の総人口は、平成二〇年の一億二、八〇八万人をピークに減少に転じ、その後も人口減少・少子高齢化は一層進行している。

次に、高度経済成長時代からその後の安定成長時代、バブル発生・崩壊を経て低成長時代に推移する中で、人々の働き方やライフコースにも大きな変化が現れている。終身雇用や年功序列等の特徴とするいわゆる「日本型雇用」が<sup>せじゆう</sup>組上に挙げられ、非正規労働の増大、女性や高齢者の就労拡大、労働市場の流動化等とあいまって、ライフコースそのものが多様化した。さらに、戦後の国際世界を規定してきた冷戦構造の変容、国際的な貿易と資本移動の自由化により、ヒト、モノ、カネの動きのグローバル化が急激に進行し、インターネットを基盤とするICT（情報通信技術）の発展とデジタル化がそれを一層加速させている。

加えて、大きな自然災害の発生も社会に影響を与え、殊に、平成七年一月の阪神・淡路大震災や平成二三年三月の東日本大震災をはじめとする大規模地震、そして地球規模の課題である温暖化問題は、その後の社会の在り方を変えた。

一方、相変わらず学校におけるいじめや体罰、自殺の問題など安全にかかわる事件は後を絶たず、学ぶ意欲の

低下や自尊心の低さなども懸念されている。さらに、社会全体の規範意識の変化、深刻な児童虐待といった家庭や地域における問題、世代間にまたがる格差の連鎖など、教育に関連する幾つもの課題が生じてきている。

かような社会の変化に伴う諸課題に対応し、学校週五日制の導入（平成四年度から段階的に始まり、平成一四年度に完全導入）、中央省庁再編による文部科学省の発足（平成一三年）、教育振興基本計画の策定（平成一八年）、国立大学法人化等の大学改革（平成一六年度）、教育基本法の全部改正（平成二二年）など、制度の根幹にかかわる大きな改革が進められてきた（以上、文部科学省HPより『学制百五十年史』「第四編 新時代を切り拓く人材の育成 第一章 新時代の教育改革 第一節 経済社会の構造変化 第二節 教育改革の推進と教育基本法改正一」参照 [[https://www.mext.go.jp/content/20220902\\_mex\\_sosisek01\\_000024797\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220902_mex_sosisek01_000024797_13.pdf)]、令和六年三月二日取得）。

以上の「平成史」を小熊英二は次のように総括している。「一九七五（昭和五〇）年前後に確立した日本型工業社会が機能不全になるなかで、状況認識と価値観の転換を拒み、問題の「先延ばし」のために補助金と努力を費やしてきた時代」であり、「この時期に行われた政策は、真摯な試みはあったものの、結果的にはその多くが、日本型工業社会の応急修理的な対応に終始した。問題の認識を誤り、外圧に押され、旧時代のコンセプトの政策で逆効果をもたらし、旧制度の穴ふさぎに金を注いで財政難を招き、切りやすい部分を切り捨てた」（小熊英二編著『平成史 完全版』総説、一七七頁）。

かかる見地に立つと、例えば、後述する国立大学法人化や義務教育予算の地方へ的一部移譲について、その問題の本質と背景が浮き彫りになるう。

## 2 教育改革の方向と推進

平成期の教育改革に大きな役割を果たした一つに、政府の臨時教育審議会の答申（昭和六〇年～同六二年）が挙げられる。ここでは、改革を進める視点として次の三点が示された。

第一は、「個性重視の原則」の確立であり、画一性、硬直性、閉鎖性を打破し、個人の尊厳、自由・規律、自

己責任の原則を掲げるとされた。

第二は、「生涯学習体系への移行」であり、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図らなければならないとされた。

第三は、「変化への対応」であり、とくに最も重要な課題として、国際化ならびに情報化への対応が挙げられた。そのことを踏まえ、平成四年以降、生涯学習審議会では、リカレント教育や生涯学習機会の拡充についての答申、大学審議会では、社会人の再教育のため夜間に教育を行う博士課程、大学教員の選択的任期制、大学運営の円滑化等についての答申がそれぞれ行われている。

また、月一回から始まった学校週五日制が月二回へと段階的に拡大してきたことを視野に入れつつ、平成八年、文部省の中央教育審議会は、二一世紀を展望した教育の在り方に関する第一次答申を取りまとめ、今後求められる資質や能力として、①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力、を掲げてこれらを「生きる力」と称し、「生きる力」を育むために、子どもたちをはじめ社会全体に「ゆとり」を持たせることを提言した。文部省では、これらを踏まえつつ、業者テストに依存した偏差値偏重の進路指導の改善、高等学校における総合学科の導入、全日制での単位制高等学校の制度化、複数教員による指導（ティーム・ティーチング）等を可能とする教職員定数の改善、夜間大学院の制度化や新しい大学院大学の創設、大学入学者選抜の多様化等を推進した。

平成九年には、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革と並んで教育改革がいわゆる「六大改革」の一つとして政府の最重要課題に位置付けられることとなり、文部省では、「教育改革プログラム」を公表して、①心の教育の充実、②個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現、③現場の自主性を尊重した学校づくりの促進、④大学改革と研究振興の推進等の諸改革を進めた。

中央教育審議会は、平成九年六月に、二一世紀を展望した教育の在り方に関する第二次答申を取りまとめ、中

高一貫教育の導入、物理・数学分野での教育上の例外措置等を提言し、さらに、同一〇年六月に、神戸市連続児童殺傷事件等を踏まえた、幼児期からの心の教育の在り方についての答申、九月には、地方公共団体や学校の自主性・自律性を尊重する地方教育行政の在り方についての答申をまとめた。一方、大学審議会は、同年一〇月に、競争的環境の中で個性が輝く二一世紀の大学像について答申を行っている。

文部省では、これらを踏まえ、教育内容の精選等を図るための学習指導要領の改訂や「総合的な学習の時間」の導入などを行うとともに、中高一貫の「中等教育学校」の制度化、民間人校長等を可能とする資格要件の緩和、教育長の任命承認制度の廃止や必置規制の見直しなどの地方教育行政の改革、大学における自己点検評価の促進、大学評価・学位授与機構の設置などを進めた。これらは規制緩和と教育の数値化を測る、まさしく新自由主義経済的発想に立った改革であった。

一方、「二十一世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討する」ことを目的として、平成一二年三月、内閣総理大臣のもとで「教育改革国民会議」が開催され、同月に「教育改革国民会議報告―教育を変える十七の提案―」が取りまとめられた。

報告では、①「人間性豊かな日本人を育成する」(教育の原点は家庭である、学校は道徳を教える、奉仕活動を全員が行う、問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない、有害情報等から子どもを守るなど)、②「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」(一律主義を改める、大学入試を多様化する、リーダー養成のため大学・大学院の教育研究機能を強化する、職業観・勤労観を育むなど)、③「新しい時代に新しい学校づくりを」(教師の業績の評価を行う、新しいタイプの学校(コミュニティ・スクール)を設置するなど)といった提案とともに、新しい時代にふさわしい「教育基本法」の見直しと、教育施策の総合的推進のための「教育振興基本計画」の策定を提言した。

加えて、新しい教育基本法には、①新しい時代を生きる日本人を育成する、②伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し発展させていく、③理念的事項だけでなく具体的方策を規定する、との三つの観点を盛り込むこ

とが必要であると提唱した（以上、文部科学省HPより「学制百五十年史」第四編 新時代を切り拓く人材の育成 第一章 新時代の教育改革 第二節 教育改革の推進と教育基本法改正 一～三）参照 [https://www.mext.go.jp/content/20220902\_mex\_soseisok01\_000024797\_13.pdf]、令和六年三月三日取得）。

### 3 教育組織と教育の改革

教育改革はまず中央省庁の再編から着手した。平成一三年一月、中央省庁等改革に伴い、文部省と科学技術庁を統合した「文部科学省」が発足し、併せて、生涯学習審議会、理科教育および産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会が、中央教育審議会を母体として統合され、新しい中央教育審議会となった。

文部科学省では、「二十一世紀教育新生プラン」や「大学（国立大学）の構造改革の方針」を公表し、「教育改革国民会議報告」を踏まえつつ、学校内外での青少年の体験活動の促進、問題を起こす児童生徒に対する出席停止の要件等の明確化、指導の不適切な教員に対する措置、大学・大学院への飛び入学などに関連するさまざまな法律の成立に努めるとともに、完全学校週五日制への移行を進めつつ、いわゆるゆとり教育批判に対応するための基礎学力の向上策を推進した。

また、競争的環境の中で個性輝く大学づくりを進めるため、国公立私立大学を通じた第三者評価の推進、国立大学の再編統合や民間的経営手法の導入等の構造改革を進めていった。

中央教育審議会においては、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について審議を開始するとともに、平成一四年以降、国による事前規制を最小限とし、事後チェック体制を整備するとの観点に立った大学の設置認可の緩和、実践的な教育を行う専門職大学院の制度化、栄養教諭制度の創設を柱とする食の指導体制の整備、学校運営協議会の設置による新しい公立学校運営、特別支援学校制度の創設などさまざまな答申を行った。

平成一四年度には（平成二二年度まで）、戦後七度目の改訂学習指導要領が実施された。教育内容を厳選し、「総合的な学習の時間」を新設することにより、基礎・基本を確実に身につけさせ、「いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」などの「生きる力」の育成を宣言し、生涯学習社会への移行を促すものであった。

小中学校の学習指導要領は平成一〇年に告示され、平成一四年度から実施された。高等学校の学習指導要領は、平成一一年に告示され、平成一五年度の第一学年から学年進行で実施された。内容の一部は平成一二年度から先行実施された。

実際改訂された内容は、第一にコマ数の削減であった。小学校六年間の総授業時数は五、三六七コマで、国・算・理・社・生活の合計授業時数は三、一四八コマ。中学校三年間の総授業時数は二、九四〇コマと、第六次改訂指導要領において、小学校の総授業時数が五、七八五コマ、国・算・理・社・生活の合計授業時数が三、六五九コマ、中学校三年間の総授業時数が三、一五〇コマであったことを踏まえると、大幅な削減であった。

その他、学校週五日制の実施、中学校での英語の必修化、小学校中学年から高等学校での総合的な学習の時間の新設、高等学校での情報および福祉が創設された。その一方で、教科の学習内容が削減され、中学校・高等学校はクラブ活動（部活動）に関する規定が削除された。

さて、平成一五年に公布された国立大学法人法等の施行による国立大学の法人化は、教育改革の目玉であった。具体的には、大学の自治に配慮した特別な仕組み（長の任命、中期目標、業績評価等）を措置しつつ、①「大学ごとに法人化」し自律的な運営を確保する、②「民間的発想」の運営管理手法を導入する、③「学外者の参画」による運営システムを制度化する、④国家公務員法体系にとらわれない弾力的な人事システム（非公務員型）へ移行する、⑤評価の実施による事後チェック方式に移行するなど。併せて、国立高等専門学校、大学評価・学位授与機構、国立大学財務センター、メディア教育開発センターといった国立学校諸機関が独立行政法人に移行した。さらに、奨学金支給を担う日本育英会、研究費助成や国際交流業務を行う日本学術振興会などの特殊法人に

ついては、政府の特殊法人整理合理化計画に基づき、順次、独立行政法人化等が進められた。

国立大学の法人化は、理念としては、各国立大学がそれぞれ独立した法人となることにより、運営上の裁量を大幅に拡大し、より自律的な環境の下で組織を活性化させ、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かで魅力ある国立大学を育てることを掲げたものであった。しかしながら、現実的には新自由主義的経済の発想に大学教育を落とし込む事態を招き、国庫負担の削減、研究・教育の数値化、ならびに金銭的な意味での利益組織として大学を「稼げる企業」に変えていく方向に誘導することになっていく。

かかる経済的観点から、義務教育も見直されることになった。「地方分権」の名のもとに官邸主導で行われていた「三位一体の改革」①国庫補助負担金改革、②税源移譲、③地方交付税の見直しの一環として、義務教育費国庫負担制度の見直しを含めた義務教育制度の改革が求められたため、文部科学省では「総額裁量制」等の新たな仕組みの導入を図った。

また、中央教育審議会は、平成一七年二月に総会直属の部会として「義務教育特別部会」を設置して検討を進め、同年一〇月に答申「新しい時代の義務教育を創造する」を取りまとめた。答申では、義務教育の目標設定とその実現のための基盤整備を国の責任で行った上で、市区町村・学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、教育の結果の検証を国の責任で行うことで、義務教育の質を保証・向上させていく構造に改革していくという基本的な考え方に立って、義務教育の基盤整備の重要性を指摘した。

同年一月に政府・与党合意「三位一体の改革について」が決定され、小中学校を通じて国庫負担の割合を三分の一に引き下げ、八、五〇〇億円程度の削減および税源移譲を実施するとともに、公立文教施設整備費についても一七〇億円を廃止・減額した上で、その五割を地方に税源移譲することとなったものの、義務教育制度の根幹に関わる義務教育費国庫負担制度は堅持された。とは言え、教育予算の削減は、国が教育に重きを置かず、地方や現場任せとしたい意向を示唆する當為であった（以上、文部科学省HPより「学制百五十年史」「第四編 新時代を切り拓く人材の育成第一章 新時代の教育改革 第二節 教育改革の推進と教育基本法改正 四（六）参

照 [https://www.mext.go.jp/content/20220902-mex\_soseisk01\_000024797\_13.pdf]、令和六年三月三日取得。同  
HPより「旧学習指導要領」参照 [https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/cs/index.htm]、令和六年三月六日  
取得)。

#### 4 新しい教育理念と教育計画の策定

政府は昭和二二(一九四七)年三月に公布・施行された教育基本法の全部改正に着手した。平成一二年一二月  
教育改革国民会議の提言を受け、約一年四か月に及ぶ審議を行ってきた中央教育審議会は、平成一五年三月、「新  
しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申を文部科学大臣に提出した。

答申では、①信頼される学校教育の確立、②「知」の世紀をリードする大学改革の推進、③家庭の教育力の回  
復・学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進、④「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養<sup>かんよう</sup>、⑤日本の伝  
統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養、⑥生涯学習社会の実現、⑦教育振  
興基本計画の策定を明確にするとの方向性を示した。

具体的には、教育の目標として、公共の精神、道徳心、自律心の涵養や伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する  
心と国際社会の一員としての意識の涵養などを新たに盛り込むほか、生涯学習の理念、大学や私立学校、家庭教  
育の役割などについても、新たに規定するよう提言した。

並行して、与党においても、平成一五年五月以降、「与党教育基本法改正に関する協議会」および「検討会」  
を設け、約三年にわたって精力的な議論が行われ、平成一八年四月に「教育基本法に盛り込むべき項目と内容に  
ついて」の最終報告を取りまとめ、これらを踏まえ、政府で、同四月に教育基本法案を閣議決定し、国会に提出  
した。法律は三章から構成されており、第一章では、人格の完成を目指すことや、国家および社会の形成者とし  
て心身ともに健康な国民の育成を期することが「教育の目的」として規定された。第二章では、教育の実施に関  
する基本について言及し、第三章では、教育行政についての役割の明確化、教育振興基本計画の策定等が規定さ

れた。同法は平成一八年一二月二二日、公布・施行された。

ところで、平成一八年一〇月、内閣総理大臣の下で「教育再生会議」が開催された。同会議は約一年四か月の間に三次にわたる報告と、政策の実効性担保を図るための最終報告を取りまとめた。第一次報告「社会総がかりで教育再生をく公教育再生への第一歩」(平成一九年一月)では、「ゆとり教育」を見直し学力を向上する、など六つの視点に立ち、初等中等教育の当面の課題に焦点を絞って取りまとめが行われた。また、同年六月の第二次報告では、学力の向上や徳育の充実、大学・大学院の改革、同年一二月の第三次報告では、小中一貫教育の推進や英語教育の改革などが提言された。

これを受けて文部科学省は、①義務教育の目標、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の明記、副校長等の新たな職の設置、②教育における国と教育委員会の責任の明確化、③教員免許更新制の導入、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化等を内容とする改正法案の成立を図った(いわゆる「教育三法」)。このほか、いじめ問題に対応し、児童生徒に対する毅然とした指導・懲戒に関する通知などを行うとともに、全国学力・学習状況調査を悉皆方式で実施するなど、教育基本法改正や教育再生会議報告を踏まえたさまざまな施策を進めた。

改正した教育基本法を受け、中央教育審議会は「教育振興基本計画について」「教育立国」の実現に向けて(平成二〇年四月)を答申し、五月には教育再生会議の後継組織である教育再生懇談会からも教育振興基本計画に関する緊急提言がなされ、政府内における調整を経て、七月に日本初の教育振興基本計画が閣議決定された。

その内容は、今後一〇年間を通じて、①義務教育修了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てること、②社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てることを目標として掲げ、その実現に向け、平成二四年度までの五年間で取り組むべき四つの基本的方向と七七項目にわたる具体的施策を掲げた。

この計画期間中に、公立高等学校の授業料無償化と高等学校等就学支援金制度の創設が図られたほか、小学校一年生での三五人学級の導入、大学医学部の入学定員増、スポーツ基本法の制定などの施策が推進された。

また、平成二三年三月の東日本大震災の発生を踏まえ、阪神・淡路大震災等での教訓を生かしつつ、文教施設の災害復旧や耐震化の促進、学校における教育活動や就学への支援、児童生徒の心のケア、安全教育の充実、学校支援地域本部の設置促進、高等教育機関での授業料減免や無利子奨学金の貸与などが進められた（以上、文部科学省HPより「学制百五十年史」 「第四編 新時代を切り拓く人材の育成第一章 新時代の教育改革 第二節 教育改革の推進と教育基本法改正 七〇九」参照 [https://www.mext.go.jp/content/20220902\_mex\_soseisjk01\_000024797\_13.pdf]、令和六年二月三日取得）。

## 第2節 県の施策

### 1 県総合計画における教育・文化の位置づけ

福島讓二知事の死去を受けて、平成一二年四月に就任した潮谷義子知事は、福島県政を引き継ぐ新たな県総合計画「パートナーシップ21くまもと〜21世紀への責任と挑戦〜」を平成一二年六月に策定・公表した。平成二二年までの一〇年間を期間とする本計画では、「21世紀への責任と挑戦」を基本姿勢として、基本目標である「創造にあふれ、生命が脈うつくまもと」を具体化するために、県民一体となって取り組むべき主要な施策を、「産業」「基盤」「ひと」「環境」「協働」の五つの分野に分けた。この中で教育・文化は「ひと」…「個人や能力を生かして、自分らしい生き方が実現できる社会をめざす」とし、次の施策を掲げた。

「4 個性と共生の心をはぐくむ学校教育の充実」

①基礎を身につけ個性を生かす教育の推進…基礎・基本の定着／個性を生かす教育の展開／特色ある学校づくり／幼・小・中・高等学校の連携の強化／高等学校教育の改革／地域や産業界、高等教育機関との連携の強化

②健全な心身をはぐくむ教育の推進…心の教育の推進／いじめ・不登校などに対する適切な対応／開かれた学

校づくりの推進／学校体育、健康教育の充実／全国高等学校総合体育大会の開催

③時代の進展に応じた教育の推進：情報教育の推進／環境教育の推進／国際理解教育の推進／科学する心をはぐくむ教育の推進／社会情勢の変化に対応した教育の推進／教育研修施設の機能の充実

④障害のある幼児、児童生徒の教育の充実：就学指導の推進と多様な交流教育の充実・推進／社会参加と自立に向けた教育の充実／医療・福祉との連携

⑤実践的技術者を養成する産業教育の充実：教育内容の充実／産業教育設備の整備／産業教育担当教員の技術の向上

⑥教職員の資質の向上と快適な教育環境の整備：優秀な人材の確保と養成／潤いとゆとりのある教育環境の整備

⑦私立学校の振興：魅力ある学校づくりの支援／専修学校教育の支援

⑧多様な学習ニーズを満たす高等教育機関の整備：県立大学の整備

〔12 風新しく文化の振興〕

①新たな文化の創造：熊本からの新たな文化の創造／個性あふれる文化活動の促進／文化創造の新たな担い手の育成／公立文化施設の活性化／文化の国際交流の推進／新たな文化施設の整備／「くまもとアートポリス構想」の推進

②文化遺産の保存と活用：文化遺産や伝統文化の保存・活用／重要遺跡の調査・整備推進／近代化遺産の保存と活用

潮谷知事の後を受け、平成二〇年四月に就任した蒲島郁夫知事は、同年一二月に、「くまもとの夢4カ年戦略」を発表し、県民幸福量の最大化を目指し、くまもとの夢の実現に向け、①経済上昇くまもと（経済）、②長寿安心くまもと（暮らし）、③品格あるくまもと（誇り）、④人が輝くくまもと（人）の四つの分野を重点分野とした。この中で教育は、④人が輝くくまもと（人）の中で、目標を「子どもたちの確かな学力と健やかな心身をはぐく

みます」とし、次の施策を掲げた。

◇「生きる力」をはぐくむ教育：確かな学力の向上／特別支援教育の推進／豊かな心をはぐくむ教育の充実／社会の変化に対応した教育の推進／児童生徒の健康づくり・体力づくり

◇良好な教育環境の整備：県立高校の教育環境の整備／私学振興の推進／必要な教育環境の整備／教職員の資質向上

◇社会の教育力の向上：地域と家庭と学校が一体となった教育力の向上

文化は、③品格あるくまもと（誇り）の中で、目標を「誇れる地域の魅力をつくります」とし、次の施策を掲げた。

◇くまもと文化の創造：くまもと文化の創造と継承、発信（鞠智城、世界文化遺産、永青文庫、青井阿蘇神社、くまもとアートポリスなど）

以上が、潮谷、蒲島県政における教育・文化施策の大綱であるが、基本的に前知事の方角性を継承しつつ、時代や社会状況の変化を見据えながら国の方針に沿うように策定されたものと言える。

## 2 高校入試改革

国の「高等教育の質的・量的拡大方針」を受け、平成一桁年代に県が着手した教育改革の主なもの、大学と大学院の整備であった。例えば、平成三年四月、県立熊本女子大学に外国語センターを立ち上げ、平成五年に大学院文学研究科（日本語日本文学専攻、英語英米文学専攻）を設置、翌年には大学名を熊本県立大学と変更、男女共学に移行し、総合管理学部（総合管理学科）を増設した。併せて文学部の学科名称についても、国文学科を



熊本県立大が公立大学法人に移行  
(H18.4.1)

日本語日本文学科に、英文学科を英語英米文学科に改称した。

次代の平成一一年四月から平成二三年三月という時期の課題は、グローバル化や人口減少・少子高齢化の進行などの社会構造の変化に伴う教育の国際化や高等化、あるいは個性化や教育機会の充実であったが、それを受けて県は、高等学校を教育改革の主たる対象とした。その一つが入試改革であった。

入学者選抜（高校入試）については、選抜方法や日程の見直し、追検査の実施等、全国的に改変の傾向にある。本県では、平成一三年度および平成一四年度に設置された「熊本県立高等学校入試制度検討委員会」の報告書で示された「受検機会の拡大」、「学校の特色や主体性を生かせる入試制度」の趣旨を踏まえ、平成一七年度入試から「前期選抜」、「後期選抜」が導入された。これは、①受検機会の拡大、②受験生の多様な能力・適性を評価、③高校の特色化、の三点を目的とした制度改革であった。

新制度の入試を実施した直後の平成一七年二月議会では、水室雄一郎議員（公明党）が代表質問の中で、入試の総括、改善点ならびに今後のあり方を問い、それに対し、柿塚純男教育長から、中学校や高校、あるいは各教育事務所等に対して入試制度に関するアンケート調査を実施するなどし、今後さらに具体的に検証するとの回答があった。

その後、新入試制度の問題として生じたのは、不必要な不合格体験が多くなったこと、中学校側における入試事務の業務量の増加、高校側の独自問題作成に対する負担、中学校・高校において子どもと向き合う時間が減少したことなどであった。これらを解消すべく、平成二四年度入試から「前期（特色）選抜」、「後期（一般）選抜」が実施される運びとなった（以上、熊本県HPより、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会「県立高等学校入学者選抜制度の今後の方向性について（提言）」「1 はじめに 2 現行入学者選抜制度の概要」、[[https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/158030\\_398996\\_misc.pdf](https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/158030_398996_misc.pdf)]。二〇二四年三月三日取得）。

### 3 高校の新設・再編

高校の再編計画について、学習選択幅拡大の流れ、市町村合併の進展および少子化に伴う学校の小規模化の進行等の状況を背景として、県立高校の通学区区域、適正規模、特色ある学校づくりおよび再編整備の四点について、平成一六年一月五日に教育長から「県立高等学校教育整備推進協議会」(整備協)へ検討を依頼し、平成一八年三月三日に最終報告が提出された。これを受けて、熊本県教育委員会は、県立高校の再編整備等に関する基本計画「県立高等学校再編整備等基本計画」(平成一九年三月二五日)を策定した。

同計画は、平成一九年度から平成二七年度までの九年間を対象時期とし、少子化の著しい進行とそれに伴う県立高校の小規模化という状況変化の中、適度な切磋琢磨(せつさくさま)の中で、生徒の興味・関心、進路等に応じた幅広い科目が学習できる、あるいは、大人になる直前の段階において人間の幅を広げ自我を完成させていくために、さまざまな教師や生徒との出会いが望まれるといった、高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保することを目的として策定された。

決定過程は、平成一八年七月四日の素案決定後、ホームページや約一八万部のチラシ配布等により周知を図り、その上で、延べ二〇回の地域説明会や一〇回を超える個別説明会の実施、広報誌「教育くまもと」や「ぼとんぼす」による意見募集、地域振興局を含めた県庁内の各部各課、教育事務所、市町村教育委員会、公立中学校や県立高校への意見照会等を行い、これらを通じて地域の意向等のくみ上げに努めた。これらにおける意見、各種要望等、県議会での議論等を踏まえて、平成一九年五月一日に第二次素案を決定した。その後、一〇回の地域説明会や個別説明会等を行い、その意見も踏まえて八月二一日に案とし、パブリック・コメントを実施、約五〇〇人から意見を集め、これらの意見、各種要望等、県議会での議論等を踏まえ、案を見直し、計画を決定した。

「県立高等学校再編整備等基本計画」の骨子は、次の四点から成る。

①通学区区域：県立高校の受検機会を居住地にかかわらず県民間で公平に確保するということから、理想的には全県一区が望ましいが、地域の学校の一層の特色づくりなどの条件整備を行いながら、通学区区域を段階的に拡大していくことが、現実的には望ましい。

② 県立高校の適正規模：教育効果や学校運営の見地から、上限一学年八学級程度、下限四学級程度と考える。

③ 特色ある学校づくり：各学科の適正配置や「新しいタイプの学校」の導入・適正配置を進めていくことが望ましいとする。この「新しいタイプの学校」とは、総合学科、総合選択制、中高一貫教育等を想定している。

④ 県立高校の再編整備：第一に、全日制高校については、県立高校適正規模下限の目安を念頭に、中卒者数の動向、地理的条件、交通条件、生徒や地域のニーズおよび各校の伝統・特色ならびに「新しいタイプの学校」の適正配置等を考慮し、おおむね一〇年先を見通して進める必要がある。

また、再編整備を進める過程で、第一期整備協報告（平成一一年二月）に記された「分校化又は統廃合の基準」に該当した場合は、これを適用することが適当と考える。第二に、定時制高校については、単位制の導入等について各校の実情に応じて早急に検討していくことが望まれるとする。生徒数が極端に減少し一定集団での教育活動が困難になる場合は、近隣する定時制の統合も検討する必要があるが、多様なニーズをもつ子どもの実態、通学の利便性や全県的な配置も考慮して検討する必要があるとしている（以上、熊本県HPより、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会「県立高等学校入学者選抜制度の今後の方向性について（提言）」「2 現行入学者選抜制度の概要」[[https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/158030\\_398996\\_misc.pdf](https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/158030_398996_misc.pdf)]。二〇二四年三月三日取得）。

とりわけ上記③の観点から、平成一七年四月一日、教育特区の制度を活用して株式会社立の広域通信制高校二校（勇志国際高等学校、学校法人熊ゼミ学園設立くまもと清陵高等学校）が開校した。ここで言う教育特区とは、学校教育法施行規則第五十五条の二などに基づく、教育基本法や学校教育法の規定等に照らして適切な範囲で、地域の特色を生かすため、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成する学校を自治体で設けることができるが、このことを指す。

平成一七年四月一日の通信制二校開校に先立つ同年二月議会において、水室雄一郎議員（公明党）は代表質問

で質疑を行った。これに対し、柿塚純男教育長は、県立唯一の通信制高校である湧心館高等学校通信制の在籍者は、昭和五八年度の一、二〇八人を底に年々増加し、平成一六年度には、過去最高の二、九四〇人に達している状況があり、通信制高校に対するニーズの高まりにこたえたものである旨を述べた。つまり、県の意図としては、学習者の多様化と地域性や特色ある学校づくりを趣旨として、かかる通信制高校二校の新設を図ったということであった。

最後に、教育格差の是正および教育の機会均等という観点から特筆すべきは、平成二二年から開始された国主導の高校無償化により、県の公立高校では授業料の実質無償化が実現したことである。

#### 【参考資料】

- 小熊英二編著『平成史 完全版』（河出書房新社、二〇一九年）
- 『熊本県議会史』第八卷（熊本県議会、二〇一七年）
- 『熊本県議会史』第九卷（熊本県議会、二〇二二年）
- 『熊本県総合計画 ゆたかさ多彩』生活創造「くまもと」（熊本県、一九九三年）
- 『熊本県立大学開学五十周年記念誌』（熊本県立大学、一九九八年）
- 『熊本日日新聞』（一九九三年一月三〇日）
- 『県政タイムトラベル』（広報課、二〇〇三年）
- 『熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」』（熊本県、平成二二年）
- 『くまもとの夢4カ年戦略』（熊本県、平成二〇年）
- 『総括明日へのシナリオ100のターゲット』（熊本県、一九九一年）
- 『八〇年代熊本県総合計画』（熊本県、一九八一年）
- 熊本県HPより、熊本県議会会議録「平成17年2月定例会」（三月一〇日〇四号）〔[https://ssp.kaijirokurei/tenant/prefkumamoto/MinuteView.html?council\\_id=73&schedule\\_id=5&minute\\_id=17&is\\_search=true](https://ssp.kaijirokurei/tenant/prefkumamoto/MinuteView.html?council_id=73&schedule_id=5&minute_id=17&is_search=true)〕 二〇一四年三月四日取得

- 熊本県HPより、熊本県教育委員会「県立高等学校再編整備等基本計画」(二〇〇七年三月二五日)。(https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/90318\_127003\_misc.pdf) 二〇二四年三月三日取得)
- 熊本県HPより、県立高等学校入学者選抜制度検討委員会「県立高等学校入学者選抜制度の今後の方向性について(提言)」(二〇一三年三月二四日)。(https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/ife/158030\_398996\_misc.pdf) 二〇二四年三月二日取得)
- 文部科学省HPより、「学制百五十年史」第四編 新時代を切り拓く人材の育成 第一章 新時代の教育改革 第二節 教育改革の推進と教育基本法改正」(二〇一三年十一月二〇日)。(https://www.mext.go.jp/content/20220902\_mex\_soseisk01\_000024797\_13.pdf) 二〇二四年三月三日取得)
- 文部科学省HPより、「旧学習指導要領」(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/cs/index.htm) 令和六年三月六日取得)
- e-Gov法令検索より、「学校教育法施行規則」(https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011) 二〇二四年三月四日取得)

県立高等学校再編整備等基本計画の実施状況について

前期再編 (H19-H22)	
阿蘇及び阿蘇清峰高校の再編・統合	H22年度：阿蘇中央高校開校
矢部及び蘇陽高校の再編・統合	H22年度：矢部高校開校
大矢野、天草東及び松島商業高校の再編・統合	H22年度：上天草高校開校
倉岳高校の分校化	H21年度：天草高校倉岳校開校
宇土高校への併設型中高一貫教育導入	H21年度：宇土中学校開校
八代高校への併設型中高一貫教育導入	H21年度：八代中学校開校
八代東高校定時制及び八代工業高校定時制の再編・統合	H22年度：八代工業高校定時制総合学科開設
定時制全校に単位制導入	H20年度：導入済み
中期再編 (H23-H24)	
玉名高校への併設型中高一貫教育導入	H23年度：玉名高校付属中学校開校
八代南及び氷川高校の再編・統合	H24年度：八代清流高校開校
水俣及び水俣工業高校の再編・統合	H24年度：水俣高校開校
後期再編 (H25-H29)	
荒尾及び南関高校の再編・統合	H27年度：岱志高校開校
荅明、河浦（園芸科学科）及び荅洋高校の再編・統合	H27年度：天草拓心高校開校
牛深及び河浦（普通科）の再編・統合	H27年度：牛深高校開校
多良木、球磨商業及び南陵高校の3校を2校に再編・統合	H29年度：南陵高校及び球磨中央高校開校
その他	
旧熊本学区所在県立高校について中学校卒業生数の動向等を踏まえ、学校の在り方を検討 ※1学年10学級の県立高校（済々黌、熊本、第二、熊本工業）の学級減を検討する。	
将来の全県一区を視野に入れて、各地域の高校の一層の特色づくりといった条件整備を行いながら通学区域を段階的に拡大する。	H22年度：従来の8学区から県北、県央、県南の3学区へ統合・拡大
入学者選抜区外枠の取扱い	H22年度：学区外枠6.5%から13%へ拡大

県立高等学校のあり方と今後の方向性について（R3.3.30 県立高等学校あり方検討会）より

### 第3節 文化行政の展開

#### 1 文化行政の新局面

平成一三（二〇〇一）年五月五日の小泉純一郎内閣総理大臣の「所信表明演説」は、文化行政の展開の上でも新局面をもたらした。そこで表明された「官から民へ」は、六月二六日の経済財政諮問会議「今後の経済財政運営や経済社会の構造改革に関する基本方針」（「骨太の方針」）の中の「二・構造改革のための七つの改革プログラム」の「（経済社会の活性化のために）／（一）民営化・規制改革プログラム」にあった、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則」として謳うたわれることになった。そして、平成一四年七月二三日の総合規制改革会議の「中間取りまとめ」、同年一〇月三〇日の地方分権改革推進会議「事務事業の在り方に関する意見」、同年一二月一二日の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」を受けて、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成一五年六月一三日に公布され、同年九月二日に施行された。これらの動きが今日の施設運営の柱の一つとして実施されている、いわゆる「指定管理者制度」のスタートだった。

指定管理者制度とは、地方公共団体設置の「公の施設」の管理者を外部の法人や団体（株式会社などの営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループ）に指定して、その施設管理を代行させる制度である。熊本県では、平成一六年九月に、「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」を策定して、翌年の四月から導入が始められ、その開始時の導入は熊本産業展示場と熊本県伝統工芸館の二施設で、平成一八年四月には四〇施設（うち一一施設は施設民営化予定）となった。そして、平成一九年度包括外部監査では、「指定管理者制度については、監査対象の二施設（熊本県伝統工芸館、熊本県民総合運動公園）はすでに導入済みで一定の成果をあげている。一方、今回監査対象とした『熊本県立美術館および分館』、『熊本県立図書館および近代文学館』、『熊本県立青少年教育施設』（中略）についても、管理経費の削減を図るために指定管理者制度の早期導入が望まれる」とされた。その結果、ほかの「公の施設」も含め、平成二三年三月段階では、三七施設となっている。この三七施

設の中、種類ごとの内訳は、レクリエーション・スポーツ施設が六施設、文化施設が六施設だった。また、平成一七年度から平成二二年度までの実施について検討が行われ、「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の見直し結果が平成二三年八月一七日に公にされた。

この時期、官民が連携しての文化振興の試みが展開されてもいた。平成一六年三月一日に発足した「熊本城400年と熊本ルネッサンス」県民運動本部(会長・小堀富夫)がそれで、近世熊本の歴史的文化遺産を再評価して熊本活性化を図ることを目的とするものだった。当時、熊本城築城四〇〇年を四年後に控えてもいたが、福岡への一極集中、鹿児島での九州新幹線開業の熱気に、危機感が漂っていた。そうした状況を変えるためにも、県民に地域の魅力を知ってもらい、熊本の魅力を発信することが必要との認識が、官民に共通する問題意識となっていた。

平成一七年一〇月一九日、同運動本部に置かれた熊本城フォーラム実行委員会は、くまもと県民交流館パレアで「熊本城フォーラム2005」を開催した。それは、熊本城築城四〇〇年プレイベントの一つで、「世界遺産・国宝姫路城に学ぶ、熊本城の新たな利活用」をテーマに実施された。また、平成一八年一二月から平成二〇年五月まで、熊本城一帯で開催された地方博覧会の「熊本城築城四〇〇年祭」が、平成一九年の熊本城の築城四〇〇年を記念して開催された。さらに、同運動本部の「坪井川を活かす部会」は、平成二三年三月の九州新幹線全線開業を見据え、それに伴う賑わいの創出とおもてなしのための事業として、「第一回観桜坪井川園遊茶会」を企画、開催した。今日続く、「熊本城坪井川大園遊会」の始まりだった。

平成一一年一〇月一六日、国史跡指定前の鞠智城跡に八角形復元建物が完成し、続く平成一四年四月一八日には、歴史公園鞠智城のガイダンス施設の



鞠智城跡に八角形の復元建物「鼓樓」完成  
(H11.10.16)

県立装飾古墳館分館温故創生館が落成した。これによって鞠智城跡の活用が一段と進み、九州新幹線全線開業と相まつの観光振興が期待されることとなった。こうした中、鞠智城跡では、国営鞠智城歴史公園設置を目指した動きが政官民一体の文化的運動として開始された。

平成一九年二月二四日には、国営鞠智城歴史公園設置促進期成会（会長・潮谷義子知事）が設置され、続いて同年三月一日には、山鹿市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会（会長・中嶋憲正市長）が、三月二日には、菊池市国営鞠智城歴史公園設置促進期成会（会長・福田三男市長）が設立された。また、政界では、平成二〇年二月に、県関係国会議員による鞠智城国営公園化推進議員連盟が、平成二一年三月一二日には、国営鞠智城歴史公園設置促進県議会議員連盟が発足。同年七月二日には、県議会による国指定史跡鞠智城跡の特別史跡指定を求め意見書が提出された。そして、こうした体制のもと、さまざまな企画が展開されていった。

集会では、鞠智城フォーラムイン八千代座（平成一九年一月一日）、鞠智城公営公園化フォーラム（二〇年六月二八日）、福岡県大野城市での古代山城プレサミット参加（二二年二月一〇日～一一日）があり、講演会・公演会では、鞠智城発掘四〇周年記念の鞠智城国営公園化推進事業「加来耕三講演会」（一九年一〇月一日）と、鞠智城国営公園化キャンペーン米倉齊加年主催・海流座公演「故郷は遠きにありて…」（二〇年一月二三日）が開催された。シンポジウムでは、鞠智城の国営化に向けた日韓シンポジウムが平成一九年一月一〇日と平成二〇年一月八日に、大韓民国（以下「韓国」）・忠清南道との合同での「第三回大韓民国忠清南道シンポジウム」が「百済文化と鞠智城」のテーマで平成二一年七月九日に、鞠智城東京シンポジウムが同年七月二五日、平成二二年八月八日に、それぞれ開催された。平成二二年度には、出張展示も平城遷都一三〇〇



鞠智城跡の国営公園化に向けた  
日韓シンポジウム  
新発見の百済菩薩立像を特別公開  
(H20.11.8) 〈写真提供：温故創生館〉

年祭（四月二四日）、国民文化祭 in 岡山（九月一〇日）、韓国・忠清南道の世界大百濟典（九月一八日）、九州歴史資料館（十一月二一日）、九州国立博物館（十二月七日）と、盛んに展開された。また、イベントでは、平成二〇年一〇月六日に鞠智城一三〇〇年祭く大物産市と音楽の祭典くが催され、平成二一年一〇月二五日には「鞠智城の日」が始まり、今日まで続いている。さらに、平成二二年六月一五日く九月一四日の公募期間を経て発表された、鞠智城のイメージキャラクター「ころう君」が平成二二年三月一日に誕生し、鞠智城の広報活動や巡回警備活動が続いている。そして、将来の活用方策を目指した、「鞠智城大規模歴史公園整備計画基本コンセプト」が県によって、平成二二年一〇月一三日に公表される運びとなった。

なお、こうした動きの一環で、本館である県立装飾古墳館と、忠清南道百濟歴史文化館が平成一九年一〇月一二日に姉妹館の調印を行った。

文化芸術に関する基本法である文化芸術振興基本法が平成一三年一月三〇日に制定されたことを受け、平成一五年二月二〇日に開催された平成一四年度熊本県文化振興審議会では、平成元年一月三〇日に策定された熊本県文化振興基本方針について、文化を取り巻く環境の変化等を受け、見直しも視野に入れた検証を行うことが決定された。そして、平成一五年一〇月九日には、文化振興施策の推進状況に関する意見交換と文化芸術振興基本法および熊本県総合計画等との整合性の検証が行われ、平成一六年二月九日、同年一月二日、平成一七年一月二七日、同年二月八日の議論を経て、二月一六日に熊本県文化振興審議会から知事に対して基本方針の見直しに関し答申が行われた。そして、三月三〇日に、熊本県文化振興基本方針は改訂された。

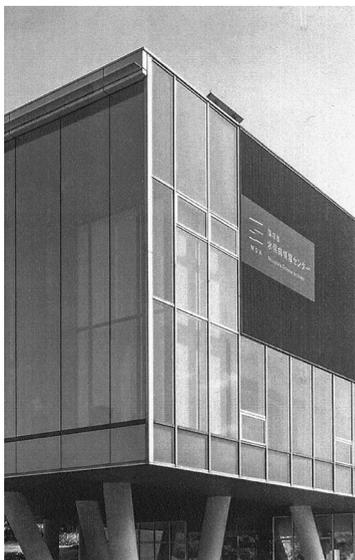
## 2 文化施設

### (1) 博物館・資料館

第九巻では、特筆される動きとして県立博物館の整備を挙げていたが、平成一〇年一〇月一日の基本計画の策定と、松橋町（現・宇城市松橋町）の旧熊本県運転免許試験場跡地での建設の決定がなされた後、平成一三年二

月二二日の「熊本県財政健全化計画」の策定を受けて、その建設が見送られることになった。ただし、それまでに寄贈を受けてきた、動物、植物、地学、歴史、民俗に関する、約六四万点に及ぶ膨大な博物館資料の保管と活用が喫緊の課題となった。このため、熊本県は、旧運転免許試験場建物を文化企画課松橋収蔵庫として活用し、平成一四年度にそれらの移転を行うとともに、平成一八年度には、熊本県自然・人文資料活用検討委員会に活用方策の検討を依頼した。その結果、提言されたのが、「松橋収蔵庫の自然・人文資料の活用―県民参加の博物館活動を進める―」で、蒲島郁夫知事は平成一九年三月三〇日にその提言を受領し、熊本県は、平成一九年度から博物館資料の活用の準備に着手することとなった。文化企画課松橋収蔵庫での博物館活動は、熊本県自然・人文資料活用検討委員会で検討が開始された平成一八年度に開始した。七月二三日実施の第一回キッズミュージアムで、松橋収蔵庫での資料見学会と体験学習をメインに行われた企画だった。そして、平成一九年度には、七月二日から初めての企画展が始まり、夏休みキッズミュージアムと銘打った体験活動が始まった。その後、平成二〇年度には、秋と春のキッズミュージアムも追加された。

平成一三年六月九日、水俣湾埋立地（現・エコパーク水俣）内に、水俣病および水銀の理解、水俣病の教訓、水俣病および水銀研究の発展のための展示施設である環境省・水俣病情報センターが開館し、平成五年オーブンの水俣市立水俣病資料館（二月）、熊本県環境センター（八月）とともに、水俣病について学び、環境の大切さを発信する拠点となった。平成一四年五月二四日からは、県内小学五年生を対象とする「こどもエコセミナー」（現・水俣に学ぶ肥後っ子教室）が県補助事業で始まり、多くの子どもたちが訪れている。こうした活発な活動をハード面でサポートするための展



環境省・水俣病情報センター開館  
(H13.6.9)

示室のリニューアルも、開館一四年目の平成一九年五月三日に行われた。

前記したように、平成一四年四月一八日には、歴史公園鞠智城のガイダンス施設の県立装飾古墳館分館温故創生館が開館した。

平成一七年一二月、人吉城歴史館が、国指定史跡人吉城跡、相良氏の歴史のガイダンス施設として、人吉城内の旧相良清兵衛屋敷内に開館した。目玉展示は、屋敷内の地下が見つかった石造り地下室の遺構で、現地保存されたものである。

## (2) 美術館・工芸館

熊本県立美術館本館別棟をリニューアルしての「細川コレクション 永青文庫展示室」が、平成二〇年四月二五日にオープンした。それは、永青文庫が所蔵する、歴史的・文化的価値の高い美術工芸品や古文書等の各種の文化財を熊本で鑑賞したいという要望にこたえたものだった。

熊本市現代美術館は、平成五年六月、帝国美術院展覧会、文部省美術展覧会などを中心に活躍した井手宣通の遺族から、主要な作品が熊本市に寄贈されたことを契機に、平成九年四月、美術館建設プロジェクトが設置された。同年九月に美術館建設の基本的考え方および機能・活動等を検討するため「熊本市美術館建設検討委員会」が発足し、平成一一年三月に答申書「熊本市美術館の目指すべき構想について」が提出されるとともに、上通A地区第一種市街地再開発事業として整備が始まった。そして、平成一四年三月にA棟（びぶれす熊日会館）が竣工し、同年一〇月一二日に開館した。

県内市町村では、平成一三年四月に、津奈木町立つなぎ美術館が開館した。その構想は、昭和五九（一九八四）年四月に策定された、水俣病によ



県立美術館本館に  
「細川コレクション永青文庫展示室」  
オープン (H20.4.25)

り疲弊した地域の活性化を図るための町全体美術館構想だった。そして、「水俣病からの地域再生と魅力ある文化的空間の創造」のため、平成一〇年二月に緑と彫刻のある町づくり推進計画策定委員会が設置され、同年八月に整備が開始された。

平成一八年五月には、群馬県みどり市にある富弘美術館の姉妹館として芦北町立星野富弘美術館が開館した。公務中の墜落事故で手足の自由を失いながらも、口に筆をくわえて詩や絵の作品を創り出している、詩人・画家の星野富弘の作品を中心に展示している美術館で、水俣病の影響で、重度の身体障害者施設や福祉施設が十数か所置かれ、福祉の町づくりが続けられてきた芦北町での取り組みであった。

### (3) 文化施設等

平成八年八月八日、手取本町地区第一種市街地再開発事業が決定され、熊本県福祉社会館等が再開発され、平成一四年二月二八日にその市街地再開発ビル「テトリア熊本」が竣工した。そして、同年四月一日、そのビル内に、NPO・ボランティア、男女共同参画社会づくり、生涯学習などの拠点施設として、くまもと県民交流館パレアが開館した。そして、四月二〇日には、熊本県生涯学習センターで「くまもと県民カレッジ」が開講した。

市町村では、熊本市民会館が平成一八年六月三〇日から、大規模改修工事のため、一時閉館して、翌年の八月一日にリニューアルオープンした。平成二〇年七月一日からは、ネーミングライツが始まり、「崇城大学市民ホール（市民会館）」との愛称となった。平成九年一〇月一日、文化ホールや視聴覚室、研修室を備えた長洲町立ながす未来館が開館した。平成一五年八月一日に菊陽町図書館ホールが、平成一四年六月一日には文化ホールと会議室、図書室などを備えた美里町文化交流センター「ひびき」が開館した。文化ホール、会議室、研修室などと図書館を併設した八代市鏡文化センターが、平成一二年四月一五日に開館した。そして、平成一二年六月一日、



つなぎ美術館

ホール、会議室、展示室などを備えたやつしろハーモニーホールが開館した。

#### (4) スポーツ施設

平成一二年九月一日～四日のくまもと未来国体夏季大会、一〇月二三日～二八日のくまもと未来国体秋季大会の会場として、開催前に各種の運動施設が整備された。その中で、レガシーとして供用されている施設を紹介する。

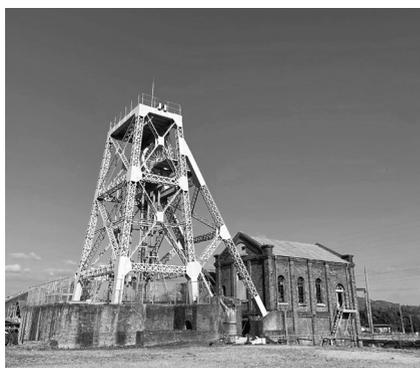
くまもと未来国体秋季大会の主会場として、平成一〇年八月に整備された熊本県民総合運動公園陸上競技場(KKWING)では、平成一三年八月一日に全国高等学校総合体育大会(ひのくに新世紀総体)の総合開会式と陸上競技の試合が開催された。平成一四年五月に2002FIFAワールドカップのベルギー代表のキャンプ地となり、同年には横浜F・マリノス、平成一五年には、ジェフ市原のキャンプ地としても利用された。次に、くまもと未来国体夏季大会の会場として、平成一〇年七月のこけら落としの熊本市総合屋内プール(アクアドームくまもと)では、平成一三年には全国高校総体(八月)とNHK杯国際フィギュアスケート競技大会(一一月～一二月)が開催された。

そのほかの会場については、漕艇さうていの会場として整備されたのが菊池市斑蛇はたじ口湖くこボート場である。ヨット会場の宇土市の宇土マリナも平成一〇年に開業し、その後一般に供用されている。四面野球場のグラウンドを、成年男子サッカー会場として下益城郡小川町(現・宇城市小川町)の観音山町民グラウンドが再整備されて、多目的グラウンドや芝コート、テニスコート、ゲートボール場の観音山総合運動公園として広く供用されている。成年女子サッカーの会場として再整備された菊池郡七城町(現・菊池市七城町)の町営総合グラウンドは、サッカー場、ミニサッカー場、クラブハウスによる七城運動公園として供用されている。平成一〇年七月竣工の天津町運動公園「スポーツの森・大津」は、少年男子サッカー競技の会場として活用された後、平成一六年二月に総合体育館も完成して、幅広く供用されている。ホッケー会場として平成一一年に整備された、人工芝の小国町林間広場は、野球場、ホッケーコートのための人工芝の多目的グラウンドやテニス場、ウォーキングコースなどに利

用されている。松橋町総合体育文化センター（ウイングまつばせ）は、平成一〇年七月に設置され、少年女子ハンドボールの会場として使用された後、コミュニティアリーナと文化ホールの体育と文化の複合施設として多様に利用されている。ライフル射撃とクレール射撃の会場の熊本県総合射撃場は、平成一一年五月二七日～六月一日、「1999 ISSF（国際射撃連合）クレール射撃ワールドカップ熊本大会」の会場として使用された後、六月二八日に「熊本県総合射撃場条例」が公布され、AAA級認定のクレール射撃と、国際基準対応のライフル射撃の機能を併せ持つ総合射撃場として、供用が始まった。

### 3 文化財

当該期間に、世界遺産登録の動きがあつた。それは、平成一九年一二月二一日に行われた、三角西港、旧万田坑跡を「九州・山口の近代化産業遺産群」として世界文化遺産暫定一覽表候補へ入れることの再提案だつた。そして、翌年九月二六日、文化庁から世界文化遺産暫定一覽表に追加記載されることとなつた。この結果を受け、関係六県知事、一一市長で構成される「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会が平成二〇年一〇月二九日に設立された。そして、平成二一年一〇月一九日～二一日に、「九州・山口の近代化産業遺産群」専門家委員会が開催され、構成資産等について「旧万田坑、三角西港」も構成資産に含まれることが提言された。



旧万田坑跡



三角西港

一方、平成二〇年九月二六日、文化庁が「阿蘇」を暫定一覽表候補（I a）に位置づけることが明らかになった。これを受け、県は、平成二二年七月一日、開設された「阿蘇世界文化遺産推進室」（阿蘇郡市共同事務所）に県職員二人を派遣した。また、同年八月五日、「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」設立総会が開催され、熊本県、阿蘇郡市七市町村は、「阿蘇の世界文化遺産登録推進に関する基本協定」を調印した。

熊本県教育委員会によって調査と整備が続けられてきた鞠智城跡は、念願の国の史跡に、平成一六年二月二七日に指定された。当該期間の調査は、第二三次調査から第三三次調査までが該当する。平成一一年度の第二三次調査では、南側土塁線で版築土塁、長者山西地区で四棟の建物跡、貯水池跡で堤防状土塁が確認された。平成一三年度の第二五次調査では、西側土塁線で版築土塁が確認された。平成一八年度の第二八次調査では、深迫門跡が調査され、平成一九年度の第二九次調査では、南側土塁線で版築盛土が検出され、貯水池跡の池尻部で石積みえんての堰えんての存在が推定された。平成二〇年度の第三〇次調査では、一〇月二三日に貯水池跡の池尻部分で百済菩薩立像（現・銅造菩薩立像）が出土して、大きく注目を集めた。平成二一年度の第三一次調査では、貯水池跡の調査が継続され、平成二二年度の第三二次調査では、池の尾門跡の再調査、平成二三年度の第三三次調査では、堀切門跡の再調査が実施された。

整備は、当該期間中の平成一三年度で第一次保存整備計画が終了し、平成一四年度からは新たに策定された第二次保存整備計画のもとで実施された。第一次保存整備計画では、前記した八角形復元建物（平成一一年一〇月一六日）が単県事業で設置され、復元建物整備が一段落し、便益施設として、ガイダンス施設の温故創生館（平成一四年四月一八日）が起債事業で設置された。第二次保存整備計画では、林野庁の木材産業構造改革強化施設整備事業を活用した研修施設が平成一五年三月に竣工した。また、長者山展望広場が平成一四年度に整備され、



阿蘇五岳

指定後、そこには休憩施設の長者山休憩所（平成一五年度）が設置された。併せて灰塚展望所も整備された。平成一六年度の中央であいの広場、平成一九年度の深迫門地区、南側土塁地区、堀切門地区であいの広場①、平成二三年度の深迫門地区と整備が続けられた。総合案内板は、モニュメント広場（シンボル広場）に一基（平成一七年度）、堀切門地区であいの広場①に一基（平成二〇年度）が設置された。解説板では、門跡や土塁、石垣などの遺構、礎石・柱穴の露出展示で計画され、平成一七年度には灰塚展望所に方位石一基が、平成二一年度には長者原地区に三基が設置された。これらのほか、国史跡の指定を目前にした平成一六年二月二五日開催の第二回鞠智城跡保存整備検討委員会において、文化庁補助による保存管理計画の策定が協議され、平成一七年度開催の保存管理計画策定委員会での策定が了承された。その結果、平成一七年三月に『史跡鞠智城跡保存管理計画』が策定された。また、平成二二年二月一五日開催の第二回鞠智城跡保存整備検討委員会において、平成五年度から平成二三年度までの整備を整理・総括するための整備報告書の策定が協議され、その方針が確認され、実際に移された。

特別史跡熊本城跡では、平成九年度に策定された『熊本城復元整備計画』を基に復元整備が進んでいった。まず、「短期（第一期）復元整備計画」（平成一〇年度～一九年度）では、本丸御殿大広間をはじめ、七つの建造物の復元が行われた。平成一二年～一五年度は、「西出丸一帯」が対象となり、南大手門の戌亥槽、未申槽、元太鼓槽が、平成一二年～一五年度は、西大手門が復元された。平成一〇年～一六年度は、「飯田丸一帯」が対象で、飯田丸五階櫓が復元された。平成一一年～一九年度は、「本丸一帯」が対象で、本丸御殿大広間が復元され、大きな反響を呼び、全国的に注目された。この実施期間中の平成一一年、台風18号で西大手門が倒壊し、再建された。「第一期復元整備計画」（平成二〇年度～二九年度）では、馬具槽一帯や平左衛門丸一帯で復元が行われた。馬具槽一帯では、発掘調査が平成二〇年度に実施され、その成果を踏まえて実施設計が策定され、平成二二、二三年度の石垣の石垣保存修理を経て、平成二三年度に復元整備が始まった。平左衛門丸一帯の復元整備では、実施計画のための準備として発掘調査が平成二三年度に実施された。

史跡人吉城跡では、昭和五七年度から復元整備の検討が始まり、以後、発掘調査と整備が順次行われてきた。当該期間中の発掘調査は、平成一一年度から平成一七年度にかけて行われた。平成一一年度は武者返し前二帯の水ノ手門跡、舟着場跡、長塀跡、間米蔵跡の一部、侍屋敷跡の確認調査、平成一二年度は、後口馬場跡の確認調査。平成一三年度は、間米蔵跡の未掘部分の確認調査、「左近の石」の下部遺構の確認調査。平成一四年度は、間米蔵跡周辺整備工事箇所西端部、馬場跡、武家屋敷跡の澁谷家と菊池家との屋敷割りの確認調査。平成一五年度、平成一六年度は、武家屋敷跡の澁谷家と菊池家との屋敷割りの確認調査。平成一七年度は、石組の溝・礎石建物の延長部、屋敷割りを特定する遺構、道路跡の確認調査。

整備では、平成一七年一二月、旧相良清兵衛屋敷内に整備された、人吉城のガイダンス施設（人吉城歴史館）が特筆される。復元整備では、平成一七年度の後口馬場以南の西外曲輪と多間櫓北側の水ノ手門西側の長塀が復元され、大井戸遺構保存修理・覆屋整備がなされた。平成一八年度には、後口馬場以北の西外曲輪、堀合門、水ノ手門西側の長塀が復元された。その後、修理の必要性が生じ、平成五年度分の多間櫓北側の長塀が平成一七年度に、平成一八年度分が平成二〇年度に修理工事された。これら修理に当たっては、安全性の最優先を前提に、それぞれの整備事業で採用された材・工法で修復された。史跡の追加指定も行われた。それは、原城跡と呼ばれる、中世城跡が対象で、平成一五年八月二七日付で官報に告示され、史跡の追加指定の通知がなされた。

平成九年九月一日に国史跡に指定された熊本市池辺寺跡では、その保存整備に向けた発掘調査が平成一〇年度に始まった。当該期間の調査を年度ごとに列記してみたい。平成一一年度が百塚A地点、堂床地区D地点、平成一二年度が池の上地区（後期池辺寺跡）、百塚地区C地点、平成一三年度が百塚地区C地点・A地点、平成一四年度が百塚A地点・B地点、前原・平居屋敷地区、馬場上地区、平成一五年度が烏帽子地区、平成一六年度が烏帽子地区、百塚B地点、平成一七・一八年度が烏帽子地区、平成一九年度が金子塔地区、烏帽子地区、平成二〇年度が金子塔地区、平成二一年度が金子塔地区、堂床地区F地点、百塚地区C地点、平成二二年度が百塚地区C地点、金子塔地区、平成二三年度が百塚地区C地点、金子塔地区だった。この間、平成一三年度に百塚A地

点の追加指定が行われ、平成一七年度に保存整備検討委員会が設置され、保存整備の方向性の検討が始まり、平成二〇年二月に『史跡 池辺寺跡保存整備基本構想書』が取りまとめられた。  
当該期間中に指定された国の文化財は、以下の通りである。

平成二〇年六月九日、人吉市青井阿蘇神社の本殿、幣殿、拝殿、廊、楼門の計五棟が国宝に県内で初めて指定された。同神社の国宝指定は、歴史的価値のみならず、地域の観光振興の拠点となることが期待された。重要文化財（建造物）では、平成一六年四月一六日に八代市郡築三番町の旧郡築新地甲号樋門が、平成二二年六月二九日に、玉名市旧玉名干拓施設が指定された。史跡では、平成一二年一月一九日に炭坑跡地としては初めて三池炭鉱万田坑跡などが、平成一五年五月一六日に南関町の豊前街道御茶屋跡が、平成一六年一月一九日に竜北町の野津古墳群が、平成二一年七月二三日に天草市倉岳町棚底城跡、山鹿市菊鹿町隈部氏館跡が、平成二二年八月五日に熊本市熊本藩川尻米蔵跡・外城蔵跡・船着場跡が指定された。名勝では、平成一四年一月一五日に八代市北の丸町の旧熊本藩八代城主浜御茶屋（松浜軒）庭園が指定された。重要文化的景観では、平成二〇年五月一六日に山都町の「通潤用水と白糸台地の棚田景観」が、平成二三年二月七日に天草市河浦町の「崎津の漁村景観」が選定された。登録有形文化財では、平成一五年九月一九日に旧山江村役場庁舎、平成二一年四月二八日に八代市の旅館金波楼本館が、同年一月二日に多良木町の多良木町交流館石倉が、平成二二年一月一五日に菊池市旭志の姫井橋が登録された。重要無形民俗文化財としては、平成二三年三月九日に八代市の八代妙見祭の神幸行事が県内三例目として指定された。

次に、県指定を種類別にみてみよう。

重要文化財の書跡では、平成一五年九月一二日に熊本県立美術館の獨行道一幅、ならびに八代市立博物館未来の森ミュージアムの宮本武蔵書状一



「通潤用水と白糸台地の棚田景観」  
国の重要文化的景観に選定  
(H20.5.16)

幅が指定された。彫刻は、平成一四年七月一九日に宇城市桂原薬師三尊。工芸では、平成二一年六月二三日に八代市の大門観音堂と大門薬師堂の鰐口が、平成二二年八月二〇日に八代市光圓寺の梵鐘が指定された。建造物では、平成一六年四月一九日に南関町来光寺の五輪塔一基、同年一〇月二二日に人吉市御館御門橋二基、平成一八年五月二九日に天草市の楠浦町の眼鏡橋一基と本渡町の山口施無畏橋一基が指定された。絵画では、平成一五年九月一二日に熊本市島田美術館の紙本著色宮本武蔵像一幅。考古資料では、平成一九年三月一九日に熊本県の磁州窯系鉄絵壺一点と曾畑遺跡出土植物質資料二四点が、平成二〇年六月二三日に山鹿市立博物館の方保田東原遺跡出土品が指定された。歴史資料では、平成二一年三月一七日に玉名市の補陀落渡海供養塔四基（附石塔群神社）、同年一〇月二九日に玉名市の報恩寺跡の宇佐八幡宮関係石造物群と補陀落山渡海供養塔板碑群がそれぞれ指定された。重要無形文化財工芸技能では、平成一四年二月二七日、芦北町の肥後三郎弓制作技術（保持者松永重昌）。重要無形民俗文化財では、平成一三年五月一八日の八代市の植柳盆踊り、平成一六年四月一九日の玉名市梅林地区の梅林天満宮流鏑馬の指定があった。重要有形民俗文化財では、平成一五年四月一六日、八代市の妙見宮祭礼神幸行列関係資料。史跡では、平成二〇年二月八日に和水町のトンカラリン、天然記念物では、平成二三年四月二二日に地質鉱物として山都町の五郎ヶ滝と聖滝があった。

次に、文化財関係の事件をトピックス的に取り上げたい。

平成一三年五月一七日、山鹿市で八千代座の復元整備工事が竣工した。以後、盛んに活用され、市街地の観光振興の核となっていくた。平成二二年一月三一日には、植木町・玉東町の西南戦争関連遺跡群を自治体の枠を超えて連携し保存する取り組みが県と関係町とで始まった。発掘体験・見学会も本格的に始まったのがこの期間中だった。まず、平成一七年七月三〇日～八月二六日の夏休み期間中に、夏休み遺跡発掘体験・見学会が始まった。そして、その企画は、「くまもと教育の日」関連として立案され、「くまもと教育の日発掘調査現場公開」として平成二〇年一一月に始められ、翌年一一月からは、「くまもと教育の日」関連企画「すべてみせます発掘現場」として大々的に実施された。さらに、平成二二年二月二二日には、くまもと県民交流館パレオを会場とした、熊

本県発掘調査速報会「熊本ば！発掘する」が始まった。

#### 4 文化・スポーツ活動

当該期間中の平成一九年度は、熊本城の築城四〇〇年の年であった。このため、平成一八年一二月から平成二〇年五月まで、熊本城一帯で「熊本城築城四〇〇年祭」が開催された。こうした機運を熊本の観光振興につなげることを目指し、四〇〇年祭が終了した翌六月一二日に「歴史回廊くまもと」観光立県宣言が発信され、一二月二二日に「ようこそくまもと観光立県条例」が制定された。

官民一体となった動きとしては、平成一六年に設立された、「熊本城四〇〇年と熊本ルネッサンス」県民運動本部の活動が目目された。それは、「肥後学の振興と永青文庫の活用」「歴史の見える魅力あるまちづくり」「賑わいの熊本創造」を柱としたもので、次のような活動が展開された。公開講座「肥後学講座」(平成一六年度～一九年度)、「観桜坪井川園遊会」(平成一七年度～)、公開講座「永青文庫の魅力を探る講座」(平成一九年度、二〇年度)、熊本県立美術館「細川コレクション永青文庫展示室」の開館、「歴史回廊くまもと魅力発見の旅」(平成二〇年度)など。

なお、展覧会の中で、平成一三年三月三日～四月八日の県立美術館本館開館二五周年記念「蒙古襲来絵詞展」、平成一三年九月八日～一〇月八日の県立美術館本館を会場とした「江田船山国宝展」は、里帰り展示として特筆できるものだった。

当該期間のスポーツイベントとして特筆されるのは、平成一一年九月一日～一四日開催の「くまもと未来国体夏季大会」、一〇月三日～二八日開催の「くまもと未来国体秋季大会」、一月六日～七日の「ハートフルくまもと大会」だった。平成一三年八月一日から始まった「ひのくに新世紀総体」、平成一三年八月一七日からの「ひのくに新世紀総体(水泳競技)」は、熊本で初の全国高校総体として話題を呼んだ。「熊本にJリーグチームを」県民運動推進本部設立とアスリートクラブ熊本設立が平成一六年で、その運動の結果、平成一七年に「ロッソ熊

本」が編成されたことも重要なイベントだ。

## 5 国際交流

当該期間中の平成一四年度は、国際交流では二〇周年だった。中華人民共和国（以下「中国」）・広西壮族自治区との友好提携二〇周年の動きでは、平成一四年五月一八日～二四日、黒田武一郎副知事を団長とする訪問団二六人が広西壮族自治区を友好訪問した。それに対して、一〇月一三日～一六日、記念式典参席のため、李主席以下七人の広西壮族自治区代表団が来熊した。議会関係では、西岡勝成議員以下七人の議員団と高野誠一議員以下六人の行政・議会合同友好訪問団が相次いで広西壮族自治区を友好訪問した。当該期間では、これらを含め、広西壮族自治区側から一四団体、熊本県側から二五団体（うち県議会九団体）の相互訪問が行われた。

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）・モンタナ州との姉妹提携二〇周年の動きでは、平成一四年八月一七日～二五日、潮谷知事を団長とする一人の訪問団が友好訪問し、姉妹提携二〇周年記念式典に出席した。議会関係では、荒木詔之県議会議長を団長とする五人の議員団が記念式典に出席した。当該期間では、これらを含め、モンタナ州側から一六団体、熊本県側から一九団体（うち県議会七団体）の相互訪問が行われた。

次に、韓国・忠清南道との姉妹提携二〇周年の動きでは、平成一五年一月二三日に忠清南道の沈大平知事を迎え、熊本県と忠清南道との姉妹提携二〇周年記念式典が開催された。当該期間では、これを含め、忠清南道から九団体、熊本県から一三団体の相互訪問が行われた。

ついで、市町の状況を見てみよう。

熊本市では、平成一二年四月二六日に韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市を締結した。人吉市では、平成二一年九月二四日、ポルトガル共和国・アブランテシユ市との間で、姉妹都市を提携した。天草市では、アメリカ・カリフォルニア州のエンシニタス市との間で、平成一八年五月二九日に姉妹都市を締結した。菊池市では、平成一八年一〇月三〇日に韓国・全羅北道の金堤市との間で、平成一八年一月一五日に中国・山東省の泗水県

との間で、それぞれ友好都市を締結した。これは、合併に伴う旧泗水町の友好都市締結を引き継いだもの。また、平成一九年三月七日には、韓国・忠清北道の清原郡との間で友好都市を締結した。これもあらためての締結だった。

## 6 顕彰・表彰

くまもと県民文化賞では、「本賞」(旧・地域文化活動部門)と「夢部門」(旧・年間文化活動部門)があり、特別賞も設けられている。当該期間の顕彰者、顕彰団体の数は、本賞に三八団体・一二人、夢部門に九団体・五個人、特別賞一六個人。熊本県近代文化功労者では、嘉納治五郎(平成一一年度)、一井正典(一三年度)、石牟礼道子(一六年度)、日野熊蔵(一八年度)、細川護立(一九年度)、徳永直(二〇年度)、前田案山子(二二年度)、藤木素士(二三年度)らの諸氏が名を連ねた。当該期間の顕彰者数は、四〇人。熊本県民栄誉賞では、平成一五年一〇月八日に末續慎吾氏、平成一七年四月二一日にチャーリー永谷氏、平成二三年一二月一六日に不動裕理氏がそれぞれ受賞した。このほか、熊本県民文芸賞、荒木精之記念文化功労者、熊本県芸術功労者表彰も行われた。なお、八代市日奈久町では、地域活性化策として、「九月は日奈久で山頭火」が平成一二年九月に始まった。放浪の俳人、種田山頭火が昭和五年九月に、日奈久温泉の木賃宿「織屋」に滞在したことを記念したイベントで、顕彰活動の一つである。

### 【引用参考文献】

熊本県観光交流政策課編 二〇二二 『熊本県の国際交流(令和4年度版)』  
 総務省自治行政局行政課編 二〇〇七 『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』

## 第五章

### 県政の動向

#### I ハンセン病に関すること

#### 第1節 ハンセン病と近代日本

##### 1 ハンセン病とは

ハンセン病は、明治六（一八七三）年にノルウェーのハンセン医師（Gerhard Henrik Armauer Hansen, 1841-1912）が発見した抗酸菌の一種である「らい菌」の感染に伴い、個人の免疫力や栄養事情によつて、この菌に対する抵抗力のない人にごくまれに発病する慢性感染性疾患で、皮膚、末梢神経、鼻腔<sup>び</sup>・咽頭<sup>う</sup>・喉頭粘膜、眼などに病変をきたすために四肢や顔面にさまざまな変形や機能障害を残し、世界史上、人々に忌み嫌われてきた病気であった。

自然治癒することはあるものの、長らく治療法は確立されなかった。かかる状況の中、昭和一八（一九四三）年にアメリカで「プロミン」という治療薬が発表され、その後、日本でも製造できるようになり、さらにいくつかの薬剤を組み合わせた多剤併用療法（Multi Drug Therapy、略してMDT）により、ハンセン病は治療できる病気となった。治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく、外来治療で治すことができる疾病となった（熊本県作成パンフレット『ハンセン病問題を正しく理解しましょう』。国立療養所菊池恵楓園HPより「ハンセン病とは」参照 <https://www.nhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/>

kenkou\_iryuu/iryuu/hansen/keifuen/hansentohahum1』、令和六年四月一日取得）。

## 2 近代日本におけるハンセン病政策

二〇世紀初頭の欧米諸国の発想では、ハンセン病患者を放置することは「文明国」として許されない行為であり、脱亜入欧政策に邁進する明治期の日本も諸外国から非難を浴びた。熊本本妙寺の参道にも物乞いするハンセン病患者が多数存在していたが、明治二八年にイギリス聖公会のハンナ・リデル (Hannah Riddell, 1855-1932) は、彼ら／彼女らの救済のために回春病院を開設した。本国からの寄付が途絶えると運営に支障をきたし、時の総理大臣大隈重信らの前で演説し支援を得た。これが契機となり、明治四〇年に政府は「癩予防ニ関スル件」を制定し、「放浪癩」を療養所に入所させ、一般社会から隔離した。ただし、この法律はそもそも患者救済を図ることも念頭に置いたものであった。これをもとに、明治四二年、全国五か所に公立療養所が開設されるが、そのうちの一つが熊本の菊池恵楓園であった。ただし、「癩予防に関する件」の制定によってハンセン病は伝染力が強いという誤った認識が広まり、差別や偏見を強める結果をもたらしたことは留意せねばならない。

昭和四年には、各県が競ってハンセン病患者を見つけたし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められた。昭和六年には「癩予防法」を成立させ、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、在宅の患者も療養所へ強制的に入所させるようにした。かくして全国に国立療養所を配置し、すべての患者を入所させる体制が整えられた。

ハンセン病療養所内においては、患者は退所も外出も許可されず、職員不足などを補うため、看護、耕作などの作業（患者作業）を強いられ、また、療養所長に懲戒検束権（療養所内の司法権・警察権）が与えられ、療養所内に監禁室が設置された。そのほか、療養所内において、結婚の条件としての断種や、人工妊娠中絶が行われ、さらに家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされた（熊本県作成パンフレット『ハンセン病問題を正しく理解しましょう』。国立療養所菊池恵楓園HPより「ハンセン病とは」参照 [https://

## 第2節 ハンセン病と熊本（明治期から昭和期）

### 1 待労院の開設

ハンナ・リデルが回春病院開設に奔走していた頃、熊本ではもう一つの救らいの動きがあった。明治八年、布教のために来日したパリ外国宣教会のカトリック宣教師ジャン・マリー・コール (Jean Marie Corre, 1850-1911) も、明治三二年、本妙寺に集まるハンセン病患者の施療に乗り出し、明治三一年には本妙寺近くに療養所を開き、明治三四年には、ハンセン病療養所として待労院を開院した。

その後、待労院は昭和二七（一九五二）年に琵琶崎待労病院、平成八年（一九九六）に待労院診療所と改名した。ピーク時の昭和三三年には入所者数二二一人を数えたが、ハンセン病患者の減少と入所者の高齢化により徐々に入所者は減少し、平成二四年に最後の入所者が国立療養所菊池恵楓園に転園したことにより、入所者が零人となった。翌年一月一〇日に廃止届を提出し、ここに一一四年にわたるハンセン病医療施設は幕を閉じた（熊本県作成パンフレット『ハンセン病問題を正しく理解しましょう』。板倉和子「私立らい療養所琵琶崎待労病院の歴史」。鈴木よう子「社会福祉法人聖母会 待労院診療所114年の歴史に幕を閉じる」。『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』、五六頁）。

### 2 本妙寺事件（一九四〇）

ハンナ・リデル女史やジャン・マリー・コール師が救らいの対象としたように、本妙寺にはハンセン病患者の集落が存在した。昭和一〇年頃には、本妙寺集落は「治外法権的」な暗黒街としてのレットルが貼られ、住民の

「不良性」が誇張して喧伝され、浄化対象としてたびたびその名が挙がっていた。

ところで、この頃、本妙寺集落に住む患者の三分の二が会員であった「相愛更生会」という患者互助組織が存在し、会員間の選挙で選ばれた中村理登治が会長をつとめていた。

「相愛更生会」は春と秋の二回、朝鮮半島まで含め全国を回り寄付金を募った。「蹴込み」や「勧進」と呼ばれた物乞い行脚と異なり、趣意書や領収証を作成し、熊本県に寄付金募集の認可申請をし、寄付金は生計の道がない重症者らの生活費にも充当された。

「相愛更生会」は、寄付の認可を得られないまま熊本県知事の印鑑を偽造し、公認と偽って寄付募集を始めた。昭和一四年に熊本県知事を退任したばかりの藤岡長和の目に留まり、激怒した藤岡は熊本県庁に取り締まりを要請した。会員たちはたびたび全国の警察に検挙され、「相愛更生会」は「犯罪者集団」のレッテルを貼られることになった。

一方、昭和一五年に厚生省が「無らい県運動」の徹底を通知した。同年五月には国公立療養所長会議が開かれ「浮浪らい部落の迅速なる解消及び各療養所の協力」との議題で論議。警察の協力を要望する声が強く出され、また、光田健輔長島愛生園長は、この会議で「らい部落解消」を提言した。

同年五月に熊本県警察部長に着任した山田俊介は、本妙寺集落の問題を聞き、処分を決意。七月六日に厚生省、熊本県、国立療養所・長島愛生園、同星塚敬愛園（鹿児島県）、九州療養所の職員が参加して警察部長室で会議を開き、同月九日早朝に本妙寺集落患者の強制収容を行うことを決めた。

九日午前四時、非常召集がかけられ、警官、療養所職員、県職員ら約二二〇人が集落を取り囲んだ。まず各戸の戸口に患者の家を示す目印とその人数が書かれ午前五時、制服警官と白衣姿の療養所職員らが集落内になだれ込んだ。警官に追い立てられた住民は、九州療養所に向かうトラックの荷台に乗せられ、男性は昭和一三年開設された県警留置所、女性は監禁室に入れられた。この収容は三日間続き、計一五七人が拘束され、その後、患者でないことが分かった一人を除き、残りは全国の療養所に分散収容された（九州療養所八、長島愛生園二六、

星塚敬愛園三一、邑久光明園四四、栗生楽泉園三六、児童一人は親族引き渡し。

こうした本妙寺事件から一か月後に熊本市癩ひび予防協会が設立され、会長には山田県警察部長が就き、役員には県、熊本市、警察、九州療養所関係者のほか、本妙寺管長や県医師会長、会社経営者も加わった。この官民連携した協会は三万円の寄付を集め、これを事業費に患者の家屋を破壊、焼却し、患者所有の土地を売却し、本妙寺集落は跡形もなく解体された（『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書」、五六～六三頁）。

### 3 菊池事件（一九五一～一九六二）

菊池事件は、被害者方にダイナマイトが投げ込まれたという第一事件と、被害者が殺害されるという第二事件とからなる一連の事件を指している。

第一事件は、昭和二六（一九五二）年八月一日午前二時頃に起こった。熊本県内のS村において、竹竿たけざおにダイナマイトが括くくりつけられたものが個人宅に投げ込まれ、家主H氏（四九歳）とその次男（四歳）が負傷した。その二日後、同村在住のF氏が、殺人未遂、火薬類取締法違反の疑いで逮捕された。

容疑者F氏はハンセン病患者であることを理由に菊池恵楓園内の施設へ勾留され、同園内で裁判を受け、翌年六月九日、懲役一〇年の有罪判決がなされた。

判決を受けてF氏は控訴したが、その一方で、同年六月一六日菊池恵楓園内にあった代用拘留所から逃走したかどで、逃走罪に問われ、指名手配された。

さらに翌月事態は急転する。七月七日午前七時頃、熊本県S村の山道で、第一事件の被害者であったH氏が、全身二十数か所に切創、刺創を負って死亡した状態で発見された。捜査機関はF氏による犯行と断定し、七月一〇日に逮捕状を発布した。

同月一二日午前一時、F氏は自宅のある集落近くの小屋にいるところを発見され、単純逃走、殺人の疑いで逮捕された。逮捕の際、逮捕に当たった警察官は拳銃を発砲し、F氏は右腕に複雑骨折と大量の出血を伴う傷害

を負った。これが第二事件である。

その後、第一事件についてのF氏の控訴は一月八日に棄却され、懲役一〇年が確定した。ついで、昭和二十七年（一九五二）八月二日、F氏は単純逃走罪で起訴され、一〇月三〇日に第一回公判が行われた。続いて、一月二二日に殺人罪で追起訴がなされた。

公判は六回を数え、昭和二十八年八月二九日の第六回公判で死刑判決が下された。なお、第一回から第四回までの公判は菊池恵楓園内で行われ、第六回公判は、この年に菊池恵楓園の隣接地に開設されたばかりの熊本刑務所菊池医療刑務支所内で開かれた。第五回公判の場所については不明であるが、菊池医療刑務支所内で開かれた可能性が高い。

F氏は九月二日に福岡高等裁判所に控訴し、控訴審は五回を数え、一月三日に控訴が棄却された。控訴審も公開の法廷で行われることはなく、すべて菊池医療刑務支所内の特別法廷において行われた。

さらにF氏は昭和三〇年一月二七日最高裁判所へ上告し、二回の最高裁口頭弁論を経て、昭和三二年八月二三日に上告は棄却された。九月二日に判決訂正申し立てを行い、棄却され、九月二五日死刑判決が確定した。

いずれの事件も、F氏の犯行と断定するにはあまりにも物的証拠の少ない（あるいは存在しない）事件であったにもかかわらず、捜査や裁判で別の可能性が検討されたことはなく、また、拳銃の発砲まで行われたのは、「無らい県運動」による社会的風潮が、人々のハンセン病に対する恐怖を掻き立て、社会全体に根強い偏見を生み出し、F氏を有罪に追い込む機運を生み出したものと見られる。

懲役刑および死刑の確定後もF氏は通常の刑務所や拘置所に移送されることなく、恵楓園内の菊池医療刑務支所に収容されたまま三度の再審請求を行ったが、いずれも棄却された。三度目の再審請求が棄却となった翌日、昭和三十七年九月一日の午後一時頃、死刑が執行された（『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』、九二―一〇九頁。日弁連法務研究財団HPより「第四 1953年の「無らい予防法」―強制隔離の強化拡大の理由と責任

― 第3 藤本事件の真相」参照

#### 4 黒髪校事件（一九五三〜一九五五）

昭和一〇年、ハンセン病療養所である九州療養所に、患者の子弟を收容する、らい予防協会立「恵楓園」という保育施設が開設された。そして、昭和一六年に九州療養所は国立療養所菊池恵楓園と改名した。ハンナ・リデルが開設した回春病院も同年に廃止されて、らい予防協会に寄贈され、回春病院から寄贈された七万円のうちの一万九、八〇〇円で菊池恵楓園での保育所と同規模の龍田寮が建築され、保育施設であった頃の「恵楓園」に入所していた患者の子弟を收容することになった。また、学童のために黒髪小学校龍田寮分校が開かれたが、助教諭一人のみの教員しか配置されず、教育は行き届かなかった。菊池恵楓園は、昭和一七年から龍田寮の児童を黒髪校本校に通学させたいと熊本市に申し入れ、市は了解したが、黒髪校の保護者の強い反対で実現しなかった。

昭和二八年一月、菊池恵楓園園長宮崎松記は、龍田寮児童の問題を翌年四月までに解決してほしいと黒髪校に申し入れた。らい予防、らい患者の医療とその福祉を図り、もって公共の福祉増進を目的として制定された「らい予防法」が同年八月一日に公布され、法的にハンセン病患者の強制隔離政策が図られた時期であった。

校長はPTAさえ了承すれば許可すると返答したが、当時のPTA会長瀬口龍之介（当時熊本県会議長）は慎重に対応すべきと拒んだ。それに対し、宮崎松記は二月二日、熊本法務局に「龍田寮非らい健康児童の黒髪校本校通学に関する差別取扱い撤廃」の申告書を提出し、全国的に注目される事件となった。

一二月九日、PTA総会が開かれ、宮崎、瀬口のほかに市教育委員長、教育長、地元の市会議員も出席した。アンケートは、家庭数一、二六六のうち、回答数一、二二九、通学賛成四二〇（三四％）、反対七九五（六四％）、中立一四（二％）という結果となり、反対多数となった。

かような動きに対し、厚生省・文部省・厚生省の三省は次のような見解を打ち出した。

- ①厚生省としては、周到な健康管理を行っているので、らいを他に感染させるおそれはないと認める。

②文部省としては、感染させるおそれのない児童である限り、一般児童と区別することなく就学させるべきであると判断する。

③法務省としては、厚生・文部両省の見解より判断すれば、一般の学校に通学させるべきであると考えられる。右の三項に基づいて、三月一日、熊本法務局長室において、法務局、市教育委員、恵楓園側から出席し、二つの方針が決定された。第一に、市教育委員会は昭和二九年四月以降、龍田寮児童を全面的に黒髪小学校本校に通学させる。第二に、菊池恵楓園は、この通学児童に対する健康管理を一層厳密にする。

この方針に対し、P.T.Aは拒否の態度を示した。さらに、昭和二九年三月一〇日に岡本教育委員長が市議会で「入学許可の結論に達した」と答え、翌日にラジオでこれが放送されると、P.T.Aは一層態度を硬化させ、その日の夜に反対派約五〇〇人が市教育委員会に陳情デモを行い、一二日には同盟休校を断行すると述べた。

四月二日、熊本大学皮膚科で、新入学生四人の診察が行われ、異常が認められないため、市教育委員会は同月八日から通学させることを通告した。これを不満とした反対派は同日から同盟休校に入った。龍田寮の一年生四人（男児一人、女児三人）は二人の保母とともに登校した。この時、全校生徒一、九二八人のうち登校したのは七六人であった。その後、四月二二日に市議会文教委員会が調停案を示した。内容は、四月末日までの休校を指示し、再度熊本大学の診断を受けること。再診の結果、一人は要観察との診断が下された。これが入学反対の機運の火に油を注ぐことになり、五月一日、市文教委員会は三人を通学させ、要観察の一人を龍田寮内の分校から通学させるという最終的な調停案を出し、これが受け入れられた。

ところが、これで事態は収まらず、同年六月一五日、通学反対派が龍田寮の廃止を訴え、その後両方の立場からの陳情合戦となった。その後、市教育委員会は次年度の児童を入学させる（一部は外の学校や残留がある）解決原案を発表したが、反対派から拒否された。昭和三〇（一九五五）年、入学通知書を出すと、反対派の三人が市教育委員会前でハンガー・ストライキに入った。事態が混乱する中、熊本商科大学学長高橋守雄と熊本大学学長鰐淵健之が調停に乗り出し、高橋学長が責任をもって児童（男児一人、女児二人）を引き取って通学させる

こととなり、一五五時間にわたるハンガー・ストライキは中止となった。

黒髪校では、児童の周りを賛成派で固め、席替えもせず、とくに給食に気を遣い、学籍簿に至っては校長にも知らせないほど、児童が他の児童養護施設に引き取られるまでデリケートな対応に追われた。同年秋から、子どもたちは親戚や熊本県内一〇か所の児童養護施設に極秘に引き取られていった。それから二年後の一〇月には、龍田寮の用途廃止が決定された（『熊本市戦後教育史 通史編Ⅰ』、五〇四～五二六頁。『菊池恵楓園50年史』、六七～六八頁。『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』、一二〇～一三八頁）。

### 第3節 ハンセン病国家賠償請求（一九九八～二〇〇二）

平成一〇（一九九八）年七月三十一日、国立ハンセン病療養所である星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）と菊池恵楓園（当時、熊本県菊池郡合志町）の入所者一三人が、国を相手取り熊本地方裁判所に国家賠償請求訴訟を起こした。これが、「らい予防法」違反国家賠償請求訴訟の始まりだった。

実はハンセン病について強制隔離を定めた「らい予防法」（一九五三年公布）は、平成八年すでに廃止されていた。「らい予防法」が公布された時期には、すでにハンセン病が感染しにくい疾病であることが知られており、また、遅くとも昭和三五（一九六〇）年にはハンセン病の治療法が確立されていた。にもかかわらず、直ちに「らい予防法」を廃止することなく、ハンセン病についての強制隔離政策を長らく行ってきた。

平成八年に至ってようやく医学的な観点から「らい予防法」廃止に至ったものの、国は強制隔離政策の誤りを認めなかった。国の責任は明確にされず、被害者への賠償も想定されていなかった。

しかしながら、隔離されてきた患者は高齢となり、ハンセン病患者特有の後遺症を抱えていた。入所者を引き取る親族もなく、さらにハンセン病に対する根強い偏見と差別が存在し、援助なしでの社会復帰は現実的ではなかった。

平成一〇年三月に至って国が示した社会復帰策は、療養所からの退所を望む者に計一五〇万円を支給するだけのもの（後に二五〇万円に引き上げられた）、かかる僅かな補償では退所する者はほほいかなかった。一方、入所の継続を希望する者には在園を保障するという話もあったが、他方では療養所の統廃合を含めた療養所の将来構想の話も出ていた。かように「らい予防法」廃止は、ハンセン病患者の人間としての尊厳を回復するような内容ではなかった。このことを背景に、前述の一三人が訴訟に踏み切った。

平成一三年五月一日、熊本地裁判決は、四次提訴までの一二七人について、ほぼ全面的に原告側の主張を認めた。判決は、昭和二八年の「らい予防法」は、「制定当時からすでに、ハンセン病予防上の必要を超えて過度な人権の制限を課すものであり、公共の福祉による合理的な制限を逸脱していたというべき」であり、遅くとも昭和三五年には「その合理性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白」であり、さらに、これを昭和四〇年に至っても放置し続けた国会議員の行為も違法であり、「国会議員の過失も優にこれを認めることができる」と判示した。除斥期間の適用も認めなかった。療養所内での強制作業についても事実を認めた。

昭和二三年制定の「優生保護法」を法的根拠として療養所のハンセン病患者に行われた断種・墮胎については、「被告の右主張は、入所者らの置かれた状況や優生政策による苦痛を全く理解しないものといわざるを得ず、極めて遺憾である」と強調し、判決の中で、一方当事者の主張を単に斥けるのではなく、それを主張すること自体「遺憾である」と批判することは異例のことであった。

差別・偏見についても、これは国の政策が新たに生み出したもので、それまでに存在した差別・偏見とは質を異にする指摘し、政策はさらにこれを助長、維持したとした。

また、この判決によって処遇の見直しは行われるべきではないということをあえて述べている。

さらに判決は、原告らの被害を、「人として当然に持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性が大きく損なわれ」た人格そのものに対する被害であると評価した。ある原告は、この判決を「愛の判決」と呼んだ。ある原告は、「ようやく人間として認められた」と顔を上げた。

これに対し、平成一三年五月二三日、小泉純一郎首相は控訴断念を表明した。同月二五日の控訴期限の経過によって判決は確定した。その背景には、判決直後から行われた次のような働きかけが存在する。

①首相官邸や各大臣宛ての全国からの大量のFAXや手紙・Eメール。

②全療協と共同した根気強い首相との面談の申し入れと関係各大臣との面談。

③国会議員への働きかけ。すでに四月には国会内で超党派の議員懇談会が誕生していた。判決は明確に国会の責任を認めており、国会の動向は重要な鍵となった。

④国会議員による議会でのこの問題の追及。

⑤マスコミへの積極的な働きかけ。マスコミはこの問題を全国的に連日報道した。

⑥五月二一日の全国一斉大量提訴。全国で九二三人の提訴となり、このニュースは各紙一面で報道された。原告の数はそれまでの倍以上となった。被害者自らが熊本地裁判決を守ろうと立ち上がったのである。

判決確定後、原告団・弁護士は、謝罪・賠償問題をめぐる司法解決と、恒久対策・真相究明をめぐる厚労省交渉の二つの方面から和解を探ることとなった。

国は控訴断念後、賠償問題の解決のために、ただちにハンセン病補償法の策定に取り掛かり、六月一五日に制定、同月二二日施行した。

その後の裁判は、法務省との交渉を通じて内容が煮詰められ、七月一六日、東京地裁が基本合意の内容を和解勧告し、翌日厚労大臣が受け入れを表明し、同月一九日、熊本地裁で最初の和解が成立するに至り、同月二二日には、原告団と厚労大臣との間で基本合意が正式に調印された。以後、熊本、東京、岡山の各地裁で次々に和解が成立していった。

基本合意の内容は、(一) 国は謝罪を行うこと、(二) 熊本判決に従った一時金支給を行うこと、(三) 国の法的責任に基づいて恒久対策を行うこと、という三点を踏まえたもので、これによって司法解決のルールが確定した。以後、入所者と退所者については、本人の選択によりハンセン病補償法か、提訴した上で司法解決ルールに

従って和解するか、いずれを選択しても、ほぼ同水準の補償を受けられるようになった。

ところが、この段階に至って、国は遺族原告と入所歴のない原告（非入所原告）との和解を拒否する態度に転じた。七月二十七日、熊本地方裁判所は、いずれの原告も賠償の権利を有するとの所見を表明したものの、国を翻意させるに至らなかった。したがって、遺族・非入所原告の解決は先延ばしとなり、訴訟活動は継続された。

一月二十七日、熊本地裁では遺族・非入所原告の訴訟が結審した。結審直後裁判所は具体的な金額を入れた和解所見を示し、国に対して和解勧告を行った。それでも国の態度は変わらず、一月十八日、裁判所は引き続き同月七日に公表した和解金額の根拠を示す和解所見を示した。

翌平成一四年一月二十八日、遺族・非入所原告との和解について原告団と国との間で基本合意が成立した。引き続き、一月三〇日、熊本地裁で最初の和解が成立した。以後、遺族・非入所原告についても、裁判所での和解を通じて補償金を受けられることになった。これによって、補償に関するすべてのルールが確立した。

他方、厚生労働省との協議は、原告団、弁護士、全療協からなる統一交渉団として進められ、六月二十九日に第一回協議が行われ、一月二十五日、第五回協議会で合意に至った。この時取り交わされた確認事項は、その後の国のハンセン病問題対策の基本方針となった。また、厚生労働省との協議は今後も、(一)謝罪・名誉回復、(二)在園保障、(三)社会復帰・社会生活支援、(四)真相究明の四つをテーマに毎年定期的に行われることが確認された（『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』、二二九～二四二頁）。

一方、この訴訟に対する熊本での動向を眺めると、「ハンセン国賠訴訟を支援する会・熊本」（北岡秀郎事務局長）によれば、平成一三年三月二十八日、県内九四市町村議会の中で「ハンセン病患者の人権回復と社会復帰、生活支援策の充実を求める意見書」を採択した議会が、先の三月議会までで五三議会に達した（『熊本日日新聞』平13・3・29）。また、四月一三日には、菊池恵楓園（菊池郡合志町）など四療養所の入所者ら一七人が、熊本地裁に一四次提訴した。この提訴で、熊本地裁の原告は五六二人になり、東京地裁の一六二人、岡山地裁の五二人と合わせ、三地裁の原告数は七四〇人にのぼり、四次提訴までの一二七人に対する最初の判決（五月一日）を

迎えることになった（『熊本日日新聞』平13・4・14）。

平成一三年五月二五日の国の控訴断念による原告側勝訴判決の確定を受け、熊本県議会で、早速同年六月議会で氷室雄一郎議員（公明党）が潮谷義子知事に対し、県としての意向・対応を尋ねている。これに対し、知事は判決を評価するとともに、県独自の施策として、熊本県出身の療養所入所の方々を対象とした里帰り事業、年末の見舞金、慰問品の贈呈などをすでに行っていることを説明した上で、今後もし正しい知識の普及・啓発と、偏見・差別の解消に努めるとし、また、国会で審議中である「ハンセン病補償法」が成立した後は、法の内容を確認しながら、県としてさらにできることを行う姿勢を表明した。

しかしながら、歴史的判決を経て和解の基本合意が成立した翌平成一五年に、ハンセン病患者に対する宿泊拒否事件が起こった。熊本県が「ふるさと訪問事業」でアイレディース宮殿黒川温泉ホテルを予約し、宿泊予定者が菊池恵楓園の入所者であることを伝えたところ、ハンセン病患者であることを理由に宿泊を拒否されたのである。当初ホテル側は正当性を主張し、強硬な態度を崩さなかったものの、結果的には誤りを認めた。ホテル側は翌年二月一七日に廃業を表明したが、その翌日熊本県は営業停止三日間の行政処分を決定し、ホテル側に事前通達した。その後三月三〇日に熊本地検（宮地区検）が旅館業法違反の罪で西山前社長ら三人と（ホテルの本社）アイスターを略式起訴、それぞれに罰金二万円が科され、この一件は幕を閉じたが、ハンセン病患者に対する差別・偏見が根強く存在し続けていることを物語る事件であった（『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書」、二四三～二六四頁）。

#### 【参考資料】



アイレディース宮殿黒川温泉ホテル  
（写真提供：熊本日日新聞社）

- 猪飼隆明『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』(校倉書房、二〇一六年)
- 板倉和子「私立らい療養所琵琶崎待労病院の歴史」(『日本らい学会雑誌』第六二巻二号、一九九二年)
- 『菊池恵楓園50年史』(国立療養所菊池恵楓園編、発行、一九六〇年)
- 『熊本県議会史』第八卷(熊本県議会、二〇一七年)
- 『熊本県議会史』第九卷(熊本県議会、二〇二二年)
- 『熊本市戦後教育史』通史編Ⅰ(熊本市教育委員会編、発行、一九九四年)
- 『熊本県総合計画 ゆたかさ多彩』生活創造「くまもと」(熊本県、一九九三年)
- 『熊本日日新聞』(平13・3・29、平13・4・14)
- 『熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書』熊本県「無らい県運動」検証委員会編集、発行、二〇一四年一〇月)
- 熊本県HPより、熊本県議会会議録「平成一三年六月定例会」(六月一三日〇二号) ([[https://spk.kangiroku.net/tenant/pref.kumamoto/MinuteView.html?council\\_id=73&schedule\\_id=5&minute\\_id=17&is\\_search=true](https://spk.kangiroku.net/tenant/pref.kumamoto/MinuteView.html?council_id=73&schedule_id=5&minute_id=17&is_search=true)]、二〇一四年三月四日取得)
- 『県政タイムトラベル』(広報課、二〇〇三年)
- 鈴木よう子「社会福祉法人聖母会 待労院診療所114年の歴史に幕を閉じる」(『ふれあい福祉だより』第一〇号、二〇一三年)
- 『総括明日へのシナリオ100のターゲット』(熊本県編集、発行、一九九一年)
- 『八〇年代熊本県総合計画』(熊本県、一九八一年)
- 「ハンセン病問題を正しく理解しましょう」(熊本県、二〇二四年三月)
- 厚生労働省HPより「わたしたちにできること〜ハンセン病を知り、差別や偏見をなくしよう〜」([<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5/histry.html>]、二〇一四年四月一日取得)
- 国立療養所菊池恵楓園HPより「ハンセン病とは」([[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/hansen/keifuen/hansentohah.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/hansen/keifuen/hansentohah.html)]、二〇二四年四月一日取得)
- 国立療養所菊池恵楓園HPより「熊本とハンセン病の歴史」([[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/hansen/keifuen/hansen.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/keifuen/hansen.html)]、二〇二四年四月一日取得)

日弁連法務研究財団HPより「第四 19953年の『らい予防法』—強制隔離の強化拡大の理由と責任— 第3 藤本事  
件の真相」『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』( <https://www.jil.or.jp/assets/work/pdf/houkokoku/saisyuu/4.pdf> )、二〇二四年四月一日取得)

## II 川辺川ダム建設に関すること

### 第1節 はじめに

本節では、五木村が国営川辺川ダム建設事業の計画を受け入れ、ダム建設を前提とした村づくりを進める中で、球磨川の漁業補償や土地改良事業をめぐるダム反対運動が展開し、最終的に平成二〇(二〇〇八)年九月定例会において蒲島郁夫知事が、民意はダムによらない治水を望んでいるとして、ダム建設を白紙とする意思を表明するまでについて述べる。

### 第2節 福島県政までの動き

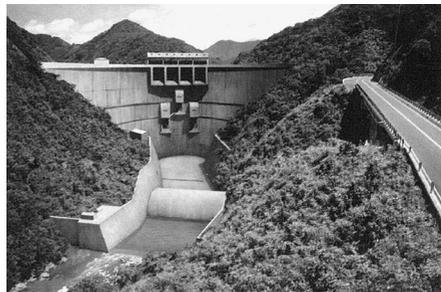
建設省は、昭和四一(一九六六)年七月三日に川辺川ダム計画を発表した。そのきっかけとなったのは、昭和三八年、三九年、四〇年と三年連続で球磨地方を襲った豪雨である。県議会は昭和四〇年七月定例会で川辺川にダムを築堤し、同水系の防災措置を講じるよう国に要望する内容の意見書を採用した。建設省も昭和四一年四月に「球磨川水系工事実施基本計画」を策定し、この中で計画高水流量を先の昭和四〇(一九六五)年七月の洪水量として、ダムによる治水対策を計画したのである。

本計画が策定される前から、地元でダムを造ることを反対していた五木村では、ダムを受け入れて村を振興

する建設推進派と反対派に分かれて対立が激化、法廷闘争まで発展した。長い闘争の末、五木村がダム計画に伴う立村計画を承認したのは平成元（一九八九）年七月のことであった。この間、村では水没世帯の半数近くが離村し、村の人口は減少した。平成八年六月には「ルネッサンソン計画（子守唄の里づくり）」と名付けた立村計画を立て、水没地を核とした従来の計画から、非水没地を含めた村全体の振興計画に比重を移して村づくりに努めることになる。

建設省は平成七年九月、同省など国が進めている全国一一か所のダムを対象とした計画の見直しの一環として、「川辺川ダム事業審議委員会」を設置した。これは大規模公共事業について、事業の目的や内容等について、社会経済状況の変化に即応して、総合的に評価を行うおうとするもので、五木村からは村長と村議会議長が参加した。九回にわたる委員会審議を経て、平成八年八月一〇日に「川辺川ダム事業は継続して実施することが妥当」であると答申した。福島譲二知事も平成九年六月定例会の中で、「五木村、相良村をはじめ川辺川流域においては、代替地およびダム本体の一日も早い完成とダム湖周辺整備の推進を望まれ、新しい村づくりに期待を寄せられています」と述べている。また平成一〇年三月定例会では、ダム建設に関する基本計画の変更（土地改良事業対象の農地面積縮小、総事業費の増加、工期を平成二〇年度までとする延伸）に対して、同意する旨の意見書を採択した。このようにこの時点では県の方針としてダム建設を容認し、早期建設を求める姿勢をとっている。

建設省は、こうした県の後押しを受けて、平成一一年度後半にも本体着工に入る考えを示すとともに、平成一〇年四月には建設省川辺川工事事務所から、ダム上流の水を下流に迂回させる清水バイパス案が出され、その年の暮れには農水省が国営川辺川総合改良事業に平成一一年度からの本格着手の方針を固めるなど、国は着々と



川辺川ダム建設完成予想図  
(H18.8 国土交通省川辺川ダム砂防事務所  
パンフレットより)

ダム建設に向けての意向を打ち出していくのである。しかし、国の思惑とは逆に、球磨川流域、あるいは県内各地、さらに全国から巨大な土木公共事業に対する疑念の声が挙げられ、ついにはダム建設反対の闘争へと発展していく。

福島知事在任中は、川辺川ダム建設については、一貫して球磨川流域の地元市町村も要望していることを認識して建設促進に取り組んできたが、平成一二年二月に福島知事が急逝。当時の潮谷義子副知事が知事に就任すると、事業目的の妥当性や環境問題等についてさまざまな意見が出されていたことを受けて、中立の立場で国と地元住民との調整役に回る姿勢に転換した。そうした中で、ダム建設事業に大きな影響を与える漁業補償の問題と利水訴訟が起きたのである。

### 第3節 漁業補償の問題

これまでアユ漁等への影響を懸念して川辺川ダム建設に反対してきた球磨川漁協は、平成一一年八月一〇日の臨時総代会で建設省など「関係機関」との話し合いに踏み切ることを決定した。ただし、これまでのダム反対の方針は崩さない姿勢をとり、川辺川ダム対策委員会を設置した。当初は建設省など行政機関と話し合うとの提案が出されたが、それではすべてがダム建設促進の立場であるため、あえて「関係機関」とすることで、ダム反対の市民団体や学識経験者、ダムで被害を受けた全国の漁師等も話し合いの対象に含まれ、ダム反対の主張も強化できると考えた（『熊本日日新聞』平11・8・12）。これに対して、ダム推進派の組合員は「ダム対策委員会が設置されれば、建設省との窓口は確保される。さらに対策委員会の出した結論は、組合内の世論に大きな影響を与える。規約によると委員の構成は話し合い路線に賛同している下球磨部会の委員が半数を占めることになれば、一気に反対派を押し切ることもできる」と考えた（『熊本日日新聞』平11・8・13）。以上のように、この頃から推進派と反対派の激しい闘争が展開する。

翌年の平成一二年九月一日の同漁協臨時総代会でダム推進派が多数派となり、これを機に川辺川対策委員会から、関係機関との交渉すべてを委託された独立機関として位置づけられた漁業補償委員会へと転換した。さらに同月二十九日には同漁協臨時総代会で新役員が承認され、新役員にダム推進派が多数を占めることとなった。一方で、その年の八月に行った同漁協組合員に対するアンケートでは、ダム反対が過半数に上り、推進派と反対派の対立が一層鮮明となった。反対派は先の臨時総会で議決した事項を取り消すため、新執行部に臨時総会の開催を求めたが、応じなかったため、県は総会開催と総会前の補償問題審議の先送りを指導した（『熊本日日新聞』平13・2・27）。

県の再三の勧告や指導にもかかわらず、水産業協同組合法で定める最高議決機関の総会を開かず、新執行部は総代会を翌年の平成一三年二月二十八日に人吉市で開催した。地元紙は「補償交渉は漁業権の消滅等を前提としている。組合員の切実な声に対して耳を傾け、論議を尽くすためには総会を開くのが先決ではなかったか」と報じた（『熊本日日新聞』平13・3・1）。総代会（一〇〇人）は、午後から川辺川ダム関連の「球磨川水系の共同漁業権の一部削減・制限と漁業補償契約の締結、補償金額一六億五、〇〇〇万円」と「補償金」配分委員会に関する規約・規定の制定」の二議案を審議した。午後四時に審議を打ち切り、議長を除く総代九九人（うち委任状提出一人）による補償契約締結議案の投票を行い、賛成五九、反対四〇で「漁業権の得失」は必要な三分の二以上の同意に達せず、否決となった。また配分委員会の規約・規定議案も廃案となった（『熊本日日新聞』平13・3・1）。地元紙は、「これまで球磨川漁協の内部対立や混乱を招いた原因はどこにあるのだろうか。ダム建設事業は昨年一二月、年度内着工に向けて土地収用法に基づく事業認定を受けた。国土交通省は強制収用をちらつかせながら、漁協執行部を追い込んだ図式が浮かび上がってこよう。こうした強権的とも映るやり方が、執行部に総会を拒否し総代会を急がせ、ひいては総代の反感を呼んだとも言えるのではないか」と国の姿勢を批判している（『熊本日日新聞』同上）。

総代会で補償案が否決されたことを受けて、国交省は再度球磨川漁協と交渉することを決定し、同年六月八

日に同漁協に交渉再開を正式に要請。漁協理事会も再交渉への手続きに入ることを決めた（『熊本日日新聞』平13・6・9）。こうした国交省と漁協執行部の交渉再開の動きに対して、ダム反対派の組合員らは二月の総代会での補償案否決は確定しているとして強く抗議した。

同年一〇月四日、同漁協は八代市麦島東町の同漁協事務所で再開後三回目となる国交省との交渉を行った。同省は新たに市房ダムの管理を県から国に移管する、ダム堆積物の定期的撤去、漁場維持のための球磨川水系の砂利採集を禁止とするなどの項目を追加した。約一六億五、〇〇〇万円の補償金額については上積みを求めたものの、同省側から、補償基準に基づき適正に算出しており変更は難しいとの説明があった（『熊本日日新聞』平13・10・5）。同月一二日、人吉市の旅館で行った四回目の交渉で、同漁協理事会は国交省からの補償案の受け入れを決定（『熊本日日新聞』平13・10・13）。そして一月中旬に新たな漁業補償案等を審議する臨時総会を開催することを明らかにした。

平成一三年一月二八日、球磨川漁協は人吉市で臨時総会を開催すると、総会には組合員一、八一二人のうち一、五〇五人（本人六八七人、委任状四四人、書面議決書七六三人、代理一人）が出席した。議案の採決では、不在者投票に当たる書面議決書の効力確認等に手間取り、補償契約案の審議に入ったのは午後一〇時過ぎとなった。投票は翌二九日未明に行い、補償契約案は賛成八〇二票、反対六二〇票、無効六票で、過半数を超えたものの、特別決議に必要な三分の二以上の同意に達せず否決された。投票結果を受けて、潮谷知事は記者会見で、「治水上、ダムが最善であるとの国交省の信念が総会で否定された。もう一度住民にわかりやすく説明する責務が出てくるのではないか」と述べている（『熊本日日新聞』平13・11・29）。

国交省は、総代会、総会と続いて否決されたことで、その年の一二月に土地収用法に基づき、球磨川漁協の共同漁業権等を強制収用する裁決を県の収用委員会に申請することを決定した。国直轄のダム事業で漁業権の消滅を伴う収用裁決の申請は全国で初めてのことであった（『熊本日日新聞』平13・12・11）。申請を受理した県収用委員会（塚本侃会長）は直ちに年が明けた平成一四年二月から審理に入った。川辺川ダムに絡む収用案件は大別

して、球磨川の漁業権、球磨郡五木村の土地、同郡相良村の土地の三つである。同委員会ではこのうち漁業権と漁業補償額について集中して議論したが、議論がかみ合わず、この年は審理を終結することはできなかった。

翌平成一五年五月、川辺川利水訴訟で農水省の敗訴が確定すると、塚本会長は「ダム計画に著しい変更が生じたと収用委員会が判断した場合は、土地収用法に定める却下裁決もありうる」と述べ、「今後の国交省の対応が見えないと、どう審理を進めていくかについても判断できない」とし、同省に一定の方向性を示すよう求めた(『熊本日新聞』平15・5・27)。そして五か月後の一〇月二七日、県収用委員会は「却下要件はない」としながら、川辺川利水事業見直しまで審理を中断することを決断した。審理中断について、球磨郡五木村の西村久徳村長は「利水事業の問題があるだけに現時点ではやむを得ない」と冷静に受け止めながら、「本体着工が遅れるにしても、村民の生活再建を急いでほしい」と強調した(『熊本日新聞』平15・10・28)。

その二年後の平成一七年八月二九日、県収用委員会は国交省に新利水計画が固まらないため収用審理が長期化しているとして、収用裁決申請を取り下げよう勧告した。同年九月一五日、同省はこの勧告を受け入れ、ここで現行のダム計画はいったん白紙に戻ることとなった(『熊本日新聞』平17・9・15)。

#### 第4節 土地改良事業と利水訴訟

国営川辺川総合土地改良事業計画は昭和二九(一九五四)年の電源開発会社による相良ダム構想に端を発している。このとき当時の相良村長の提唱により球磨川北部土地改良促進期成会が相良村、錦町、深田村の三か町村によって結成され、直接的な動きが開始された。その趣旨は高原台地(みづはら)に川辺川から水を揚げ、一、七〇〇haの開田を実現しようとするものであった。昭和四一年に建設省が川辺川ダム建設の発表を行うと、同期成会の活動は土地改良事業を国営レベルに昇格させようと、事業対象面積規模を三、〇〇〇ha以上にすべく、まず人吉市と山江村を加え、翌年には球磨北部利水事業促進協議会を発足させる。ついで、多良木町と須恵村も巻き込み、面積

規模を三、五九〇haにまで拡大させたのである。ここで後の六市町村の枠組みが完成する。昭和四三年には川辺川利水事業対策協議会を組織する。併せて建設省は、従来のダム計画を治水ダムから多目的ダムに変更した。翌年には農水省が直轄調査に着手するに至る。そして昭和五八年に国営川辺川総合土地改良事業計画が策定され、同年度に川辺川農業利水事業所が開設。翌昭和五九年に告示され、事業が開始された。

当初の計画から計画決定・事業開始に至るあいだ、地域の状況は大きく変化した。まず国の米の生産調整が進み、減反率が拡大の一途を辿っていたこと。また当初構想の高原台地では水のない条件を克服するお茶の生産や畜産が開始され定着し始めたこと。さらに相良村の柳瀬西溝係り、川村飛行場水路係りを中心に、計画対象地域とされた川辺川係りの農家には既存の水利施設、水利権に裏づけられた比較的安定した水が存在していたこと。

こうした地域農業の変化の中で、農水省は、平成六年二月に土地改良事業の計画を変更した。変更内容は受益面積を三、五九〇haから三、〇一〇haに縮小、工期を平成一三年までに延期するというものだった。この事業計画の変更に疑念を抱いた対象農家らがその年の暮れに、「事業は後継者難や価格低迷に悩む農家の負担能力を度外視している。県営や団体営等の付帯事業も同時に実施されるのに、それを含めた農家負担は明らかにされていない。受益農家からの同意取得にも問題がある」などとして、熊本市の九州農政局を訪れ、農水相宛てに事業計画の異議申立書を提出した（『熊本日日新聞』平6・12・20）。これに対して、農水相は平成八年四月、同意取得の際、説明は十分に行われており、虚偽の言動、強要による同意取得の事実はない、農家の負担については変更計画とは別問題であるとして申し立てを棄却した（『熊本日日新聞』平8・4・4）。

この棄却処分に対して、申し立てを棄却された農家代表らが、農家の疑問に真正面からこたえていないとして処分取り消しを求める行政訴訟を同年六月、熊本地裁に起こした。いわゆる川辺川利水訴訟の始まりである。しかし、平成一二年九月八日の熊本地裁で杉山正士裁判長は、一部の同意署名の取り方に瑕疵があったことを認めたとの、あらためて同意率を算出した上で、「三分の二以上の同意があり、農水省の棄却処分は違法はない」と原告農家らの訴えを棄却した。また異議申し立ての手続きも、「十分に陳述機会を与えており違反はない」と

した（『熊本日日新聞』平12・9・28）。原告農家らは直ちに判決を不服として、福岡高裁に控訴し、翌年には人吉・球磨地域の農家を一軒一軒訪ねて同意取得の聞き取り調査を執行した。

川辺川利水訴訟控訴審は平成一五年五月一六日、福岡高裁で行われた。最大の争点は国営川辺川土地改良事業（農業用排水事業、区画整理事業、農地造成事業）の変更に對し、土地改良法八七条の三第一項に定められた同法三条に規定する資格を有する者（三条資格者）の三分の二以上の同意が得られるか否かである。小林克己裁判長は変更計画のうち、農業用排水事業と区画整理事業に関する部分については、三条資格者の三分の二以上の同意という要件を充足していないとして、この二事業に関する部分において違法であり取り消すとした。地元紙は、原告の逆転勝訴で、今後のダム事業にも大きく影響しそうだと報じた（『熊本日日新聞』平15・5・16、平15・5・17）。

これを受けて、亀井善之農相は「結果として国の対応に問題点があったことは認める」として、上告を断念（平成一五年五月一九日）。一方で「地域の農業者がダムの水を利用することは重要だと思ふ。土地改良事業は進めていく。関係者と協議して決める」と述べ、ダムを水源とする利水事業自体を断念したわけではないとの意向を示し、新たな利水計画を打ち出す方針に転じた（『熊本日日新聞』平15・5・20）。

二審判決後、直ちに農水省は新たな土地改良事業計画を策定すべく、利水訴訟原告団および地元自治体と協議に入った。同省は平成一六年二月に、川辺川ダムを水源とする案、川辺川下流にポンプを設置する案、川辺川上流に堰をつくる案を公表、その後、中小河川や調整池をつくって引水する案も提示したが、ダム建設反対や水代が高いこと、通水時期の問題で話が折り合わない状態が続いた。県議会農林水産常任委員会も新計画の早期策定を求める請願を採択したが、状況は変わらなかった。

県は、このままでは計画案の絞り込みは困難と判断して、同年三月、安価で早期の給水という条件を考慮して、川辺川下流の六藤堰とダム建設予定地の間に新たな堰を設置し、高低差とポンプを利用する案を公表した。しかし、自民党の議員らがこの案は地元市町村に説明がなされていないとして猛烈に批判。福永浩介人吉市長も県か

らの説明を断るなど打開の道を開くことはできなかつた。

結局、県議会の川辺川問題特別委員会が農水省に再度、新たな水源案を求めることとなり、同年五月、同省は新水源案として、チッソの既存の水力発電用の水路を使って給水する案を提示した。この案に対して、地元自治体はおおむね賛同の意を示したが、相良村の矢上雅義村長は、平成一八年七月三十一日にダム建設を前提としているとして、事業を辞退する意向を示した。最大の受益地である相良村の辞退により事業は一旦休止するという状況になったが、平成二〇年三月の統一地方選挙で中立の立場をとる徳田正臣氏が当選すると、新計画策定に向けて再開することに合意。ようやく計画策定への道筋が開かれることになった。農水省による事業計画の変更から約一五年の歳月が経過。この間、農村はさらに変化し、土地改良事業の面積はさらに縮小されていくのである。

## 第5節 住民討論集会と流域市町村の変化

### 1 住民討論集会

川辺川ダム建設をめぐる住民討論集会は、平成一三年の二度にわたる球磨川漁協による漁業補償交渉の受け入れ拒否を受けて、潮谷知事が「国交省はダム建設の説明を十分に説明する責務が出てくる」と発言したことがきっかけとなり、実現した。これは、専門家を自負する国交省の一方的な進行にまかせるのではなく、住民を交えた協議によって住民の意見をよりよく反映させるように図られたことで、全国でも類を見ない画期的なことであった。集会は、平成一三年一二月九日の第一回（球磨郡相良村開催）を皮切りとして、平成一五年一二月一四日の第九回（県庁開催）まで行われた。開催形式は、国や専門家による討論形式を採用。ダム建設の賛否両派に徹底した議論を求めた。主なテーマとなった治水問題では、川の流れる最大流量となる基本高水流量が争点となった。国交省は八〇年に一度の洪水時のピーク流量は人吉市で毎秒七、〇〇〇トンと推定し、被害を防ぐには、市房ダムと川辺川ダムで流量をカットすることが有効であると主張した。これに対し、市民団体側は、ピーク流量は毎

秒五、五〇〇トンと推定、森林の保水機能を生かして、川床掘削や堤防強化により、ダムを造らずとも流量を抑えることができる」と反論した。両者とも基本高水流量の数値はゆずれないとして議論するため、回を重ねても平行線をたどった。

第六回からは、環境問題がテーマとなり、水質、アユ等の魚類、希少生物への影響について議論された。国交省は、ダムによる水質悪化を防ぐため、澄んだ水を選んで下流に流す選択取水設備、ダム上流の水を下流に迂回させる清水バイパスを設けると説明。ダム完成前後では「河川の水質、流量は大きく変化しない」と述べた。これに対し、市民団体側はダム湖の中ではプランクトンの増殖で富栄養化が進み、低層では酸素不足となり、ヒ素が堆積するなどの水質悪化が懸念されると指摘。ダム下流では水温変化や水の流出、栄養塩の減少が続き、アユ等の生態に悪影響を及ぼすと反論した（『熊本日日新聞』平15・2・17）。

この二年間に及ぶ討論集会は、治水、環境問題ともに意見が集約されることはなかったが、この間、住民や市民団体は治水等の専門的学習の機会を得ることができた。またダム推進派の自民党議員らも、ダム反対派の市民研究グループが提案した治水代替案を検証し、「非現実的で妥当な選択肢たり得ない」とする報告書をまとめている（『熊本日日新聞』平14・9・20）。国交省にとってはもどかしい時期であったかもしれないが、無駄な二年間ではなかったと言える。

なお、この間の潮谷知事のダム問題に対する対応について、平成一八年九月議会代表質問で船田直大議員（自民党）から、決断を求められた知事は、漁業補償交渉の二度にわたる否決、利水事業の国側敗訴、収用裁決申請の取り下げなど、ダム本体着工を巡る補的要件が整っていないこと、住民討論集会においても県民の意見の一致が見られないこと等を挙げ、ダム建設問題に対する決断を先送りする姿勢を堅持した。

結局、平成一八年九月六日に、川辺川ダム建設予定地を含む球磨川流域の長期治水方針「河川整備基本方針」を策定する国交省の検討小委員会は、基本方針の根幹となる人吉地点の最大流量・基本高水流量を現行の治水計画と同じ毎秒七、〇〇〇トンに決めた。さらに、翌平成一九年五月一日には国土交通大臣が「球磨川水系河川

整備基本方針」を公示し、球磨川水系の治水の基本的な枠組みは整備されていった。

## 2 流域市町村の変化

平成一三年二月二〇日に、長野県議会で田中康夫知事が「長期的な視点に立てば、日本の背骨に位置し、多くの水源を擁する長野県においてはできる限り、コンクリートのダムを造るべきではない」と、「脱ダム宣言」をしたことはよく知られている。彼のトップダウン方式の政治手法は他県の知事から同調されることはなかったが、人気作家でもある田中知事の宣言はダムをはじめとする大型公共事業の必要性について今一度見直す機会を与えた。当時、利水訴訟や漁業補償の問題で揺れていた本県では、市民団体の運動もあり、一般市民の関心がより深まったといえる。

こうした中、平成一四年四月の八代市長選では、当選した元県議の中島隆利氏が川辺川ダム反対を打ち出し、川辺川ダム建設促進協議会から離脱した。八代市の平成一七年九月の市長選で、ダム推進派の坂田孝志氏が当選するが、四年後の平成二一年八月には、再びダム反対派の福島和敏氏が当選している。

ダム建設予定地となっている球磨郡相良村では、平成二〇年三月二三日、矢上雅義元村長の知事選出馬に伴う村長選挙の結果、ダム建設には中立の立場を示す徳田正臣氏が当選。前議長が辞退した土地改良事業の計画策定作業を開始した。しかし、ダム建設促進協議会の場ではダム事業の促進を国と県に求める決議の裁決を棄権するなど一貫して中立を堅持した。そして、同年八月二十九日、ついに徳田村長は「ダムは容認しがたい」と述べ、ダム反対の意向を表明した。また自然環境等への影響に言及し、「ダムは決定的に川を死なせてしまう。観光面でもダムがないほうがプラスで、人吉球磨の地域づくりにとってこれ以上ダムはいらない」と明言した（『熊本日日新聞』平20・8・30）。

ダム建設最大の受益地となる人吉市では、相良村長選の前年となる平成一九年四月二二日、市長選が行われ、中立の立場をとる田中信孝氏が当選した。人吉市では長年ダム推進派の首長が市政を担ってきたが、ここにき

て中立を表明する市長が誕生したことは、市政に対する住民の変化を表している。そして、この田中市長も、徳田村長に続いて、平成二〇年九月一日に、「ダム計画そのものを白紙撤回すべき」と表明する。同市長は「昭和四〇年の水害体験者の多くは市房ダムの放流が重なり被害が起きたと、ダムによる治水に大変な危惧を抱いている」と強調し、新聞の世論調査や市の公聴会の結果等を列挙して、「ダムに疑問を持つ市民の方が多い」と結論づけた（『熊本日日新聞』平20・9・2）。

相良村と人吉市のリーダーが反対表明したことは近隣の町村にも影響を与え、森本完一錦町長は「ダムと直接の利害関係がある自治体の首長の判断は重い」として「支持」を表明。愛甲一典あさぎり町長も「人吉球磨の活性化のため、球磨川の清流を残したい」と述べ、反対表明した両首長の決断を支持した。さらに、内山慶治山江村長も「治水に利害関係のある自治体の意見に相違が出たため、推進と言えなくなった」として、中立の立場にかじを切っている（『熊本日日新聞』平20・9・4）。

## 第6節 蒲島知事の意見表明

平成二〇年三月の熊本県知事選挙は、五人の候補が争った結果、唯一川辺川ダム建設に中立の姿勢を示した蒲島郁夫氏が自民党の支持を得て当選した。蒲島氏以外は全員ダム反対を表明していた。蒲島知事は就任後、ダム問題について中立的で科学的な結論を出せるような第三者機関となる有識者会議を設けた。これは河川工学だけでなく行政学・気象学・森林生態学など幅広い分野の研究者で構成され、座長は東京大公共政策大学院長の金本良嗣氏が務めた。会合は同年五月から八月まで計八回行われ、七月中旬には現地調査も実施している。同会議では、最終的に、川辺川ダムを球磨川流域の抜本的な洪水対策の最有力選択肢と位置付ける、一方で建設には環境への影響軽減を求めるという趣旨の報告書を提出した（『熊本日日新聞』平20・9・2）。

蒲島知事は、公約通り、九月一日の九月定例会冒頭で多くのマスコミが注目する中、「有識者会議が出した

結論を尊重しながらも、現行計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と建設反対を表明した。知事は、ダム事業の根拠となってきた「流域住民の生命・財産を守る」観点をとらえ、対象は建物など個人・公共財産ばかりでなく、「球磨川そのものが、守るべき宝」と指摘。ダムによる治水の最大受益地である人吉市長が白紙撤回を求めた見解を踏まえ、「全国一律の価値基準でなく、地域独自の価値観を尊重することが幸福量の増大につながる」と提起した。その上で、「過去の民意は、ダムによる治水を望んだが、現在の民意は、球磨川を守っていくことを選択していると思う」と述べた。ダムに代わる治水策としては、市街地でのより高い安全対策、地点ごとの個別具体的な川底掘削、既存の考え方にとられない遊水地等を例示し、国交省に極限まで追求するよう促した（『熊本日日新聞』平20・9・11）。熊本日日新聞社と熊本放送（RKK）の県内有権者を対象とした緊急電話世論調査では、知事の決断に対しては「支持する」が八五・〇％に上り、球磨川流域に限っても八二・五％が支持、一方、「支持しない」は一〇・八％（流域は一三・九％）にとどまるなど、知事判断の根拠となった「現在の民意」を裏付ける調査結果となった（『熊本日日新聞』平20・9・15）。

知事の意見表明に対し、ダム推進派の議員から、九月定例会の一般質問で、「ダムに代わる治水対策案が明確に示されていない」「近年鹿児島や宮崎で、これまで経験したことがない洪水が発生している。いつ球磨川水系に大きな雨が降るかは人知の及ぶところではない」などの意見があった。

さらに、同定例会では、「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書が自民党、公明党の三議員から提出された。この意見書は、今回の知事の白紙撤回を評価しつつも、「ダムによらない治水対策」について実現できるか県議会として判断できないとして、



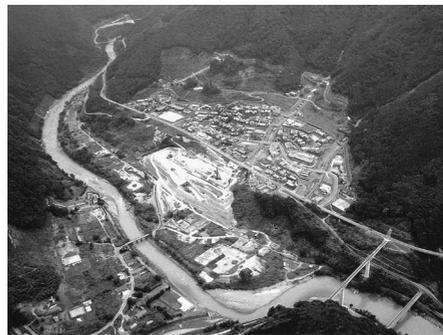
9月定例会において、  
蒲島知事が川辺川ダム白紙撤回を表明  
(H20.9.11)

〈写真提供：熊本日日新聞社〉

国に最大限の治水対策を求めるものである。これに対して「ダムによらない治水対策という知事表明を尊重せず、具体的代替案を示さないまま国に対応を求めるのは、知事表明を批判している」代替案を示さないままのダムによらない治水対策が実現可能なのか、県議会としては判断できない状況として、代替案を示せないならダム建設しかないことを含んでいる」など、ダムによる治水案も選択肢の一つとする内容を含んでいることから、ダム反対派の議員から反対討論があつたが、賛成者多数で可決された。

なお、ダム問題で翻弄されてきた五木村の振興について、蒲島知事は全力で取り組む決意を同月の県議会で、馬場成志議員（自民党）の一般質問において次のように表明している。「白紙撤回の判断に当たり、最も悩み、苦しんだのが、半世紀にわたりダム問題に翻弄されてきた五木村の住民の気持ちにどうかたえるかであった。（中略）五木村の振興については、私自身が先頭に立ち、新たな振興計画策定に取り組むと強く決意をした。そのために、全庁的組織の五木村振興推進対策本部を立ち上げ、振興計画の策定に当たっては、まずは五木村の人たちの意見を十分に聞いた上で、農林業や観光の振興など、直接所得向上や雇用の拡大に結びつく取り組みとともに、五木村の人口の構成、その特性を生かした新たな取り組みを盛り込めるように、今後具体的に検討を行う。」

さらに、県議会においても、川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興を県政の重要課題と位置づけ、その推進を図るため「熊本県五木村振興推進条例」の制定について、平成二〇年一二月議会で議員提出議案として提出し、全会一致をもって可決した。この条例では、県は、五木村振興計画を策定し、財政上の措置を講ずるとともに、国へ提案、要請を行うことを明記している。



頭地代替地造成工事の状況  
(H18.8 国土交通省川辺川ダム砂防事務所  
パンフレットより)

## 第7節 おわりに

蒲島知事の川辺川ダム白紙撤回表明後、国と県は「ダムによらない治水を検討する場」を設けることに合意し、流域一二市町村も交えて協議を始めた。しかし、初会合では、全国的に先例のない協議の方向付けや意義をめぐり、冒頭から意見がすれ違った（『熊本日日新聞』平21・1・14）。結局、議論は平行線のまま、抜本的な解決策は講じられることなく、時間だけが過ぎていった。

その後、平成二十二年二月定例県議会において、五木村振興基金条例（三月六日公布・施行）が決定し、二億円を積み立てる補正予算を議決した。また、民主党政権に代わった国は平成二十一年九月一七日、前原誠司国土交通大臣は、川辺川ダム建設の中止を表明し、国、県、流域市町村の意見は、ダム建設中止でまとまった。なお、国交相の発言に対しては、同月の県議会において、「国土交通大臣の川辺川ダム建設中止発言に関する意見書」を採択し、①国土交通大臣の責任において早急に治水対策を提示すること、②五木村の再建については、国土交通大臣の責任において中断することなく着実に推進することを国に求めていくこととした。

このように当期間においては、賛否意見が渦巻いていた川辺川ダム建設を中止し、ダムによらない治水対策を検討・実施すること、引き続き五木村の振興に取り組むこととなったのである。

### 【参考文献】

（川辺川ダム建設問題）

編集委員会『脱ダムへの道のり こうして住民は川辺川ダムを止めた！』熊本出版文化会館、平成二十二年

熊本日日新聞取材班『脱ダム』のゆくえ 川辺川ダムは問う』角川学芸出版、平成二十二年

熊本県『熊本県議会史 第九卷』令和三年

### Ⅲ 水俣病に関する問題

平成一一（一九九九）年四月～平成二三年三月という時期は、水俣病公式確認五〇年の平成一八年を介して、前七年間、後五年間に該当する。その間には、平成一二年二月の「平成一二年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」（県債方式の見直し）の閣議了解、平成一六年一〇月一五日の水俣病関西訴訟最高裁判決、平成二一年七月八日の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「水俣特措法」）の成立、平成二二年五月一日の水俣病犠牲者慰霊式への鳩山由紀夫首相の出席と、外交会議の水俣誘致表明、平成二三年三月二五日の「ノーモア・ミナマタ訴訟」での和解があった。

一方、水俣病への偏見を因子として、差別発言や不適切対応などが表に出ることもあった。これらが、社会問題の一つとして取り上げられることも生じ、その根深さも露呈していた。

そこで、本項では、当該期間で起きた出来事を踏まえ、差別等事例、裁判、被害者救済とチツソ支援、教訓の項目に分けて、整理したい。

#### 第1節 差別等事例

熊本県は、平成九年七月一七日、水俣湾の魚介類調査結果で、国の暫定的規制値を三年連続下回ると発表した。福島讓二知事は、二九日に「昭和四九年一月に設置した仕切網については、水俣湾の魚介類が安全であり、今後とも魚介類の安全性が損なわれる可能性はなく、さらにそのことについては、大方の県民の理解も得られているものと判断し、撤去することとした。」と安全宣言を行い、八月から仕切網撤去工事を始めることを明らかにした。昭和四九（一九七四）年の仕切り網設置から、四半世紀後のことだった。そして、一〇月一五日、水俣市漁業協同組合は、水俣湾での操業を再開した。

ところが、こうした喜ばしい操業再開の事実に対して、冷や水を浴びせることが平成一年五月二十七日に起きていた。それは、読売テレビ放送株式会社が制作したテレビの料理番組で、極早生タマネギが取り上げられた際に、産地名に水俣市を省略して「熊本県袋神川」と表示されたことだった。これを『西日本新聞』(平11・6・8)が問題視し、吉井正澄市長の「水俣だからこそ安全にこだわった農産物作りをしているのに、水俣を隠しているような印象を与えた。これは、善意の差別。考え直して欲しい。」とのコメントを載せて報道した。これは、水俣市議会でも問題となり、『熊本日日新聞』(平11・6・6)の「『水俣』表示してほしかった 料理番組で産地名省略 吉井市長遺憾の意」の記事となって、さらに県内に周知されることになった。

平成一二年一〇月上旬に、水俣市役所の男性課長が長崎県の中学校の修学旅行の引率教諭に、「漁の人たちが、弱った魚を食べたため犠牲になった」などと説明し、その場に居合わせた水俣病語り部の女性から抗議を受けた事件が発生した。これは、『熊本日日新聞』(平12・12・16)が伝えたもので、記事によると、抗議を受けた課長は、「水俣病について十分理解せず、間違った発言をしてしまった。被害者への差別意識はなかった。後日、女性に謝りに行ったが許してもらえず、文書で謝罪した。」とし、教諭にも認識不足を後日伝えたという。

平成一二年七月一八日の行政不服審査手続き中に、認定申請者が水俣病申請書類職業欄に「ブラブラ」の記載があることを指摘。その場で、県の担当課長に強く抗議し、それが三〇年ほど前から恒常的に行われていたことも判明した。これを受けて、県の環境生活部長が「大変不適切だった。関係者の不快感、嫌悪感を与えたばかりか、失礼な表現だった」と謝罪することになった(『西日本新聞』平12・8・4)。また、潮谷義子知事も、八月一六日に抗議した申請者に直接謝罪し、「ごめんなさい、では済まされない重いものを感じている。人間としてのまなざし、これが自分だったらとの人権感覚を忘れてはならない。」とコメントした。そして、その「ブラブラ」「ゴロゴロ」の記載が関係書類の五五%にみられたことも九月一二日に県が公表。平成一三年六月五日には、新たに「頭がいかれている」「ポー」としているなどの差別用語が一四九件書き込まれていたことも判明(『熊本日日新聞』平13・6・6)。これに対して、環境生活部長は患者団体に謝罪した。

不適切発言事件として、『朝日新聞』（平21・7・16）の「隠された水俣病」の中で、環境省の原徳寿環境保健部長が「不知火海沿岸では体調不良をすぐ水俣病に結び付ける傾向がある。」と発言したのが問題となった。これを報じた『熊本日日新聞』（平21・7・26）では、「原部長は二五日、水俣市を訪れ、被害者七団体に『皆さんに不快感や不信感を与え、心からおわびする。』と陳謝した」ことが書かれていたが、「団体側は納得せず、『発言は患者への偏見・差別を助長するものだ。』『共通診断書を信用できないなどという環境省の担当者とは協議できない。』として原部長の辞任を求める声が相次いだ」という。

『熊本日日新聞』（平14・7・25）は、「インターネットホームページ上で（県議会の一筆者補記）会議録の検索などができるデータベースシステムの一部に、『水俣病』の同義語として『つまづき病』『よいよい病』などといった差別的な病名が定義されていることが二四日、水俣市の水俣病互助会（上村好男会長）など三団体の指摘で分かった」と報道した。これは、東京都のNTTアドバンステクノが開発した同義語辞書「Express Finder シソーラス辞書」を使ったもので、国会、熊本県議会のほか、国立国会図書館や全国一二府県、一六五市区、三三町村などでも同様の現象が起こっているという。これに関して、ソフト制作会社の社長が関係団体等に直接謝罪し、不適切用語、差別語のチェックと削除が行われた。

平成一五年六月一四日、一五日に熊本市のアクアドームくまもとで行われた県中学校水泳競技大会で、「出場した水俣市の中学生に別の学校の生徒が『水俣病が来た。』などと差別的な発言をしていたこと」が『熊本日日新聞』（平15・6・25）で報道された。また、平成二二年六月上旬には、芦北町で行われたサッカーの練習試合で、ほかの市の中学生が水俣市の男子中学生に「水俣病、触るな」と差別的な発言をした事件が発生した（『熊本日日新聞』（平22・7・15）、『朝日新聞』（平22・7・16）、『西日本新聞』（平22・7・17））。

これらの事件を通観しても、水俣病に対する差別意識の根深さが印象づけられる。

## 第2節 裁判

### 1 民事訴訟

平成一六年一〇月一五日、最高裁判所（以下「最高裁」という）は、水俣病関西訴訟で原告勝訴の判決を出した。この訴訟は、昭和五七年から六三年にかけて六次にわたり、一〇月二八日以降に、八代海沿岸で暮らし、その後関西方面に移住した患者とその遺族らが国、熊本県、チッソ株式会社（以下「チッソ」）を相手取って、損害賠償を求めて大阪地方裁判所（以下「地裁」という）に、提訴したもので、「水俣病関西訴訟」と呼ばれている。大阪地裁では、国と県の責任を否定する判決があり、大阪高等裁判所（以下「高裁」という）では行政責任を認める判決が下されていた。判決では、国には「公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律」に基づいて規制権限を行使しなかったこと、県には「旧熊本県漁業調整規則」に基づいて規制権限を行使しなかったことに、それぞれ行政責任があると認めた判決で、国の認定基準では認められなかった原告にもメチル水銀中毒症と認められるとした大阪高裁の判決を支持して、賠償を命じた。

これによって、法的救済や司法救済を求める人が急増したものの、国は認定基準を見直すことはなかった。そして、新たな訴訟が提起されていった。

まず、平成一七年一〇月三日、水俣病不知火患者会の先陣五〇人は、ノーモア・ミナマタに「二度と水俣病のような悲惨な公害を起こしてはならない」との思いを込め、国、県、チッソを相手取って、ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（第一次訴訟）を熊本地裁に起こした。その後、平成二一年二月二七日にノーモア・ミナマタ近畿訴訟が、平成二二年二月二三日にノーモア・ミナマタ東京訴訟が、それぞれ大阪、東京の地裁に提起された。結果は、三月一八日に、鳩山首相が熊本地裁の一時金二二〇万円、療養手当平均月一万五、〇〇〇円などの和解所見の受け入れを表明したことにより、平成二三年三月二四日に東京地裁（原告一九五人）で、二五日に熊本地裁（原告二、四九二人）で、二八日に大阪地裁（原告三〇六人）で和解が成立し、提訴は取り下げられた。

平成一九年一〇月一日には、水俣病被害者互助会の未認定患者九人は、国、県、チッソを相手取って、損害賠償を求める水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟を熊本地裁に起こした。判決は当該期間には出されなかったが、参考までにその結果だけを示しておく、令和四年三月一〇日の最高裁判決（上告棄却）で原告敗訴確定となった。

平成二二年七月二十九日、I氏は、チッソを相手取って、水俣病補償金請求訴訟を大阪地裁に提訴した。それは補償給付の権利を持っていることを確認し、慰謝料等の支払いを求めたもので、平成二二年九月三〇日に請求を棄却する、原告敗訴の判決が出された。その後、大阪高裁（平成二三年五月三一日）、最高裁（平成二五年七月二十九日）でも第一審原告の上告を棄却する判決が出されて結審した。

## 2 行政訴訟

水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟（M氏訴訟）は、M氏の棄却処分の取り消しと認定の義務付けを求めて、県と県知事を相手取り、平成一三年一二月に熊本地裁に提訴された訴訟だった。第一審は、平成二〇年一月二五日に取り消し請求を棄却し、義務付け請求を却下する判決が出され、原告はそれを不服として福岡高裁に控訴した。平成二四年二月二七日には福岡高裁で第一審判決を取り消し、平成二五年四月一六日には、最高裁判決が出され、県と知事の上告を棄却し、原告勝訴が確定した。

水俣病認定棄却処分取消等請求訴訟（F氏訴訟）は、F氏の裁決の取り消し（国）、棄却処分の取り消しと認定の義務付けを求めて、国と県を相手取り、平成一九年五月一六日に大阪地裁に提訴された訴訟だった。第一審は、平成二二年七月一六日に国への請求を却下し、県への請求を認容する判決が出され、被告は福岡高裁に控訴した。平成二四年四月一二日には大阪高裁で県への取り消し請求を棄却し、義務付け請求を却下し、平成二五年四月一六日には、最高裁が控訴審判決を破棄し、大阪高裁に差し戻した。そして、係争後に県が控訴を取り下げたため、第一審判決が確定した。

水俣病認定義務付け等請求訴訟（K氏訴訟）は、K氏の認定の義務付けと不作為の違法確認を求めて、県を手取り、平成一九年五月一八日に熊本地裁に提訴された訴訟だったが、係争後に、平成二三年七月六日、患者認定がなされたため、原告が訴えを取り下げ終結した。

水俣病生活保護廃止決定取消請求訴訟は、鹿児島県出水市を相手取って、平成二三年九月に鹿児島地裁に提訴された訴訟だった。第一審では、平成二七年に出水市への請求を棄却する判決があり、平成二八年一月一五日の福岡高裁宮崎支部で一審原告の控訴を棄却し、平成二八年九月一五日には同支部で一審原告の上告を棄却する判決で確定した。

### 第3節 被害者救済とチッソ支援

#### 1 水俣病被害者の救済

天池恭子氏によると、被害者の救済は、「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「公健法」）に基づく認定・救済「一九九五（平七）年の政治解決」「司法による救済」「行政救済」という、「救済対象や救済内容が異なる様々な制度が混在することで被害者が分断され、問題が一層複雑なものになっている」（天池二〇〇九）という。そこで、正確さを期すために、天池氏が整理した四つのカテゴリーごとに要点を抄録しておきたい。

「公健法に基づく認定・救済」―（前略）当事者の間に行政が立ち、問題の迅速かつ公正な解決を図ろうとするものである。／公健法の認定は、五二年判断条件を踏まえた公害健康被害認定審査会の判定に基づき、関係県知事等が行う。被認定患者は、公健法に基づく補償給付か原因企業との補償協定による直接補償を選択できる（略）。チッソとの補償協定の内容は、一時金一、六〇〇万〜一、八〇〇万円、終身特別調整手当、医療費、介護費、医療手当等（略）。

「一九九五（平成七）年の政治解決」―公健法の認定を棄却された者による訴訟など、長年の紛争の收拾を図

るため、与党三党（自民、社会、さきがけ）が最終的解決策として提示したものである。／原因企業は四肢末梢優位の感覚障害を有する者に一時金二六〇万円を支払い、国及び県は遺憾の意を表明して医療費、療養手当等を支給（中略）／なお、政治解決の対象者に対する医療費等の支給については、行政救済（総合対策事業の医療事業）としての医療手帳制度により行われている。

「司法による救済」一二〇〇四（平成一六）年一〇月、政治解決後も取り下げられることなく唯一継続された水俣病関西訴訟の最高裁判決では、規制権限（水質二法、県漁業調整規則）を適切に行使せず、（中略）国と熊本県に賠償責任が認められた。また、（中略）公健法の認定基準を満たさない一部の原告について、損害賠償（四〇〇万〜八〇〇万円）が認められている。（中略）／なお、損害賠償認容判決確定者は、行政救済として国から医療費（自己負担分）等の支給を実施している（略）。

「行政救済」一主として公健法の認定申請を棄却された者を中心に水俣病発生地域の住民に健康上の問題が存在し、大きな社会問題となってきたことから、一九九一（平三）年一二月の中央公害審議会の答申を受け、一九九二（平四）年六月から健康管理事業及び医療事業（約三年間申請受付）を内容とする総合対策事業が実施された。また、政治解決を受け、当初約三年間としていた総合対策事業の医療事業申請受付を一九九六（平八）年一月から約五か月間再開し、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に医療手帳を交付したほか、一定の神経症状を有する者には保健手帳を交付した。／二〇〇五（平一七）年四月（中略）「今後の水俣病対策について」（中略、内容は後述）／さらに、損害賠償認容判決確定者に医療費（自己負担分）等の支給を実施している。（以下略）

平成一六年一〇月一五日、最高裁は、水俣病関西訴訟で原告勝訴の判決を出した。これは、国と県には工場排水を止める義務を怠ったことを指弾し、最高裁として初めてその行政責任を認めたものだった。この判決以後、新たに法的救済や司法救済を求める者が急増する事態となり、平成一七年四月七日、環境省は、「規制権限の不行使により水俣病の拡大を防止できなかったことを真摯に反省し、国として、ここにすべての水俣病被害者に対

し謝罪の意を表する。／平成一八年に水俣病公式確認から五〇年という節目の年を迎えるに当たり、平成七年の政治解決や今般の最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等を行い、すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていけるようになるため」との前文を付して、「今後の水俣病対策について」を発表した。

その内容は、前文中の「医療対策等の一層の充実」で、「判決確定原告に対する医療費の支給」を行い、「総合対策医療事業の拡充」として、「保健手帳」では、「医療費（自己負担分）」について、一か月の給付上限額を廃止「はり・きゅう施術費及び温泉療養費について、利用回数制限（月五回）及び一回当たりの給付上限額（はり又はきゅう一回一、五〇〇円など）を廃止」とした。「医療手帳」では、「通院日数月二日以上となっている療養手当の支給要件を月一日以上に緩和」はり・きゅう施術費の利用回数制限（月五回）及び一回当たりの給付上限額（はり又はきゅう一回一、五〇〇円など）を廃止「温泉療養費を支給対象として追加」とした。次に「水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等」では、「水俣病問題に関する今後の取組」として、「水俣病被害者の団体等及び市町村からのヒアリングの結果等も踏まえ」、「高齢化対応のための保健福祉施策の充実」「水俣病被害者に対する社会活動支援等」「水俣病被害者の慰謝対策」「環境保全の観点等からの地域の再生・振興対策」「関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化」について検討するとした。

そして、それに基づき、「総合対策医療事業の給付内容の拡充」をその年の一二月受診分から行うこと、そのための「保健手帳」申請の受付を一〇月一三日から再開することが、九月二十九日に発表された。

他方、平成七年の政治解決で一時沈静化したかにみえた水俣病問題だったが、水俣病関西訴訟最高裁判決で、公健法の認定申請が急増し、損害賠償請求訴訟、認定申請棄却処分取消訴訟等が提訴されるなど、水俣病の解決の長期化が予想される事態となった。こうした状況を前に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム（座長・園田博之衆議院議員）は、平成一九年一〇月一八日、一つの政治的判断を明確にした。それは、「一時金については、救済の対象者を発症時期によって区別せず、一律に救済するなどの方針」を掲げて「芦北の会及び出水の会の両

団体と意見交換」(平成一九年一月二日『第七回熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録』)を行い、その結果を二六日に「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考え方」として取りまとめたものだった。その内容は、基本的な考え方は「平成七年の政治解決の救済策の対象者に準ずる者を救済するとの基本的な考え方を堅持するということ」、救済の対象者は「まず、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者」や「一定の期日までになされた公健法の認定申請をしている者及び保健手帳の交付を受けている者のうち、救済を求める者の申し出に応じましてそれらの方々の公的診断(中略)を行いまして、四肢末梢優位の感覚障害を有するというふうに判断された方々」(前掲『会議記録』)とされた。「給付の内容」は、「一時金を給付し、金額は一五〇万円」とし、「医療費等の自己負担分を給付する」、「療養等に関する手当を給付し、月額一万円とするというもの」だった。また、「新たな救済策の実施に伴う手帳制度の見直し」を行うこと、「司法において係争中の者を含め、救済を求めておられる方々の理解を最大限得るように努める」こと、費用の負担は、「原因企業でありますチッソ株式会社(中略)」ということになります。その後、事業部門と補償部門の分社化を前提にした救済策のチッソ受け入れを受けて、与党は、平成二一年三月一三日、「水俣病被害者救済とチッソ分社化に係る法案」を衆議院に提出した。

一方、被害者救済について検討していた民主党でも、その年の四月一七日、「全身性・乖離性かいりの感覚障害など、四肢末梢優位の感覚障害以外の症状を有する者にも対象を広げ、一時金三〇〇万円、医療費(自己負担分)、療養手当、特別療養手当月額一万円を給付することなどを内容とする法案(天池二〇〇九)が参議院に提出された。それぞれの法案は、「救済対象や原因企業を清算させる分社化などについて大きな隔たりがあった」(天池二〇〇九)とはいうものの、四月二四日から与野党協議が進められ、七月二日、与野党の救済対象の拡大や分社化条件の厳格化などを行うことで法案の一本化に合意。救済対象は、与野党の「四肢末梢優位の感覚障害」に加え、「全身性の感覚障害、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄」を追加し、分社化の前提の「事業再編計画認可の要件として、一時金の支給にチッソが同意すること」が追加され、

与党案の「公健法の地域指定の解除（新規認定の終了）」は、条文から削除されることになった（天池二〇〇九）。こうして、議員立法として衆議院に提出された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「水俣病特措法」）は七月八日に成立した。

また、平成二二年四月一六日には、水俣病被害者を可能な限り迅速に救済するため、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」が閣議決定された。

## 2 チッソの支援措置

平成一一年六月九日、水俣病に関する関係閣僚会議申合せで、平成一二年度以降、患者県債方式では債務返済のめどが立たない状況を踏まえ、抜本的な支援策が関係者に提示された。その内容は、県債の発行を平成一二年六月で打ち切ること、公的債務のうち、返済しきれない分を毎年一般会計と地方財政措置で肩代わりすること、政治決着によって国が助成した二七〇億円の返済を免除すること、チッソは自助努力のうえ株主責任を明確化し、関係金融機関も支援すること等だった。そして翌日、「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」は、このチッソ支援策を六月定例県議会で了承するよう熊本県議会議長に陳情した。

二二日の県議会環境対策特別委員会では、チッソ支援政府案が議論された。その際の執行部説明は、一つはチッソが平成一一年末をめぐりに「チッソ再生計画」を策定し、経常利益の中から患者補償金を優先的に支払うこと、それに伴い、平成一二年度下期以降、患者県債方式を廃止すること。二つは既往公的債務を県が各年度支払い猶予等すること、国は支払い猶予等相当額を一般会計から、八対二の割合の補助金、地方財政措置で手当てすること、地方財政措置として県は政府資金引き受けの特別な県債を発行すること、その元利償還金は地方交付税措置を行うことだった。これらの説明に対しては、国の一般会計からの補助は評価する、との意見があった。一方、経常利益三〇億円以上のチッソ再生計画が問題ではないか、達成できない場合、雇用の確保、地域の振興等にしわ寄せがくるのではないか、と心配する意見も出され、これに対し、チッソの経常利益は三〇億円から四〇億円

で、棚上げ利息の約一三億円で五〇億円程度になる、地域に影響を及ぼさないような再生計画を国に要請すると  
の答弁があった。そして、これまでの議論の内容の要望を盛り込んだ意見書か要望書を提出することで、全会一  
致で了承され、二五日の本会議でも了承された。

チッソでは、水俣病に関する関係閣僚会議申合せで求められた、政府による抜本支援策に基づく「チッソ再生  
計画」の策定を、平成一一年末をめどに準備に入り、一二月に「一：事業環境の激変【国際競争】」「二：事業戦略【選  
択と集中】」「三：合理化策【経営努力】」「四：経営の効率化等」からなる「Ⅰ 事業計画」を取りまとめ、「Ⅱ 国、  
熊本県及び関係金融機関等による金融支援措置」を入れて、「Ⅲ 再生計画における損益推移および資金見通し」  
を明らかにした。そして、一二月以降、策定した「チッソ再生計画」を関係金融機関に提示して、協力を要請し、  
関係金融機関の同意を得て、「チッソ再生計画」を政府に提出した。

こうした手順を踏んで、平成一二年二月八日、「平成一二年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置  
について」が閣議了解された。

さらに、平成二二年七月八日成立の「水俣病特措法」を受けて、平成二二年四月一六日に、万一不測の事態が  
発生したとしても、チッソへの支援措置は県の協力を得て、国の施策として行われるとする、「地域再生・振興  
及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」が閣議了解された。と同  
時に、「平成二二年四月一六日付け閣議了解に基づくチッソ株式会社に対する支援措置」に関して、万一不測の事態が  
発生しチッソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合には、従来の閣議了解等に基づき  
熊本県を通じた金融支援におけると同様、国において万全の措置を講ずるものとする」との「水俣病対策につ  
いて」が閣議決定され、万全の体制がとられることとなった。

## 第4節 教訓

佐和隆光氏は、二一世紀が「環境の世紀」だといわれる、その意味と意義を「ひとつは、二一世紀に入ると、地球環境問題がますます深刻化するであろうこと」「もうひとつは、環境問題が二一世紀の経済発展・成長のバネ仕掛けとなるであろうこと」とした（佐和二〇〇五）。確かに、公害事件として世界的に注目を集めた水俣病を例にとつても、その意味と意義は十分に含意のあるものである。その意味で、水俣病を教訓として伝えていくとする取り組みは、未来の人類の豊かで、持続可能な社会の構築には必要不可欠なものだろう。とくに水俣病公式確認五〇年の平成一八年を介する当該期間は、注目される期間であった。慰霊の施設や式典、教訓の発信について、主なものを通観していきたい。

### 1 水俣病犠牲者慰霊式

水俣病犠牲者慰霊式（以下「慰霊式」）は、「水俣病の発生によって、犠牲となり亡くなられた方々の慰霊と、環境破壊に対する反省と環境再生への誓いを込めて、全市民で祈りを捧げることを目的」（水俣市立水俣病資料館ホームページ）に、平成四年五月一日の「第一回水俣病犠牲者慰霊式」から始まった。そして、最近のコロナ禍の三回（二回は中止で、一回は縮小開催）を除き、毎年度通常開催されている。開催日は公式確認日の昭和三一年五月一日にちなみ、五月一日に設定され、式典には患者や遺族をはじめ、環境大臣、知事、国県関係機関代表、チンン代表、市民が参列している。会場は、平成四年～平成八年が水俣湾埋立地



水俣病公式確認50年の節目を迎え、  
水俣病犠牲者慰霊式（H18.5.1）

で、平成九年度～平成一七年度が水俣メモリアルで、確認五〇年目の平成一八年からはその年の四月三〇日に落成した水俣親水緑地公園の「水俣病慰霊の碑」前に移されている。

当該期間で、特筆されるのは、平成二二年の慰霊式だった。三月一八日に熊本地裁の和解所見の受け入れを表明したばかりの、鳩山首相は、歴代の内閣総理大臣として初めて出席した。そして、一、一〇〇人の参列者の前で「政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分に果たすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかった責任を認め、あらためて衷心よりおわび申し上げます」（鳩山二〇二三）と謝罪の言葉を述べた。これは、吉井氏が平成六年二月二二日に水俣市長に就任して、歴代市長として初めて慰霊式で公式に患者に謝罪したことと続く、画期的な出来事でもあった。また、鳩山首相は、「私は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が、世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、国際的な水銀汚染の防止のための条約づくりに積極的に貢献していく決意です。このため、まず来年一月に開催される第二回の交渉会議をわが国において開催することといたします。さらに、最終的にこの条約の採択と署名を行うために二〇一三年頃開催される外交会議についてもわが国に招致することにより、『水俣条約』と名付け、水銀汚染の防止への取組を世界に誓いたいと思います。」（鳩山二〇二三）と表明した。

## 2 教訓の発信

当該期間の直前の平成一一年二月一八日、チッソ水俣病患者連盟の委員長を二二年間務めて患者救済運動の先頭に立つ一方で、水俣市議会議員を三期務めた川本輝夫氏が逝去した。川本氏が平成一〇年一月三〇日の水俣市議会の質問で、「根強い水俣病事件への偏見や患者への差別観の是正にも大きな役割を果たすものと期待」しての「水俣湾を世界遺産に」を問うたこと（川本輝二〇〇六）は、教訓の発信の象徴的で、歴史的な意義があった。また、平成一一年六月二六日には、水俣病資料館の語り部七人が「語り部」の会を結成し、教訓の発信の主体として活動を本格化させた。さらに、平成一一年三月に熊本大学を退職した原田正純氏は、翌四月に熊本学園大学

教授に就任し、「負の遺産としての公害、水俣病を未来に生かす」ことを目的とした「水俣学」を提唱した。そして、平成一四年九月二〇日からその講義を開始し、その基盤となる水俣学現地研究センターを開設した。こうした動きも、教訓の発信としては、幅広い活動の理念と実践となっている。

鳩山首相が述べた「二〇一三年頃開催される外交会議についても我が国に招致」は、平成二五年一〇月一〇日に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」として現実のものとなった。そして、この中で、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護すること」を目的に定められた「水銀に関する水俣条約」が採択されたのだが、この採択に向けた始動は、当該期間中に起きていた。それは、国際連合環境計画（UNEP）の『世界水銀アセスメント』（国際連合環境計画化学物質部門編二〇〇二）の公表で、二〇〇二年（平一四）一二月のことだった。

国際連合環境計画は、環境に関するさまざまな活動を調整し、新たな問題への国際的協力を推進するために一九七二年に設立された、国際連合総会の補助機関である。世界では、「一九六一（昭和三六）年のイラクの中毒事件、一九六三（昭和三八）年のパキスタンの中毒事件、グアテマラ（一九六六）、再びイラク（一九七二）などの有機水銀中毒の集団発生（中略）そして、中国、ヴェネズエラ、ブラジル、ニカラグア、タイ、インドネシアなどのアジア、南アフリカ、中東などで水銀汚染事件が発生」（原田一九八五）していた。こうしたことを受けて、国際連合環境計画は、二〇〇一年から地球規模の水銀汚染に関する調査を始め、その結果が報告書にまとめられた。それが前掲の『世界水銀アセスメント』で、その中で、排出された水銀は分解されず、地球を循環し、その結果、メチル水銀が生物に蓄積していること、その毒性は、とくに胎児、新生児、小児の神経系に有害で、野生生物へも影響していること、途上国では依然利用され、リスクが高いこと、人的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めていることが指摘された。そのうえで、地球規模で人的な排出を削減して、根絶させる取り組みが必要であることが強く訴えられ、国際連合環境計画の主導で「国際連合環境計画 水銀プログラム」が二〇〇三年から開始された。そして、二〇一三年の条約制定に向けた条約交渉が開始された。

こうした時代的な要請の中で、第六回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議が平成一三年一〇月一五日～一九日に水俣市文化会館・水俣市総合もやい直しセンターで開催された。そこには、三九か国から四一二人の水銀研究者が参加して、「大気」「分析方法」「汚染地域」「生物地球化学」「健康影響」の五分野の五三三件の研究成果を発表した。その第一日目の開会式では、特別講演として水俣病語り部と水俣市長が登壇して、語り部は自らが体験したことを涙ながらに訴え、水俣市長は「環境モデル都市への挑戦」を明らかにした。

同様の世界的な会議としては、平成一九年二月一〇日、一日、水俣市文化会館を会場に開催された第一四回世界大都市十字路会議があった。国土交通省の告知情報によれば、「世界の大都市が日本の大都市に会い、地域づくりに関連したテーマについて、知恵と経験を出し合い意見交換を行うことにより、それぞれの地域の活性化に役立てること」を目的として、開催された。テーマは「環境首都を目指すまちづくり」で、海外からは、ドイツ連邦共和国のフライブルグ市とエッカンフェルデ市、ニュージーランド・ポリルア市、アメリカ合衆国・バークレー市、スイス連邦・ツェルマット村が、国内からは、福岡県北九州市、徳島県上勝町、山形県高畠町、愛知県新城市が参加した。基調講演はフライブルグ市が「環境首都のまちづくり」をテーマに行い、その後、四つの分科会に分かれて、「環境に配慮した産業活動」（第一分科会）、「ごみを減らし出さないための生活環境づくり」（第二分科会）、「食の環境を考える」（第三分科会）、「環境をテーマとした交流」（第四分科会）が議論された。

平成一二年五月二四日～二六日、環境政策のあり方を考える第八回環境自治体会議が環境自治体会議・水俣市が主催となり、水俣市で開催された。この会議は、環境問題に関心を寄せ、環境政策に熱心に取り組む全国五〇の市町村を中心とし、市民団体など約七〇団体の関係者約一、〇〇〇人が参加した。メインテーマは、「二一世紀への伝言」で、六会場で二一分科会が開かれ、「住民参加と協働のまちづくり」「環境自治体づくりのシステム―ISO」「ごみ減量と分別リサイクルのすすめ」など、環境都市づくりについて論議された。これは、平成四年一月に日本初の「環境モデル都市づくり宣言」を行い、平成八年一月から「環境・健康・福祉を大切に産業文化都市」を未来像とする取り組みを始めた、水俣市だからこそその成果だった。そして、市民一人一人が築き

上げてきた環境モデル都市づくりが高く評価され、平成二〇年七月二二日、国から「環境モデル都市」の一つに選定され、地球規模の問題である温暖化対策に先導的に取り組む自治体として、持続可能な社会の実現を目指している。

なお、熊本県は、県内の公立小学校五年生を対象とする「こどもエコセミナー」を平成一四年度から開催し、平成二三年度からは対象を全公立小学校五年生に拡大して、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を続けている。

#### 【引用参考文献】

- 天池恭子 二〇〇九 「水俣病被害者の救済及び水俣病解決に向けて」『立法と調査』二九六、参議院  
一般財団法人水俣病センター相思社作成 二〇二二 『水俣病事件主な争訟 熊本』ホームページ掲載  
熊本学園大学水俣学研究センター作成 二〇一九 『資料一 主な水俣病訴訟』熊本学園大学  
神戸秀彦 二〇〇六 「水俣病関西訴訟―二〇〇四（平成一六）年一〇月一五日最高裁第二小法廷裁判、判例時第一八七五号三頁」『法政理論』三九一、新潟大学法学会・新潟大学人文学部  
国際連合環境計画化学物質部門編 二〇〇二 『世界水銀アセスメント』国際連合環境計画化学物質部門  
佐和隆光 二〇〇五 「巻頭のことば 二一世紀は「環境の世紀」…その意味と意義」『計画行政』二八―三、一般社団法人日本計画行政学会  
衆議院調査局環境調査室編 二〇一五 『水俣病問題の概要』衆議院調査局環境調査室  
鳩山由紀夫 二〇二三 「平成二二年五月一日水俣病犠牲者慰霊式における内閣総理大臣『祈りの言葉』」『水俣病の教訓と日本の水銀対策』所収、環境省  
原田正純 一九八五 『水俣病は終わっていない』岩波書店  
水俣市立水俣病資料館編 二〇二三 『水俣病―その歴史と教訓―二〇二二』水俣市立水俣病資料館

#### IV 有明海・八代海再生に関するponent

平成二一（一九九九）年四月～二三年三月では、有明海と八代海の赤潮発生が社会問題の一つとして取り上げられた。例えば、量的問題として、水産庁九州漁業調整事務所の統計（水産庁九州漁業調整事務所編二〇二二）によると、八代海では、昭和六二（一九八七）年～平成一〇年が一一〇件で、平均九・一六件に対して、平成一一年～二三年が二〇三件で、平均一六・九二件と、八四・七二%の増である。同じく有明海では、昭和六二年～平成一〇年が二一五件で、平均一七・九一件に対して、平成一一年～二三年が四四五件で、平均三七・〇八件と、一〇七・〇四%増と倍増である。次に、質的問題として、「八代海では、これまで何度も赤潮による被害を受けてきたが、とくに二〇〇九年および二〇一〇年に発生した有害な *Chattonella antiqua* の赤潮は、養殖魚類斃死による甚大な漁業被害をもたらした」（青木ほか二〇一五）との指摘や、「有明海では一九九〇年代後半より赤潮が頻発し、奥部海域では一九九八年より秋季～初冬に発生する赤潮が急に大規模化した。赤潮の頻発や大規模化は、海底への有機物負荷量の大幅な増大につながり、夏季の貧酸素水発生の主要な原因」（堤二〇一一）との指摘があり、クロースアップされた。そこで、本節では、当該期間で起きた関連事件を整理していきたい。

#### 第1節 有明海環境保全をめぐる動き

##### 1 国営諫早湾干拓事業の経緯と経過

平成二二年一月二日～平成一三年三月初旬、有明海の養殖ノリで不作が発生した。それは、「色素含量が全体に低下するため、葉体が淡い緑色や黄緑色または黄白色も見える」ノリ葉体の退色現象（bleaching）」である「色落ち」（有賀一九八〇）が主因で、商品価値が下がったためだった。その関連と疑われたのが、国営諫早湾干拓事業だった。

この事業の契機となったのが、昭和二五年五月制定の「国土総合開発法」に基づいた、昭和二七年三月の、有明海沿岸四県（福岡・佐賀・長崎・熊本）による「有明海地域総合開発協議会」の発足（農林省ほか一九六九）と、それを受けた「本県食糧の自給自足をはかるため本格的な大ウクライナ実現をめざし、県では有明海の大干拓を計画」の発表（『長崎民友』（昭27・10・30）、「一六〇億を巨費投じ／有明海の干拓へ／知事、政府へ猛運動を準備」）であった。そして、昭和三二年七月二五日〜二六日の諫早大水害を経て、昭和四〇年に「優良農地の造成（水田）」「農業用水の開発（干拓地および諫早湾周辺地域を対象）」「潮受堤防を利用した道路による交通条件整備」「工業用地の利用」「工業用水の確保」「高潮、洪水の防止（排水不良の改善を含む）」を目的とする「国営長崎干拓事業」の「長崎干拓実施計画書」が策定された。さらに、昭和四五年には、「優良農地の造成（畑）」「農業用水の開発（干拓地および諫早湾周辺地域を対象）」「水道用水の確保（長崎市、諫早市外一市六町を対象）」「高潮、洪水の防止（排水不良の改善を含む）」を目的とした「長崎南部地域総合開発事業」が再発足。昭和五七年には、金子岩三農林水産大臣が「長崎南部地域総合開発事業」に代わって、「優良農地の造成（畑）（干拓地用の農業用水の開発を含む

年	月	日	出来事	
昭和61	1986	12	2	事業計画決定
平成元	1989	7		潮受堤防試験堤の工事着手
		11	8	起工式（諫早文化会館）
平成3	1991	4		潮受堤防設計変更（水門増設）に伴う環境影響評価
平成4	1992	10		潮受堤防及び排水門工事に着手
平成9	1997	4	14	潮受堤防の縮切
平成11	1999	3		潮受堤防の完成
平成12	2000	7		中央干拓地での営農試験開始
平成14	2002	6	4	事業計画変更
平成16	2004	2	2	営農意向調査の実施
平成17	2005	9	20	諫早湾干拓営農の基本方針の表明
平成19	2007	3	30	国・県による公募基準の策定と公表
		7	6	県農業振興公社への配分通知の交付
		8	3	営農者の公募
		11	20	完工式（潮受堤防の縮切から約10年後）
		12	25	29個人、16法人の45経営体の選定
平成20	2008	3		事業の完了
		4	1	営農開始

む)「高潮、洪水の防止(排水不良の改善を含む)」を目的とした「諫早湾防災総合干拓事業」を表明した。こうした経緯で、「優良農地の造成(畑)(干拓地用の農業用水の開発を含む)」高潮、洪水の防止(排水不良の改善を含む)」を目的とした「国営諫早湾干拓事業」が、「諫早湾防災対策検討委員会」での締め切り規模の検討(昭和五八年～六〇年)、湾内一二漁協と湾外一二漁協と県との漁業補償協定の調印と環境影響評価の実施(昭和六一年)の手続きを終えて、正式に発足した。

事業計画概要は、計画対象地域が諫早市と雲仙市で、計画面積は干拓面積約八七〇ha(うち農用地面積約六七二ha)、主要工事は潮受堤防七・〇五km、排水門(北部排水門幅二二五・三m、南部排水門幅五九・九m)、内  
部堤防約一一km、調整池面積二、六〇〇ha(有効調節容量七、九〇〇万 $m^3$ )、  
営農は四一経営体による露地野菜、施設野菜、施設花卉<sup>かき</sup>、飼料作物など)、  
事業費は二、五三〇億円だった。事業期間は昭和六一年～平成二〇年三  
月で、平成二〇年四月の営農開始までの経過は、表のとおり。

## 2 漁民運動の展開と国の対応

潮受堤防工事が本格化した平成四年、諫早湾内で二枚貝のタイラギの大量死滅が見つかった。原因として疑われたのが潮受堤防工事で、平成五年、地元漁業関係者の一部による海上デモが展開された。タイラギ漁関係者の組合である新泉水海潜水器組合は、休漁を決定し、以後九年続けた。そして、象徴的な事件が平成九年四月一四日に起きた。ギロチンとも別称された潮受堤防締め切りで、その映像が繰り返し流されると、全国的な反響となった。

次の漁業不作は、平成二二年二月二日～二三年三月初旬の珪藻赤<sup>けいそうせき</sup>



諫早湾干拓に抗議して熊本など4県漁民の  
約7,000人が海上デモ(H13.1.28)  
(写真提供:熊本日日新聞社)

潮によるノリの色落ち被害の拡大だった。やはり潮受堤防締め切りが疑われた。そこで、平成一三年一月一日に、有明海沿岸四県の漁業関係者有志約一、〇〇〇人が漁船二〇〇隻で国営諫早湾干拓事業に抗議する海上デモを、続く一三日には、佐賀県東部地区漁業協同組合の青年部が中心となって、同四県の漁業者が漁船約三〇〇隻で二回目の海上デモを、さらに二八日には、熊本、福岡、佐賀三県の漁業協同組合連合会と長崎県の九漁業協同組合の漁業関係者六、〇〇〇人が漁船一、三〇〇隻に乗船して三回目の海上デモを行った。そして、この動きは、その後も続き、二月二二日、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡県有明海漁連」）は、諫早市の諫早湾干拓堤防管理事務所で、事業中止、水門常時開放と九州農政局長との対話などを要求し、二三日には、福岡県有明海漁連会長と加盟組合長らが熊本市の九州農政局を訪問し、工事中止を求める交渉に入り、翌早朝からは、福岡県有明海漁連有志約五〇〇人が、七か所の工事出入口などを封鎖した。さらに、三月一日には、福岡県有明海漁連の組合員約二七〇人が谷津義男農林水産大臣と古賀誠自民党幹事長に直接陳情し、農林水産省周辺で抗議デモを展開した。

これらの抗議行動は、新聞社やテレビ局のマスコミ各社が連日にわたって報道すると、一気に全国的に社会問題化した。こうした世論を受けて、与党の自由民主党や公明党、保守党では被害調査対策本部、有明海ノリ凶作調査対策、有明海漁業被害対策本部をそれぞれ設置して、一月二六日に現地視察を実施し、野党の民主党も有明海漁業被害対策・諫早湾干拓事業見直し対策本部が二七日に現地を視察した（『熊本日日新聞』平13・2・1連載記事「ノリ大凶作」）。

農林水産省は一月一八日に「有明海ノリ不作対策本部」を設置して、原因究明と養殖業者への支援措置などの検討に乗り出し、谷津大臣は一月二六日の午前中の会見で水門開放に言及した。そして、二月二三日午前の閣議後の記者会見で、「工事についても、第三者委員会が中断して調査する必要があるとすれば、それもよしと思っている」と述べた。この第三者委員会は、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会のことで、その設置要領によると「有明海沿岸四県（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県）におけるノリ養殖の不作等に関する調査及び研

究の計画の樹立、適切な実施等を図るため」に設置された第三者委員会だった。専門家一人と福岡・佐賀・長崎・熊本・漁業協同組合連合会の会長四人の計一五人で構成された。会議は、三月三日に第一回が開催され、三月二七日まで三回実施された。また、農林水産省は、三月一五日、一六日には緊急調査としてサンプル調査、二二日と二三日には排水門からの排水に伴う濁り拡散調査を実施し、その調査報告が第三者委員会に報告された（『熊本日新聞』平13・3・15、同22）。そして、「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会 清水誠」名で三月二七日に公表したのが、「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会（第1〜3回）の委員長まとも」だった。この中で、提言骨子は、「一、将来は諫早湾干拓地の機能を知るため水門開放が必要／一、開門調査は少なくとも数年間必要」などの七項目の内容だったというが、その中で「開放の時期については言及しなかった」曖昧さが残ったという（『熊本日新聞』平13・3・28）。ただし、「干拓現場においても、堤防外の環境に悪影響を与える可能性のある工事は凍結することが望ましい」ことに言及され、「二〇〇二年一月まで工事が中断する根拠」となったとされている（『諫早湾干拓事業をめぐる激動の記録』（干潟を守る日2002 in 諫早&東京シンポジウム資料集参考資料））。

なお、第三者委員会では、その後、平成一五年三月二七日開催の第一〇回まで議論が続けられた。その間の報告は、既述の「委員長まとも」のほか、九月二〇日の第六回での「有明海のノリ不作の対策などに関する中間とりまとめ」、二月一九日の第七回での「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」で、平成一五年三月二七日に「最終報告書―有明海の漁業と環境の再生を願って―」が出された。

### 3 諫早湾干拓関係訴訟

こうした中、潮受堤防の締め切りと不漁の因果関係を争点とした訴訟が始まった。それは、「開門」「非開門」という相反する判断が併存するねじれ状態が解消された（『熊本日新聞』令5・3・2「諫早湾干拓、開門の無効確定／判断統一、法廷闘争が決着」、令和五（二〇二三）年三月一日の最高裁判所（以下「最高裁」）の判断

まで続くことになる。その間の二六年は、開門賛成派（漁業関係者）、開門反対派（諫早市側干拓地営業者や後背地住民等）、開門反対派から開門賛成派に転向した関係者（諫早湾漁業関係者）による民事裁判が乱立した様相（宮澤二〇一八）を呈し、これらの中の「開門賛成派と国との間で争われた裁判において異なる因果関係判断」（宮澤二〇一八）、の中で、関係者たちが翻弄された。当該期間は、まさにその起点の時期だった。

開門賛成派の訴訟は、国営諫早湾干拓事業の差し止めを求めて佐賀地方裁判所（以下「佐賀地裁」）に提訴したもので、諫早湾干拓関係訴訟の起点だった。漁業関係者は、平成一四年一月二六日、佐賀地裁に提訴し、仮処分の申請も同時に行った（『熊本日日新聞』平16・8・26）。その判決は平成一六年八月二六日に出され、漁業被害との因果関係が一部認められ、「一審判決まで工事の続行を禁じる」（『熊本日日新聞』平16・8・26）との仮処分が決定された。この工事差し止め仮処分決定について、国は不服として、八月三十一日、佐賀地裁に異議申し立てを行ったが、佐賀地裁は、平成一七年一月二二日、国の異議申し立てを却下するとともに、工事差し止め仮処分決定を認可した（『熊本日日新聞』平17・1・13）。

そして係争の舞台は、福岡高等裁判所（以下、「福岡高裁」）に移り、国は、一月二六日に保全抗告した（『熊本日日新聞』平17・1・26）。この抗告に対して、福岡高裁（二審）は、平成一七年五月一六日、「干拓工事の差し止めを認めるには事柄の性質上、一般の場合よりも高い疎明が必要」と、証明のハードルを佐賀地裁決定よりも高く設定。『漁獲量の減少と干拓工事の関連性は疑われるが、疎明されるまでには至っていない』とし、被害の立証が不十分との理由（『朝日新聞』平17・5・16「諫早の干拓工事、差し止め取り消し／『被害立証足らぬ』福岡高裁」）で、佐賀地裁の仮処分決定および認可決定を取り消す旨を決定した。その結果、工事は再開されることとなり、漁業関係者は、五月二〇日、この決定を不服として、最高裁に許可抗告した。しかし、九月三〇日、福岡高裁の判断が支持され、漁業関係者側の抗告が棄却された。この件については、国は、上告せずに判決が確定したが、佐賀地裁も福岡高裁も認めた五年間の各排水門開放の継続義務を負うこととなった。

開門賛成派が、各排水門の開放等を求める仮処分の申し立てを佐賀地裁に行った訴訟もあった。漁業関係者ら

は、平成一七年一〇月三一日、佐賀地裁へその申し立てを行った（『熊本日日新聞』平17・11・1）。また、審議途中の平成一八年一月一五日には、工事完成が迫ることを勘案して、訴え内容が「潮受堤防の撤去」に変更され、併せて予備的に南北排水門の常時開放を求めた請求が行われた。この裁判の判決は、平成二〇年六月二七日に行われた。その内容は、「有明海の漁業被害と堤防締め切りの因果関係はデータは不足しており認めるのは困難だが、諫早湾内とその近くの漁場については相当程度の立証がされている」（『熊日速報』平20・6・27）との判決理由をもって、準備に必要な三年を猶予しての五年間の排水門の開放を命じるものだった。これを受けた原告双方は、それを不服として、七月一〇日、一日にそれぞれ福岡高裁に控訴した。そして福岡高裁では、平成二二年一二月六日に佐賀地裁判決を支持する判決が行われ、排水門の五年間の開放が明示された。

この判決には、次のような政治的動きがあった。平成二二年一二月八日、古川康佐賀県知事、留守茂幸佐賀県議会議長らは、古川元久内閣官房副長官に面会して、菅直人総理大臣へ「早期開門調査の実施を求める要望書」を提出し、上告の断念と「内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、政治主導で『開門調査を行う』」との政治決断を迫った。また、鹿野道彦農林水産大臣に対して、同様の政治決断を迫り、「一 現地視察を早期に実施し、『開門調査を行う』」との方針を直ちに明らかにすること」「二 開門調査の早期実施のために、農業用水や背後地の防災対策などの事前対策事業について、早期に予算化を図ること」「三 開門調査の結果を確実に有明海の再生につなげること」の要請を具体的に行った。その結果、一二月一五日、菅総理大臣は、福岡高裁控訴審判決に対して、「ギロチンといわれた一九九七年の工事以来、何度も現地足を運んでおり、最終的に判断した。開門により、海をきれいにしようという高裁の判断は大変重い」（『東京新聞速報』平16・12・15）として上告断念を表明した。そして、一二月二一日、福岡高裁控訴審判決は確定。開門調査の実施が決定された。

一方、この決定に「中村法道長崎県知事は『地元は一切、相談も報告もなく大変遺憾』と強く反発」し、「長崎知事農相面会を拒否」（『熊本日日新聞』平22・12・16）。改めて、鹿野農林水産大臣は、平成二三年一月二三日、副大臣とともに長崎県を訪問し、中村知事や干拓地の営農者たちと面会した。それは、開門準備を始めるための

地元関係者との意見交換のためだった。説明を聞いた中村知事は、その場で、「いさかいに終止符を打つために、地元を犠牲にするのか」「(開門に伴う) 具体的な対策が示されない限り、再び話し合いのテーブルにはつかない」と反発した(『日本経済新聞』平成23・1・23「鹿野農相が諫早訪問、知事らと会談／議論は平行線」)。この菅総理大臣の政治決断と、それに対する中村知事の反発は、その後が続く訴訟展開の分岐点となった。その直接的な背景は、「開門が行われた場合に直接的に負の影響を受けうる関係者―すなわち、干拓地の農業者、干拓地付近漁業者および住民―(開門反対派―筆者補記)が前訴(平成二三年三月までの訴訟―筆者補記)の訴訟当事者となっていないからで、「前訴開門判決が確定したのにもかかわらず、その法的拘束力を受けない形」で、後述する長崎地裁への提訴につながっていった(岩橋二〇一四)。

開門賛成派の福岡県有明海漁連が国に対して起こした中長期開門調査を請求した裁判もあった。福岡県有明海漁連は、平成一八年一月三十一日、湾を締め切った潮受堤防を開ける「中長期開門調査」の実施を求めた行政訴訟と、国が調査をしないことの違法確認などを求めた民事訴訟を福岡地裁に起こした。これについて、福岡地裁の判決が、平成一八年一月二十九日に行われ、行政訴訟に係る請求については「行政訴訟の対象外」と、その訴えが却下された。これに対して、福岡県有明海漁連は、その内容が不服として控訴をしたが、平成一九年一月に控訴を取り下げ、さらにその年の七月には、福岡地裁に起こした訴訟のすべてを取り下げて、決着した。

次に、開門反対派から転向の開門賛成派の訴訟は、長崎地裁を舞台に開始された。諫早湾漁業関係者(小長井町・大浦漁協)は、平成二〇年四月三〇日に各排水門の開放等を求めて提訴した。潮受堤防で漁場環境が悪化して、漁業被害が生じたとの主張で、各排水門の開放などを求めたものだった。次に、平成二二年三月一日には、小長井町・国見漁・瑞穂漁協の漁業関係者が、排水門の開門を求めて提訴し、平成二三年三月二十九日には、小長井町・瑞穂漁協の漁業関係者が、排水門の即時開門を求めて提訴した。

最後に、開門反対派(諫早市側干拓地営業者や後背地住民、長崎県農業振興公社ら)が起こした訴訟も長崎地裁だった。平成二三年四月十九日、開門の差し止めを求めて提訴された。これは、既述した菅総理大臣の決断

と中村法道長崎県知事の反発を象徴したもので、その後、中央政界では、平成二四年衆院選での政権交代があり、これによって諫早湾干拓についての政策が一八〇度転換されることとなり、国は、平成二五年一月二〇日を開門の履行期限とする福岡高裁確定判決に従わなかったのである。以後、諫早湾干拓関係訴訟問題は、背反する司法判断がなされることでねじれ状態とも評される状況に陥り、混迷を深めていった。

## 第2節 八代海赤潮被害をめぐる動き

八代海赤潮の報道は、平成二二年七月一日が第一弾で、七日の「第一回警報発令から十日後」の公表だった（『熊本日日新聞』（平12・7・18）「八代海 赤潮被害一六〇〇万円／養殖フグやトラフグ死ぬ」）。その後、被害金額は、一九日が二億円超（同紙7・20）、二四日が八億円（同紙7・25）、二七日が一億九千円（同紙7・28）と急激な伸びをみせ、八月一日の「八代海／赤潮二五日ぶり終息」を報じた『熊本日日新聞』（8・26）では「県が警報解除／被害最悪の三七億円」に上っていた。そしてその最終被害とその金額は、「御所浦地区を中心として、カンパチ、ブリ等の養殖魚類約二九〇万尾が斃死し、約四〇億円の被害」（八代海域調査委員会編二〇〇三）と、深刻なものだった。

昭和五三年以降、平成二二年までの赤潮発生件数については、水産庁九州漁業調整事務所の統計（水産庁九州漁業調整事務所編二〇二三）を基に五年単位でみていくと、次のような傾向がある。まず、昭和五三年～五七年は、三八件で、平均七・六件だった。次に、昭和五八年～六二年は、三七件で、平均七・四件、昭和六三年～平成四年は、四〇件で、平均八件、平成五年～九年は、三四件で、平均六・八件と比較的安定していた。ところが、平成一〇年～一四年には、七七件で、平均一五・四件と急増し、続く平成一五年～一九年は、八五件で、平均一七件と増加傾向がさらに顕著となっている。そして、平成二〇年～二二年の三年間は、四三件で、平均一四・三件で、傾向は維持されている。

ところで、赤潮被害をその単位での被害件数で整理すると、次のとおりだった。昭和五三年～五七年は八件、昭和五八年～六二年は二件で、昭和六三年～平成四年は、一六件で、平成五年～九年は、三件で、平成一〇年～一四年は、一四件で、平成一五年～一九年は、七件で、平成二〇年～二二年の三年間は、六件であった。平成一一年～二二年の当該年では、平成一一年から一七年まで、七年連続で被害が発生しており、二年おいての平成二〇年から二三年も発生するというように、一二年間中一〇年間の発生頻度だった。とくに被害実態では、魚毒性が極めて強いとされる *Chattonella antiqua* (シャットネラ アンティーカー) を有害赤潮藻として、主にブリ、カンパチ、シマアジ等の養殖魚を中心に漁業被害が発生し、とくに平成二一年、二二年には総額八六億円の被害が出たという(九州海域赤潮・貧酸素共同研究機関編二〇一八)。

こうした赤潮被害だったが、「有明海のノリ不作が持ち上がるまで、赤潮も天災と思っていた。しかし、諫早湾干拓やダムなどが海を壊しているのではと考えると、黙っているわけにはいかない」(『熊本日日新聞』平13・2・4)という漁民の不安が顕在化していった。その記事が伝えているところによると、「荒瀬、市房などの三つのダムができる以前は河口にはびっしりと藻が茂り、魚の産卵場になっていたが、ほとんど消えた」現状があったという。「生態系がこれ以上崩れれば海は死んでしまう」との川辺川ダムへの危機感が表面化した。そして、記事は「あそこ(諫早湾)は(水門を)開ければいいが、こちら(川辺川)はそうはいかない。川辺川事業は本当に大丈夫ですかと国に再度求めたい」との当時の潮谷義子知事の定例記者会見を引いて、漁業関係者に広がっていた危機感を報じた。

### 第3節 有明海・八代海特別措置法の制定と豊饒の海再生への運動展開

#### 1 豊饒の海再生に向けた取り組み

「津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する」ことを目的に、昭和三十一年に

制定された海岸法は、「海岸環境の整備と保全」と「公衆の海岸の適正な利用の確保」を新たな目的に加えて、平成一年五月に抜本的に改正された。その関連で実施されたのが、平成一年八月二二日の「有明海沿岸四県クリーンアップ事業」だった。その後、この事業は、継続されていった。

そして、八代海での平成一二年七月七日～八月一日の赤潮発生による漁業被害、有明海での平成一二年一二月二日～一三年三月初旬の珪藻赤潮発生によるノリの色落ち被害の拡大は、重大な社会問題となった。とくに後者では、既述のとおり、潮受堤防の締め切りとの関連が疑われ、農林水産省は、平成一三年一月一八日に、逸早く対策に乗り出し、有明海のノリ凶作の原因究明と漁業者への支援策などを検討するための「有明海ノリ不作等対策本部」(本部長・渡辺好明水産庁長官)を設置した。また、豊穰ほうじょうの海とも形容された有明海・八代海の現状に鑑み、本県でも、その再生に向けた取り組みが、赤潮発生に伴う漁業災害の顕在化を受けて、活発化していった。

こうした情勢を受けて、県が平成一三年一月一七日に策定したのが「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」だった。それは、有明海・八代海を再生させるための、県として当面取り組みべき施策を取りまとめたもので、平成一四、一五年度予算編成での喫緊の重要課題としての位置づけと、施策の重点化を図るための指針となった。また、有明海沿岸の四県四八市町の首長らは、有明海・八代海再生特別措置法の早期制定を国などに求めるための「有明海がんばれサミット協議会」を平成一四年八月二〇日に結成し、その実現を後押しした。

## 2 有明海・八代海特別措置法の制定と県計画の策定

平成一四年五月二八日、第一五四回国会において議員提案により提出された「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(以下「有明海・八代海特別措置法」)が、平成一四年一月二二日に成立し、一月二九日に公布施行された。この法律は、「国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的」とするもので、国が基本方針を定めて、関係県が有明海・八代海の環境保全や漁業振興の施策の計画を策定し、その事業へのかさ上げ補助などを内容とするものであった。主務大臣は、総務、文部科学、農林

水産、経済産業、国土交通、環境にわたり、施策の内容は、「水質等の保全に関する事項」「干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項」「河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項」「河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項」「森林の機能の向上に関する事項」「漁場の生産力の増進に関する事項」「水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項」「有害動植物の駆除に関する事項」「調査研究等の推進」「海域の環境の保全及び改善並びに漁業の振興等に関するその他の重要事項」で整理されていた。そして、それぞれの事項には、具体的な政策が盛り込まれていた。

次に、県では、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を平成二五年三月二八日に策定した。それは、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」の国の基本方針に基づき、関係六県が「有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、国や関係県、市町村と連携し、漁業者や地域住民をはじめとする関係者の協力の下、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進するため」「県ホームページ（水の国くまもと）のもので、そのベースは、前述した平成一三年一二月一七日策定の「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」だった。これによって、法制定以前の県施策と制定後の施策との整合性が取られることとなった。

### 3 熊本県議会の特別委員会設置と各種専門委員会の評価と検討

有明海・八代海特別措置法の制定を受けて、有明海・八代海の再生に向けた動きが始まった。

まず熊本県議会では、平成一五年六月定例会の一日目である六月一八日に、「日程第八 特別委員会の設置の件」で、西岡勝成議長から、「有明海及び八代海の環境の保全・改善及び公共事業に関する件、有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興に関する件を調査するため、一七人の委員をもって構成する有明海・八代海再生特別委員会」の設置の提案があり、同意されて、その設置が決まった。その最初の委員会構成は、表のとおりだった。



置した。この調査委員会は、学識経験者、漁業関係者、関係行政機関からなり、「八代海域の将来にわたる保全を目指して、科学的かつ客観的に河川及び八代海域での水質、底質等の調査を行うため」(同調査委員会規約)のものであった。また、この調査委員会の提言により、「八代海域の環境保全に万全を期すため、学識経験者の指導のもと八代海域の状況の監視(モニタリング)を行うとともに、適切な保全対策の推進が図られるよう協議する」組織として、八代海域モニタリング委員会が平成一五年五月八日に設置された(同モニタリング委員会規約)。

この中で得られたデータは、前記した有明海・八代海総合調査評価委員会に提供された。八代海域調査委員会は、平成一三年四月二三日に第一回が開催され、平成一五年一月二〇日まで九回開催され、「八代海域における環境保全のあり方について」が取りまとめられた。また、八代海域モニタリング委員会は、平成一五年五月八日に第一回が開催され、平成二〇年三月一日まで七回開催された。

また、組織としては、平成一五年七月に、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所に「有明海・八代海漁場環境研究センター」が設置された。それは、養殖ノリが安定して、アサリ・タイラギなどの二枚貝がたくさん獲れることを目標に、漁場環境や水産資源についての調査研究を行う組織であった。

一方、熊本県は、干潟、藻場等の沿岸海域の再生方策を科学的知見に基づいて検討するため、学識者および一般住民、漁業代表者で構成する有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会を平成一六年八月に設置した。この検討委員会では、「戦後一九五〇年以降、現在までの」「既存資料の収集・整理」、「熊本県の沿岸域漁業者を対象」とした「過去の干潟や海域の状況、及びその年代について」の「聞き取り調査」、漁業者だけでなく一般住民を含めた幅広い層の意見を収集するための「アンケート調査」、満潮時・干潮時の海岸前面の状況、護岸の状況、後背地の状況、塩生植物の分布状況についての「現地調査」、「熊本県の状況に類似」した「干潟等沿岸海域の再生方策に関する事例や文献の収集・整理」、有明海三地区(荒尾・松尾・川口)、八代海三地区(八代海北部沿岸域・芦北・御所浦)の六つの「ケーススタディー地区における意見交換会」が実施された(有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会編二〇〇六)。この検討委員会は、平成一八年三月まで、計一一回開催され、その結果は「有

明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会報告書「有明海・八代海干潟等沿岸海域の再生に向けて」として取りまとめられ、「有明海・八代海干潟等沿岸地域の再生のあり方」が提言された。その要点として、「基本理念・基本方針における視点」「有明海・八代海全体の望ましい姿と再生方策における視点」が提示され、「再生方策推進のための方法について」の留意点として、「海域全体のバランスを考慮した方策の実施」「地域特性や課題に応じた再生方策の効果的な組み合わせの追及」「科学的合理性と社会的合理性の乖離の解消」「再生方策の評価システムの導入」「地域リーダーの育成」「実行を担保する仕組みの整備」が議論された（瀧川・松本・柴田他二〇〇七）。

#### 4 有明海や八代海等の再生に向けて

有明海や八代海等の再生が法的に整備されると、具体的な活動が産学官民の連携で始まり、今日まで続いている。当該期間は、その起点となった時期だった。そこで、それらの動きを通過して、本項を閉じたい。

平成一四年度に開始された「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」としては、毎年実施されている、川や海の県内一斉清掃活動の「くまもと・みんなの川と海づくりデー」が県内市町村を実施主体に開催されている。平成一四年六月一日に法人設立された特定非営利活動法人（NPO）みらい有明・不知火（同法人ホームページ）は、「子ども、青少年、地域、まちづくり、環境・エコロジー、防災・減災、科学技術の振興、経済活動の活性化、起業支援、市民活動団体の支援、食・産業、漁業、林業、行政への政策提言、学術研究（理学）、学術研究（工学）、学術研究（農学）、学術研究（複合領域分野）、その他」に取り組んでいる。平成一七年六月一日に法人設立された特定非営利活動法人（NPO）有明海再生機構（内閣府NPO法人ポータルサイト）は、「農山漁村・中山間地域／環境の保全／科学技術の振興／経済活動の活性化／連絡・助言・援助」を活動内容としている。平成一七年一〇月二九日に設立された不知火海・球磨川流域圏学会も、豊稔の海の再生を目指す取り組みの一つとして見逃せないもので、産学官民一体となった取り組みが志向されている。平成二一年五月一日に設立されたやつしる里海ネット（同ホームページ）は、「住民を対象とした環境学習や交流事業の開催や八代海に関する知識を高

めるための学習会」を開催している。

【引用参考文献】

- 青木一弘・鬼塚剛・清水学・黒田寛 二〇一五 「八代海における *Chatonella* 赤潮の時空間変動」『沿岸海洋研究』五三  
一 日本海洋学会 沿岸海洋研究会
- 有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会編 二〇〇六 『報告書』有明海・八代海干潟等沿岸海域の再生に向けて』  
有賀裕勝 一九八〇 「スサビノリの色彩と色素」遺伝・生物の科学 三四一九 エヌ・ティ・エス
- 岩橋健定 二〇一四 「諫早湾干拓事業をめぐる混乱と民事訴訟制度（一）」『法学教室』四〇四 有斐閣
- 環境省・有明海・八代海総合調査評価委員会編 二〇〇六 『報告書』
- 環境省・有明海・八代海等総合調査評価委員会編 二〇一七 『有明海・八代海等総合調査評価委員会報告』
- 九州海域赤潮・貧酸素共同研究機関編 二〇一八 『平成二九年度 漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業 九州海  
域での有害赤潮貧酸素水塊発生機構解明と予察・被害防止等技術開発報告書』
- 熊本県編 二〇〇三 『有明海・八代海再生に向けた熊本県計画』
- 清水亮 二〇〇七 「開発事業に対する反対運動と被害住民の（生活の論理）——諫早湾干拓事業を例として——」『地域社  
会学会年報』一九
- 水産庁九州漁業調整事務所編 二〇一〇 『平成二二年九州海域の赤潮』
- 水産庁九州漁業調整事務所編 二〇二三 『令和四年九州海域の赤潮』
- 滝川清・松本聖治・堀田英一・柴田剛志・尾木陽子・園田吉弘 二〇〇七 「有明海・八代海再生へのマスタープラン」  
熊本県の取り組み』『海洋開発論文集』二二三
- 堤裕昭 二〇一二 「有明海奥部における大規模な赤潮の発生とその発生メカニズムと原因」『沿岸海洋研究』四九一二  
日本海洋学会 沿岸海洋研究会
- 農林省・通商産業省・運輸省・建設省・経済企画庁編 一九六九 『有明海総合開発調査報告書』農林省・通商産業省・運輸省・  
建設省・経済企画庁

宮澤俊昭 二〇一八 「諫早湾干拓紛争をめぐる因果関係判断の検討―民事裁判の当事者としての国の位置付けを視野に入れて―」『横浜法学』二七一― 横浜法学会

八代海域調査委員会編 二〇〇三 「八代海域における環境保全のあり方について」

